

平成23年2月28日 開 会

平成23年3月18日 閉 会

平成23年第1回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

2月28日（月曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開 会（午前10時00分）	4
○日程第1 会議録署名議員の指名について	4
○日程第2 会期の決定について	4
○日程第3 諸般の報告について	4
○日程第4 報第1号 山県市国民保護計画の変更について	4
○日程第5 議第3号から日程第25 議第23号まで	4
平野市長提案説明	5
○日程第26 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について	19
後藤利瑛議会運営委員会委員長提案説明	19
○散 会（午前11時10分）	20

3月9日（水曜日）第2号

○議事日程	21
○本日の会議に付した事件	22
○出席議員	24
○欠席議員	24
○説明のため出席した者の職氏名	25
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	25
○開 議（午前10時00分）	26
○日程第1 質 疑（議第3号から議第23号まで及び発議第1号）	26
5番 横山哲夫議員質疑	26
岡田総務部次長答弁	26
5番 横山哲夫議員質疑	27

岡田総務部次長答弁	27
5番 横山哲夫議員質疑	27
船戸産業建設部長答弁	27
5番 横山哲夫議員発言	28
7番 田垣隆司議員質疑	28
松影市民環境部長答弁	28
7番 田垣隆司議員質疑	28
松影市民環境部長答弁	28
7番 田垣隆司議員質疑	29
船戸産業建設部長答弁	29
7番 田垣隆司議員質疑	30
船戸産業建設部長答弁	30
7番 田垣隆司議員発言	30
9番 武藤孝成議員質疑	30
松影市民環境部長答弁	30
9番 武藤孝成議員質疑	31
松影市民環境部長答弁	31
9番 武藤孝成議員質疑	31
松影市民環境部長答弁	32
9番 武藤孝成議員質疑	32
松影市民環境部長答弁	32
9番 武藤孝成議員質疑	32
松影市民環境部長答弁	32
9番 武藤孝成議員質疑	32
松影市民環境部長答弁	32
9番 武藤孝成議員質疑	33
松影市民環境部長答弁	33
9番 武藤孝成議員質疑	34
松影市民環境部長答弁	34
9番 武藤孝成議員質疑	34
松影市民環境部長答弁	34
9番 武藤孝成議員発言	34
14番 小森英明議員質疑	34
恩田教育委員会事務局長答弁	35

14番 小森英明議員質疑	35
恩田教育委員会事務局長答弁	36
14番 小森英明議員質疑	36
松影市民環境部長答弁	36
14番 小森英明議員質疑	37
松影市民環境部長答弁	37
14番 小森英明議員発言	37
10番 影山春男議員質疑	37
松影市民環境部長答弁	37
10番 影山春男議員質疑	38
松影市民環境部長答弁	38
10番 影山春男議員質疑	39
松影市民環境部長答弁	39
10番 影山春男議員質疑	39
松影市民環境部長答弁	39
10番 影山春男議員質疑	40
松影市民環境部長答弁	40
10番 影山春男議員発言	41
13番 藤根圓六議員質疑	41
松影市民環境部長答弁	41
13番 藤根圓六議員質疑	41
松影市民環境部長答弁	41
13番 藤根圓六議員質疑	41
松影市民環境部長答弁	42
13番 藤根圓六議員質疑	42
笠原保健福祉部長答弁	42
13番 藤根圓六議員質疑	42
笠原保健福祉部長答弁	42
13番 藤根圓六議員質疑	42
笠原保健福祉部長答弁	43
13番 藤根圓六議員質疑	43
松影市民環境部長答弁	43

13番 藤根圓六議員質疑	44
松影市民環境部長答弁	44
13番 藤根圓六議員発言	44
○休 憩（午前11時02分）	44
○再 開（午前11時20分）	44
1 番 上野欣也議員質疑	45
松影市民環境部長答弁	45
1 番 上野欣也議員質疑	45
松影市民環境部長答弁	45
1 番 上野欣也議員質疑	45
松影市民環境部長答弁	46
1 番 上野欣也議員質疑	46
岡田総務部次長答弁	46
1 番 上野欣也議員質疑	47
笠原保健福祉部長答弁	47
1 番 上野欣也議員質疑	48
松影市民環境部長答弁	48
1 番 上野欣也議員質疑	48
笠原保健福祉部長答弁	49
1 番 上野欣也議員質疑	49
笠原保健福祉部長答弁	49
1 番 上野欣也議員発言	49
11番 後藤利瑗議員質疑	49
恩田教育委員会事務局長答弁	49
11番 後藤利瑗議員質疑	50
恩田教育委員会事務局長答弁	51
11番 後藤利瑗議員発言	51
3 番 杉山正樹議員質疑	51
笠原保健福祉部長答弁	51
3 番 杉山正樹議員質疑	52
笠原保健福祉部長答弁	52
3 番 杉山正樹議員質疑	52

船戸産業建設部長答弁	52
3番 杉山正樹議員質疑	53
船戸産業建設部長答弁	53
3番 杉山正樹議員質疑	53
船戸産業建設部長答弁	53
笠原保健福祉部長答弁	54
3番 杉山正樹議員発言	54
4番 尾関律子議員質疑	54
岡田総務部次長答弁	54
4番 尾関律子議員質疑	55
岡田総務部次長答弁	55
4番 尾関律子議員質疑	56
岡田総務部次長答弁	56
4番 尾関律子議員質疑	56
岡田総務部次長答弁	56
4番 尾関律子議員発言	57
12番 寺町知正議員質疑	57
岡田総務部次長答弁	58
12番 寺町知正議員質疑	59
梅田事務局長答弁	60
12番 寺町知正議員質疑	61
船戸産業建設部長答弁	62
12番 寺町知正議員質疑	62
船戸産業建設部長答弁	64
12番 寺町知正議員質疑	65
岡田総務部次長答弁	65
12番 寺町知正議員質疑	66
岡田総務部次長答弁	67
12番 寺町知正議員質疑	67
岡田総務部次長答弁	68
12番 寺町知正議員質疑	69
平野市長答弁	70

12番 寺町知正議員質疑	70
平野市長答弁	71
○日程第2 委員会付託（議第3号から議第23号まで及び発議第1号）	71
○散 会（午後0時52分）	72

3月16日（水曜日）第3号

○議事日程	73
○本日の会議に付した事件	73
○出席議員	73
○欠席議員	73
○説明のため出席した者の職氏名	73
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	73
○開 議（午前10時00分）	75
○日程第1 一般質問	75
1. 2番 石神 真議員質問	75
(1) 山県市の教育の現状と教員の資質向上について	75
森田教育長答弁	75
石神 真議員質問	78
森田教育長答弁	78
石神 真議員発言	80
2. 7番 田垣隆司議員質問	80
(1) 北部国道等の整備促進について	80
船戸産業建設部長答弁	81
田垣隆司議員質問	82
船戸産業建設部長答弁	82
田垣隆司議員発言	83
3. 6番 宮田軍作議員質問	83
(1) 産業廃棄物処理施設に対する市の監視体制について	83
松影市民環境部長答弁	84
宮田軍作議員質問	85
松影市民環境部長答弁	85
(2) 山県市自主番組放送中止に伴う市民への周知は	86

岡田総務部次長答弁	87
宮田軍作議員発言	89
4. 14番 小森英明議員質問	89
(1) 生活保護者や高齢者に仕事を	89
笠原保健福祉部長答弁	90
小森英明議員質問	90
恩田教育委員会事務局長答弁	90
小森英明議員質問	91
○休 憩（午前11時09分）	92
○再 開（午前11時30分）	92
5. 4番 尾関律子議員質問	92
(1) 支え合う地域社会づくりについて	92
笠原保健福祉部長答弁	93
尾関律子議員質問	94
笠原保健福祉部長答弁	95
(2) 不育症対策について	95
笠原保健福祉部長答弁	96
尾関律子議員質問	97
笠原保健福祉部長答弁	97
(3) 少人数教育について	98
森田教育長答弁	98
尾関律子議員質問	99
森田教育長答弁	99
尾関律子議員発言	100
○休 憩（午後0時01分）	100
○再 開（午後1時00分）	100
6. 10番 影山春男議員質問	100
(1) モンスターペアレントについて	100
森田教育長答弁	101
影山春男議員質問	101
森田教育長答弁	102
影山春男議員発言	102

7. 3番	杉山正樹議員質問	103
(1)	クリーンセンターの稼働状況について	103
	松影市民環境部長答弁	103
	杉山正樹議員質問	105
	松影市民環境部長答弁	106
	杉山正樹議員発言	107
8. 1番	上野欣也議員質問	107
(1)	戸別所得補償制度の実施状況について	107
	船戸産業建設部長答弁	108
(2)	介護保険の現状と課題について	109
	笠原保健福祉部長答弁	111
	上野欣也議員質問	113
	笠原保健福祉部長答弁	113
(3)	給食費等の天引きについて	114
	森田教育長答弁	115
	上野欣也議員発言	116
○休	憩（午後2時03分）	117
○再	開（午後2時25分）	117
9. 12番	寺町知正議員質問	117
(1)	指定管理費用を債務負担行為設定しないことは違法	117
	岡田総務部次長答弁	118
	寺町知正議員質問	120
	嶋井副市長答弁	121
	寺町知正議員質問	122
	平野市長答弁	122
(2)	市役所の機構改革と骨格予算の真意について	123
	嶋井副市長答弁	125
(3)	「子ども・丸ごとサポートセンター」の設置を	127
	笠原保健福祉部長答弁	129
	森田教育長答弁	130
10. 5番	横山哲夫議員質問	132
(1)	今後の山県市政について	132

平野市長答弁	135
横山哲夫議員発言	137
○散 会（午後 3 時33分）	137

3 月18日（金曜日）第 4 号

○議事日程	139
○本日の会議に付した事件	142
○出席議員	146
○欠席議員	146
○説明のため出席した者の職氏名	146
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	146
○開 会（午前10時03分）	148
○日程第 1 常任委員会委員長報告	148
○日程第 2 委員長報告に対する質疑	150
○日程第 3 討 論（議第 3 号から議第23号まで及び発議第 1 号）	150
12番 寺町知正議員反対討論	150
○日程第 4 採 決（議第 3 号から議第23号まで及び発議第 1 号）	155
○日程第 5 特別委員会の中間報告について	160
○日程第 6 質 疑	163
○閉 会（午前10時49分）	164
○会議録署名者	164

平成23年2月28日

山口市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 2月28日（月曜日）

○議事日程 第1号 平成23年2月28日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第1号 山県市国民保護計画の変更について
- 日程第5 議第3号 山県市部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議第4号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議第5号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第6号 山県市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第7号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第8号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第9号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第10号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第13 議第11号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議第12号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議第13号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議第14号 平成23年度山県市一般会計予算
- 日程第17 議第15号 平成23年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議第16号 平成23年度山県市介護保険特別会計予算
- 日程第19 議第17号 平成23年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議第18号 平成23年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第21 議第19号 平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第22 議第20号 平成23年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議第21号 平成23年度山県市高富財産区特別会計予算

- 日程第24 議第22号 平成23年度山口市水道事業会計予算
日程第25 議第23号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第26 発議第1号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第1号 山口市国民保護計画の変更について
日程第5 議第3号 山口市部設置条例の一部を改正する条例について
日程第6 議第4号 山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議第5号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議第6号 山口市基金条例の一部を改正する条例について
日程第9 議第7号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10 議第8号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第11 議第9号 山口市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12 議第10号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第10号）
日程第13 議第11号 平成22年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第14 議第12号 平成22年度山口市老人保健特別会計補正予算（第3号）
日程第15 議第13号 平成22年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16 議第14号 平成23年度山口市一般会計予算
日程第17 議第15号 平成23年度山口市国民健康保険特別会計予算
日程第18 議第16号 平成23年度山口市介護保険特別会計予算
日程第19 議第17号 平成23年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
日程第20 議第18号 平成23年度山口市簡易水道事業特別会計予算
日程第21 議第19号 平成23年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
日程第22 議第20号 平成23年度山口市公共下水道事業特別会計予算
日程第23 議第21号 平成23年度山口市高富財産区特別会計予算

- 日程第24 議第22号 平成23年度山県市水道事業会計予算
日程第25 議第23号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第26 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
-

○出席議員（16名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利瑗君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	市民環境部長	松影康司君
保健福祉部長	笠原秀美君	産業建設部長	船戸時夫君
教育委員会事務局長	恩田健君	会計管理者	服部正己君
消防長	土井誠司君	総務部次長	岡田知也君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅田修一	書記	梅田敏弘
書記	林強臣		

午前10時00分開会

○議長（久保田 均君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第1回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（久保田 均君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、6番 宮田軍作君、15番 村瀬伊織君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（久保田 均君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から3月18日までの19日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より3月18日までの19日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（久保田 均君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成22年12月分、平成23年1月分の例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第1号 山県市国民保護計画の変更について

○議長（久保田 均君） 日程第4、報第1号 山県市国民保護計画の変更については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定に基づく報告案件でありますので、御承知おきください。

日程第5 議第3号から日程第25 議第23号まで

○議長（久保田 均君） 日程第5、議第3号 山県市部設置条例の一部を改正する条例について、日程第6、議第4号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第5号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第6号 山県市基金条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第7号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第8号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第9号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第10号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第10号）、日程第13、議第11号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第14、議第12号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第3号）、日程第15、議第13号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議第14号 平成23年度山県市一般会計予算、日程第17、議第15号 平成23年度山県市国民健康保険特別会計予算、日程第18、議第16号 平成23年度山県市介護保険特別会計予算、日程第19、議第17号 平成23年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、日程第20、議第18号 平成23年度山県市簡易水道事業特別会計予算、日程第21、議第19号 平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、日程第22、議第20号 平成23年度山県市公共下水道事業特別会計予算、日程第23、議第21号 平成23年度山県市高富財産区特別会計予算、日程第24、議第22号 平成23年度山県市水道事業会計予算、日程第25、議第23号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について、以上21議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

○市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成23年山県市議会第1回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙の中、早朝より御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、この冬の寒さも厳しく、市内全域で除雪が必要となる積雪もございましたが、ようやく、日増しに暖かさが増し、花のつぼみもほころぶ季節となつてまいりました。

我が国の経済は、リーマン・ショックによる経済危機を克服したものの、失業率が若年層を中心に高水準で推移するなど依然として厳しい状況にあり、まだまだ景気の底支えが必要な状況が続いているところでございます。

現在、国会においては、景気・雇用対策や国民生活に必要な平成23年度予算案とその関連法案が審議中ではありますが、地方交付税法改正法案、子ども手当法案など、地方自治体の行財政運営や住民生活に大きな影響を及ぼす法案の行方が不透明な状況に

ございます。これらの法案が年度内に成立しない場合は、自治体の事務が大きく混乱することは必至でございます。こうした事態を招かないよう、国会においては冷静な議論がなされ、混乱の回避に努められるよう強く求めるものでございます。

さて、来月21日は、NHK福祉キャンペーンの一環として実施されております、NHKハートフォーラムが文化の里花咲きホールにおいて開催されます。このフォーラムは、NHK岐阜放送局、山県市、山県市社会福祉協議会、山県市地域福祉推進市民会議、NHK厚生文化事業団の共催によるものでございまして、「ボランティアで明日が変わる！」をテーマに、第1部では、市内で活動されておりますボランティアしゃくなげ代表の大沢登美子さんと扇町山歩会代表の柘植克實さんの活動紹介のほか、第2部では、社会福祉法人大阪ボランティア協会の早瀬 昇さんの講演を予定されております。少子高齢化が進んでおります本市において、市民がともに助け合う共助のまちづくりが今後さらに重要となってまいります。ともに助け合うまちをつくるために自分にできることを考えてみるよい機会でありますので、議員の皆様並びに市民の皆様に多数御参加を賜りますようお願い申し上げます。

また、平成24年に開催されるぎふ清流国体・ぎふ清流大会は、山県市の魅力を全国に発信する絶好のチャンスであります。スポーツの振興を通じて、山県市の活性化を図る契機となると考えております。来年度は、開催まで残り1年となりますので、開催準備が本格化してまいります。本年7月16日から18日には、バレーボールのリハーサル大会を総合体育館において開催する予定でございます。あわせて、馬術競技場の整備や総合体育館の改修などのハード面の整備も進めてまいりますので、議員の皆様の御理解、御支援を賜りますよう切にお願いいたしますところでございます。

さて、本日提案しております案件は、報告案件1件、条例案件7件、予算案件13件、その他の案件1件の計22案件でございます。

それでは、ただいま上程されました案件について御説明を申し上げます。

まず初めに、平成23年度へ向けましての私の思いを述べさせていただきます。

国の予測では、平成23年度においては、企業収益の回復等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移する等により、依然として大幅な財源不足が生じると見込まれているところでございます。

また、岐阜県におきましても、構造的に財源不足を解消するため策定されました行財政改革アクションプランによりまして、平成22年度から市町村や各種団体への補助金見直しなどが行われまして、市町村によりましては、ますます厳しい状況となっております。

す。

本市におきましては、平成22年度から26年度を計画期間とする第3次山県市行政改革大綱実施計画によりまして、引き続き、簡素で効率的な行財政運営を進めてまいり所存でございます。同時に、限られた財源の中ではございますが、市民サービスを低下させることがないよう、市民の皆様が安心して暮らしていただける、住みよいまちづくり、よりよい地域づくりに向けて、施策を積極的に推進していく必要がございます。

このような状況を踏まえ、平成23年度当初予算につきましては、平成22年度を計画初年度とする第1次山県市総合計画、後期基本計画等を踏まえた予算編成、枠配分方式による予算編成、創意工夫ある予算編成の3点を基本方針として編成いたしました。

それでは、資料ナンバー5、議第14号から議第22号まで提案をいたしております平成23年度における一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算の概要について御説明を申し上げます。

23年度の当初予算額は、一般会計128億3,000万円、特別会計75億6,039万円、企業会計5億3,449万2,000円、全会計合わせた予算額は209億2,488万2,000円でございます。対前年度比約2.8%の増となりました。

また、一般会計につきましては、前年度に対しまして5億5,000万円の増額となっております。高富中央公民館の耐震、アスベスト除去の工事や富岡小学校及びいわ桜小学校の耐震改修工事の完了などにより減額となる一方、ぎふ清流国体馬術競技場整備工事や総合体育館の改修工事、また、子ども手当の3歳未満児への給付、市単独子ども医療費助成の義務教育終了までの拡大、生活保護費等の扶助費の増加、さらには国民健康保険特別会計への政策的な繰り出しなどが増額の主な内容となっております。

特別会計におきましては、国民健康保険特別会計では、医療給付費の増加により9,156万3,000円の増額、対前年度比約2.6%増の35億9,500万円となっております。

介護保険特別会計では、介護サービス利用者の増加によりまして1億5,700万円の増額、対前年度比約7.5%増の22億5,700万円となっております。

また、後期高齢者医療特別会計におきましては3,770万円の減額、対前年度比約13.7%減の2億3,800万円となっております。

簡易水道事業特別会計では300万円の増額、対前年度比約2.8%増の1億900万円となっております。

農業集落排水事業特別会計では1,100万円の減額、対前年度比約2.3%減の4億5,900万円となっております。

また、公共下水道事業特別会計では、これまで公共投資臨時交付金を活用し、前倒し

で事業を進めましたことから2億4,000万円の減額、対前年度比約21.1%減の9億円となっております。

水道事業会計につきましては、公共下水道事業に伴う上水道仮設・布設がえ設計委託料等の増加によりまして6,325万7,000円増額、対前年度比約13.4%増の5億3,449万2,000円の予算規模となっております。

次に、平成23年度における予算の財源措置につきまして御説明を申し上げます。

まず、市税につきましては、個人市民税は国の地方財政計画では1.4%ほどの伸びを予測しておりますが、あくまでも全国的な動向であり、山口市におきましては、決算見込みなどからプラスに転ずることは現状ではかなり予想しづらいということから、約3.8%の減を見込んでおります。

法人市民税では、平成22年度の決算見込みや地方財政計画の伸びなどから約17.5%の増、固定資産税では、土地償却資産が減少しているものの、家屋分が若干増加しており、市税総額といたしましては、前年度に対しまして1,738万9,000円減の29億7,456万3,000円を見込んでおります。

また、地方交付税につきましては、普通交付税では、ルールに基づきまして、基準財政需要額、基準財政収入額を見積もり算出し、特別交付税と合わせまして、前年度に対しまして2億2,000万円増の44億円を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、障がい者自立支援給付費負担金や生活保護費負担金、また、3歳未満児へ給付が拡大される子ども手当負担金などで、前年度に対しまして1,962万6,000円増の7億7,621万5,000円を計上いたしております。

県支出金につきましては、国体競技施設整備費補助金や福祉医療費補助金、自主運行バス運行補助金、また、県議会議員選挙事務費委託金などで、前年度に対しまして1億789万9,000円増の8億4,268万4,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、財政調整基金で2億456万5,000円、魅力あるまちづくり基金で4億円、地域活性化・公共投資基金で1億35万円、住民生活に光をそそぐ基金で1,284万4,000円などで、前年度に対して1億5,746万円減の7億5,010万円を計上いたしております。

また、市債につきましては、合併振興基金への積み立てや総合体育館トレーニングルーム等改修工事などで、合併特例債を2億5,780万円、臨時財政対策債で12億7,284万8,000円、過疎債と辺地債で5,440万円、合わせまして、前年度に対し3億1,534万8,000円増の15億8,504万8,000円を計上いたしております。

なお、平成22年度末における起債残高の見込み額は、一般会計で232億5,240万5,000

円で、前年度末見込み額に対しまして5億3,677万6,000円の減となっております。

一般会計、特別会計、企業会計を合わせました平成23年度末の起債残高の見込み額は350億1,162万8,000円で、前年度末見込み額に対しまして6億3,010万4,000円の減となっております。

次に、第1次山口市総合計画の基本構想に掲げてあります6つの柱に基づきまして、平成23年度の主な施策について述べさせていただきます。

最初に、健やかで安らかなまちづくりについてでございますが、保健事業につきましては、山口市健康増進計画健康山県21後期計画の初年度でもございまして、同計画の推進委員会を中心に健康意識の啓発、健康づくりに努めるほか、新たに健康づくりを担う地域組織への活動支援を行ってまいります。

各種保健事業につきましては、引き続き受診率の向上を図るため、健診体制を確保してまいります。さらに、妊婦一般健診の基本健診14回分の全額公費負担の継続、子宮頸がん等予防接種費用の助成、新生児聴覚検査費用の一部助成を新たに行ってまいります。

また、地域自殺対策緊急強化推進事業では、事業の最終年でもありますので、自殺対策啓発パンフレットの作成や、福井県で東尋坊を人生再出発の地とすべくボランティア活動を展開されております茂幸雄氏による講演会を開催し、市民への啓発を強化するとともに、相談支援体制の周知を図ってまいりたいと思っております。

福祉事業につきましては、地域福祉推進計画を着実に推進するため、市社会福祉協議会や市民会議と連携し、各分野ごとの具体的施策に取り組み、地域福祉のまちづくりを進めてまいります。

また、福祉医療の充実と子育て支援の観点から、市単独子ども医療費助成を、通院については、これまで小学校3年生までの対策でありましたが、中学校3年生までに拡充をいたします。これによりまして、通院、入院ともに中学校3年生まで公費による医療費助成を受け付けることができることとなります。

次世代の育成の支援対策につきましては、保護者の皆様からニーズの高い一時保育や放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業を引き続き実施してまいります。また、病児・病後児保育に関しましても、引き続き広域で実施してまいります。

少子化対策の一環といたしましては、第3子以降の出産に対する出産祝金事業を継続するとともに、国の制度でございまして、子ども手当給付事業を実施してまいります。

高齢者対策といたしましては、お年寄りの活動促進のために、77歳以上の方を対象に、いきいき推進券の配付を引き続き実施してまいります。また、65歳以上の高齢者について季節的インフルエンザの予防接種費用の一部助成を行い、感染症の発生や重症化の予

防に努めてまいります。

障がいを持った方への優しいまちづくりの一環といたしまして、山県市図書館にオストメイト対応のトイレを整備するとともに、山県市総合体育館のトイレのバリアフリー化等も図ってまいります。

防災対策につきましては、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の住民が安全に避難できるように、土砂災害ハザードマップの作成に取りかかります。平成23年度におきましては伊自良地域を予定しております。

また、地域消防のかなめであります消防団の活動を円滑にするために、老朽化し詰所と車庫が一体となっていない第6分団詰所の整備を行ってまいります。さらに、木造住宅に対する耐震診断、耐震補強工事に対する助成も引き続き実施してまいります。

2つ目は、便利で快適なまちづくりについてでございます。

御承知のように、東海環状自動車道につきましては、東深瀬、西深瀬地内において用地買収が順次進められております。早期完成に向けて引き続き国や県に強力で働きかけていくとともに、インターチェンジ周辺の整備を図ってまいります。

さらに、256号、国道418号及び主要地方道関・本巢線、岐阜・美山線を初めとする県道の整備につきましても、国、県へ強く働きかけてまいります。なお、国道256号バイパスにつきましては、市役所庁舎東側まではかなり整備され、平成24年度のぎふ清流国体までには通称西深瀬農免道路まで完成するものと考えております。また、このバイパス工事に伴います市道13098号線道路改良工事も、既に完了したところでございます。

市道の整備につきましては、地元要望を含む31路線の道路改良を予定しており、そのうち12路線につきましては、国の交付金で積み立てておりました地域活性化・公共投資基金1億35万円を活用してまいります。

また、引き続き橋梁長寿命化点検を実施し、13橋の点検調査と修繕の順位づけを行うために25橋の修繕計画の策定を予定しております。

自主運行バスにつきましては、市民の重要な交通手段であることから、引き続き事業者への補助金を計上いたしております。

上水道、簡易水道事業につきましては、適正な維持管理のため、配水管の布設がえ等を行ってまいります。また、上水道北部浄水場の取水ポンプの更新を行ってまいります。

地域情報化につきましては、地上波デジタル放送への完全移行を踏まえ、有線テレビ局による自主放送番組を終了することから、シーシーエヌ株式会社が制作する番組であるチャンネル長良川を購入し、市内のニュースやデータ放送による行政情報の提供を継続してまいります。

次に、3つ目は、豊かで美しい自然を守るまちづくりについてでございます。

本市においては、8割以上の面積を森林が占めております。御承知のように、森林には、水源涵養、山地災害の防止、生活環境の保全、生物多様性の保全などの公益的な機能がございます。こうした森林の機能保全などのために、引き続き育林推進事業や条件不利森林公的整備加速化事業、森林整備地域活動支援事業を推進してまいります。

森林の公益的機能により生まれました清流が生活排水により悪化することを防止し、美しい河川を守っていくことも重要な施策でございます。このために、農業集落排水施設の適正管理、公共下水道事業の推進が必要となっております。

公共下水道事業につきましては、新年度より第3期整備区域の管渠詳細設計に取り組んでまいります。また、下水道施設整備の計画がない地域に対しましては引き続き合併浄化槽設置を推進し、補助金の交付を行ってまいります。

また、新クリーンセンターが本格稼働を開始して1年が経過しようとしております。これまでに、市内の小学校を初め、県外からも多くの皆様が視察においでになっております。これまで適正に管理され、順調に運転がなされているものと認識しております。この運転管理委託料を計上しておるところでございます。

また、現在の一般廃棄物処理基本計画が策定から6年を経過いたし、その間に環境省の計画策定指針が変更となったことから、新たに基本計画を策定するための予算を計上いたしておるところでございます。

次に、4つ目は、活力あふれる産業のまちづくりについてでございます。

農業の生産性を高めるために、農業用水路等の施設整備を引き続き行ってまいります。また、地域ぐるみで農地や水を守る共同活動と環境保全に向けた営農活動を支援するため、農地・水・環境向上活動事業の取り組みを一層推進してまいります。

また、ニンニクを特産品として位置づけるために、美濃山県元気玉として地域商標登録をしてまいります。

近年、野生鳥獣による農作物被害が増加していることにかんがみ、市猟友会に対する野生鳥獣被害防止助成金を増額いたしております。

また、畜産振興につきましては、環境面からハエ対策薬剤購入等に対して引き続き助成を行ってまいります。

なお、本年度は口蹄疫や鳥インフルエンザが各地で猛威を振るったところがございます。本市では1月28日に山県市鳥インフルエンザ防止対策本部を設置いたしまして、体制を整えたところがございます。幸いにも、本市におきましてはこうした畜産被害を受けるには至っておりませんが、今後も不測の事態に即応できるよう努めてまいりたい

と考えております。

また、商工会等を核とした地場産業の育成に努め、引き続き小口融資等により商工業者を支援してまいります。さらに、緊急雇用対策としましては、非正規労働者や中高年齢等の一時的雇用、就業機会を提供するため、緊急雇用創出事業を拡充してまいります。

企業誘致につきましては、企業誘致推進室を中心に積極的に取り組んでいるところでございます。引き続き、工場等の設置者に対して企業立地奨励金の助成措置を実施してまいります。

伊自良地域や美山地域の活性化を目指し、地域住民が核となって計画、実行されている事業を支援するとともに、ふるさと栗まつりを本市のイベントと位置づけ、まちづくり実行委員会を支援してまいります。

5つ目は、豊かな心と文化をはぐくむまちづくりについてでございます。

学校教育の充実及び生活学習、スポーツや芸術文化の環境づくりを引き続き推進してまいります。

学校教育につきましては、本年度と同様に、学ぶ意味や喜びを味わえる学習づくり、児童・生徒のよさを生み出す環境づくり、信頼に満ちた安心・安全な学校づくりを大きな柱として取り組んでまいります。

本年度より、中学校で導入しました学力ステップアップ事業を小学校にも導入し、学習指導方法の工夫改善を図り、また、児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、教育指導の充実や学習状況の改善等を図るため、学習状況調査を実施してまいります。

さらに、引き続き、ふるさとの伝統や地域性を生かした特色ある教育の充実を目指し、山口市ふるさと体験事業を実施してまいります。

学校施設整備につきましては、これまで計画的に進めてまいりましたし、学校施設の耐震補強工事につきまして、本年度は富岡小学校といわ桜小学校が完了することとなりました。平成23年度は、梅原小学校の耐震補強及び改修工事を着手いたします。なお、大桑小学校の耐震補強工事につきましては、特別教室棟の耐震補強実施計画を策定する必要性が生じたことから、平成24年度に向けて着工する予定でございます。耐震補強工事以外にも、富岡小学校のトイレの洋式化、乾式化等の工事を計画しております。

学習支援につきましては、わかる授業、心の教育を進めるため、各種相談員を引き続き配置するとともに、学習支援員を小学校で3名、中学校で1名増員し、合わせて15名とし、学校サポート体制の充実を図ってまいります。

生涯学習につきましては、3つの中央公民館のほか、12のすべての地区公民館を拠点

としまして、講座や学習発表会などの地域づくり、人づくりの場として活用してまいります。

高富中央公民館につきましては、耐震補強工事、アスベスト除去工事が完了いたしまして、平成23年度にはリニューアルオープンすることから、充実した公民館活動を目指してまいります。

また、平成20年度から平成22年度までの県事業として実行委員会方式で実施してまいりました学校コラボレーター事業を、市単独事業として実施してまいります。この事業は、学校と地域住民の連携、コラボレートすることにより学校教育の充実と地域の教育力の再生を図るもので、中学校区単位で地域コーディネーターを1名充て、学校の要請を受け地域住民、学校支援ボランティアを派遣するなど、平成21年度の『文部科学時報』にも紹介された事業でございます。

また、山縣市総合運動場を初めとするすべての社会体育施設につきましては、平成23年度より5年間、NPO法人たかとみスポーツクラブを指定管理者とし、施設管理の一元化を図り、市民サービスの向上と経費の削減に努めてまいります。

ぎふ清流国体関連では、山縣市総合体育館について観覧席の増設などの改修工事を行い、利用者の利便性や快適性の向上を図り、また、馬術競技場の整備工事等も進めてまいります。

文化振興につきましては、文化の里古田紹欽記念館や花咲きホールを拠点としまして、市民参加の花咲きコンサートや芸術活動の支援活動などを市民ボランティアの皆様と実施してまいります。また、花咲きホールでは、平成23年度に新たに試みようとしておりまして、美山地域に伝わる民話などをベースとした市民参加の創作演劇などの実施を予定いたしております。

山縣市図書館では、市民の皆様のニーズに合った書籍等の整備に努めてまいります。

最後に、新しい未来を創るまちづくりについてでございます。

私たちを取り巻く環境は、少子高齢化、価値観やライフスタイルの多様化など、著しく変化してまいります。このような社会情勢の中で、男女がお互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野でともに参画できる社会を築いていくことが重要であります。こうしたことから、本年度におきましては男女共同参画に関するアンケート調査を実施いたしましたところでございますが、これを踏まえ、平成24年度から28年度を計画期間とする第2次山縣市男女共同参画プランを策定してまいります。

市民の皆様と行政による協働のまちづくりといたしましては、個人や団体等が公園や

道路などの公共施設の清掃や美化活動を実施するアダプトプログラムの取り組みを引き続き進めてまいります。

国際交流につきましては、友好関係都市でありますアメリカ・フローレンス市との交流を引き続き実施してまいります。

市民生活の利便性の向上につきましては、税の収納率向上と市民サービスの向上のため、全国の主要なコンビニエンスストアで市民税、固定資産税、軽自動車税を納付することができるコンビニ収納を4月より開始いたします。また、岐阜県から旅券事務の権限移譲を受けましたので、10月より市民課窓口におきましてパスポートの発給を開始してまいります。

さて、私にとりましては最後の当初予算編成となりましたが、山縣市総合計画の基本理念、安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりに向けた予算編成ができたものと考えております。

いずれにしましても、残されました任期は、よりよいまちづくりのために懸命に努めてまいりたいと思っておりますので、議員各位並びに市民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

以上が平成23年度当初予算の概要についてで、御説明を申し上げます。

続きまして、当初予算以外の案件につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、議第3号 山縣市部設置条例の一部を改正する条例につきましては、平成24年度のぎふ清流国体・ぎふ清流大会では、山縣市において馬術競技とバレーボールが開催されますが、市民が一丸となって大会を盛り上げ、開催に向けた市の推進体制の強化を図るため組織改正を行うもので、新たにぎふ清流国体推進局を設置する改正でございます。

次に、議第4号 山縣市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、山縣市有線テレビ局の自主放送番組の放送を平成23年3月31日をもちまして終了し、アナログ放送の再送信につきましても平成23年7月24日で終了することなどに伴う改正でございます。

次に、議第5号 山縣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、山縣市有線テレビ局の自主放送番組の適正化を図るため設置しておりました山縣市有線テレビ放送番組審議会を廃止することに伴う改正でございます。

次に、議第6号 山縣市基金条例の一部を改正する条例につきましては、国の平成22年度第1次補正予算により、緊急総合経済対策として、きめ細かな交付金及び住民生活

に光をそそぐ交付金が創設され、さきの臨時国会におきまして、補正予算として議決をいただきました。住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、その後、2次配分が交付されることになり、本市では、これを基金として積み立て、学習支援員及び図書司書等を増員する経費に充当していきたいと考えております。このため、新たに山県市住民生活に光をそそぐ基金を設置しようとするものでございます。あわせて、今回の補正予算に積立金を計上させていただいております。

次に、議第7号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。山県市における子ども医療費の助成のうち、市単独助成分につきましては、これまでも段階的に助成枠の拡大を行ってまいりました。現在は、小学校1年生から小学校3年生までの入院、通院にかかる医療費、及び小学校4年生から中学校3年生までの入院にかかる医療費の助成を行っておりますが、次世代を担う子供たちの健全育成をより手厚く支援するため、平成23年度より通院にかかる費用の助成を中学校3年まで拡大し、小学校1年生から中学校3年生までの入院、通院にかかる医療費の助成を行うための改正をするものでございます。

次に、議第8号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険料の普通徴収に係る納期につきまして、各納期前に納付することができるように規定を追加するとともに、うるう年の納付期限を改正するものでございます。

次に、議第9号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、佐賀地内で進めておりました公園整備の完了に伴いまして、山県市佐賀南山公園を新たに条例に位置づけるための改正でございます。

次に、補正予算の説明に移らせていただきます。

資料ナンバー4、議第10号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第10号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から1億7,000万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を123億2,500万円とするものでございます。

繰越明許費につきましては、市役所北側の農免道路でございますが、市道02011号、14009号線道路改良測量設計業務委託事業につきまして、路線延長が約2キロと長く、地元との協議にさらに時間を要することから、事業費を翌年度に繰り越すものでございます。また、市道片狩線道路改良につきましても、一部用地買収の必要な土地の所有権移転に時間を要したため、翌年度に繰り越しをするものでございます。

次に、地方債補正につきまして、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成22年4月1日に施行され、いわゆるソフト事業につきましても、新たに過疎対策事業債の対象となっております。本市のソフト事業の過疎対策事業債の借入限度額は

3,500万円と算出されましたので、これを追加し、臨時財政対策債につきましては、借入限度額が確定しておりますので、減額の補正を行うものでございます。

歳出につきましては、過疎対策事業債のソフト事業への拡充に伴いまして、これまで一般財源を充当しておりました事業につきまして、過疎対策事業債を充当するよう財源更正を行っておりますので、まず最初に、この関連事業につきまして、各費目ごとに御説明を申し上げます。

まず、総務費につきましては、まつり補助金等の地域振興活性化事業補助金を合わせまして120万円、民生費につきましては、ヘルパー派遣事業100万円、介護サービス平準化交通扶助費60万円、いきいき高齢者推進事業助成費290万円、出産祝金130万円、衛生費につきましては、健康診断事業委託530万円、花の都推進協議会負担金30万円、資源回収等事業補助金150万円、農林水産業費につきましては、間伐材利用促進事業補助金と育林推進事業補助金を合わせまして930万円、商工費につきましては、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金100万円、企業立地奨励金130万円、教育費につきましては、小学校学習支援員報酬等230万円、中学校学習支援員報酬等170万円、地区公民館活動振興補助金300万円、フェスタ実行委員会補助金30万円、花咲きホール自主事業80万円、地区体育振興会補助金120万円、以上合計で3,500万円の財源更正を行うものでございます。

なお、これらは、いずれも過疎地域である旧美山町の区域を対象とする事業分について充当しております。

次に、過疎対策事業債の財源更正以外の事業について、費目ごとに御説明をさせていただきます。

まず、総務費につきましては、山縣市ふるさと応援寄附金条例に基づくふるさと応援基金積立金34万1,000円、今回、条例改正を同時に上程しております住民生活に光をそそぐ基金積立金2,568万8,000円、自主運行バス運行補助金と路線バス運行補助金を合わせまして127万6,000円増額する一方、馬術競技場施設設計委託料及び整備工事につきましては、請負金額の確定により、1,444万2,000円を減額補正するものでございます。

民生費につきましては、国民健康保険特別会計繰出金1,181万3,000円、重度心身障がい者医療費1,169万5,000円、母子福祉費、過年度の国県補助金の額が確定しましたので、国、県への返還金27万9,000円を追加補正しております。

衛生費につきましては、昨年度の寄附金であるふるさと応援基金繰入金4万8,000円を花の都推進協議会負担金に充当し、クリーンセンター管理費では、ごみ処理受託事業費収入が見込みよりも減少し、財源更正を行っております。し尿処理費につきましては、岐北衛生施設利用組合負担金及び合併浄化槽設置補助金の額が決定しましたので、合わ

せて1,598万3,000円を減額するものでございます。

農林水産業費につきましては、森林整備地域活動支援金の交付対象面積が減少し、条件不利森林公的整備緊急特別対策事業補助金の実施面積が減少しましたので、合わせて1,930万1,000円を減額するものでございます。

土木費につきましては、予定しておりました山本地内の道路改良事業が地権者の同意を得られませんでしたので減額し、他の工事請負金額等の確定による減額と合わせまして1億2,341万5,000円、公共下水道事業特別会計繰出金1,686万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

消防費につきましては、消防用車両の購入額の確定によりまして減額するとともに、市町村振興補助金の対象事業となりましたので、200万円を財源更正いたしております。

教育費につきましては、高富中央公民館の各種工事の請負金額の確定によりまして、3,000万円を減額補正するものでございます。

次に、歳入につきましては、地方特例交付金及び地方交付税の額が確定しておりますので、それぞれ300万円と5億7,311万6,000円を増額しております。

国庫補助金につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金と社会資本整備総合交付金を増額する一方、対象事業の減少により合併処理浄化槽設置事業補助金と住宅・建物等安全ストック形成事業補助金を減額し、合計で2,932万1,000円の増額補正となっております。

県補助金につきましては、県の補助率の変更により自主運行バス運行費補助金、医療費の増加による重度心身障がい者医療費補助金、新たに補助対象となりました市町村振興補助金を増額する一方、対象事業の減少により、ぎふ清流国体市町村競技施設整備費補助金、合併処理浄化槽設置事業補助金、森林整備地域活動支援交付金、条件不利森林公的整備緊急特別対策事業補助金及び住宅・建物等安全ストック形成事業補助金を減額し、合計で3,947万5,000円の減額補正となっております。

また、寄附金につきましては、今年度のふるさと応援寄附金5件分34万円を増額しております。

繰入金につきましては、老人保健特別会計を平成22年度をもって廃止するため、精算のために老人保健特別会計繰入金224万7,000円を追加しております。

諸収入につきましては、ごみ処理受託事業収入が減収する見込みとなりましたので、326万1,000円を減額しております。

市債につきましては、新たに過疎対策事業債の対象となるソフト事業分3,500万円を増額する一方、臨時財政対策債の借入限度額の減少分1億4,647万6,000円を減額しており

ます。

それでもなお歳出の減額分が多いため、基金繰入金において、減債基金繰入金 1 億 2,063万6,000円、魅力あるまちづくり基金繰入金 4 億円、消防施設整備基金繰入金 308万4,000円、地域活性化・公共投資基金 1 億15万円をそれぞれ減額し、総額 6 億2,381万2,000円を減額いたしております。

次に、資料ナンバー 4、議第 11 号 平成 22 年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出の予算に 7,783万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を 35億8,680万円とするものでございます。

歳出につきましては、総務管理費で新システム導入のための国保連合会負担金 439万3,000円、給付費の増額により、療養諸費 6,534万7,000円、高額療養費 850万2,000円をそれぞれ増額し、支払基金交付金の過年度返還金 939万円を増額する一方、特定健康診査事業では、受診者の減少によりまして、委託料を 980万円減額しております。このほか、移送費及び後期高齢者支援金納付金につきまして、財源更正を行っております。

歳入につきましては、一般被保険者国民健康保険税、退職被保険者等国民健康保険税及び基金繰入金の減額を見込み、歳出見込みに合わせて国県支出金等、一般会計繰入金及び延滞金等の増額補正を行い、なお不足する額につきましては、前年度繰越金にて調整をいたしております。

次に、資料ナンバー 4、議第 12 号 平成 22 年度山口市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に 239万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を 414万8,000円とするものでございます。

歳出につきましては、医療給付費の増額と、平成 22 年度をもって特別会計を廃止し精算するために一般会計繰出金の増額を行っております。

歳入につきましては、医療給付費返納金及び前年度繰越金を増額いたしております。

次に、資料ナンバー 4、議第 13 号 平成 22 年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額から 2 億 6,722万2,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を 8 億 7,545万7,000円とするものでございます。

地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い、減額の補正を行うものでございます。

歳出につきましては、光熱水費 48万円と下水道事業受益者負担金に係る一括納付報奨金 79万8,000円を増額する一方、家屋調査委託料 1 億 400万円と、請負金額の確定により工事請負費 1 億 6,300万円を減額補正するものでございます。

歳入につきましては、事業費減に伴い国庫補助金を減額する一方、下水道事業受益者

負担金1,890万円を増額するとともに、新たに県特定基盤整備推進交付金の対象となりましたので、県補助金1,539万9,000円を追加補正しております。このほか、消費税の確定によりまして還付金414万6,000円を増額し、財源調整のために一般会計繰入金1,686万7,000円を減額いたしております。

続きまして、その他の案件についての説明に移らせていただきます。

資料ナンバー6、議第23号 山口市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、昨年9月の定例会で議決をいただきました現行計画の内容を変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

主な内容につきましては、外出支援サービス事業、学校非常勤講師等設置事業、自治会運営補助金の追加などに伴う変更でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

ちょっと訂正させていただきます。先ほど、社会体育施設について、平成23年度より5年間、NPO法人たかとみスポーツを指定管理者とする旨、発言いたしましたが、5年間ではなく3年間でございますので、訂正させていただきます。よろしくお願い申し上げます。どうも失礼しました。

ありがとうございました。

○議長（久保田 均君） 平野市長、御苦労さまでございました。

日程第26 発議第1号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（久保田 均君） 日程第26、発議第1号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について、議会運営委員会委員長に趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、後藤利瑗君。

○議会運営委員会委員長（後藤利瑗君） 議長の御指名をいただきましたので、ただいまより、発議第1号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨説明をいたします。

本案は、山口市部設置条例一部改正に伴うもので、第2条中の総務文教委員会所管事項にぎふ清流国体推進局を加え、本年4月1日に施行するものです。

以上、地方自治法第109条の2第5項及び山口市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げ、趣旨説明といたします。

以上。

○議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

○議長（久保田 均君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あす1日より8日までの8日間、休会にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、あす1日より8日までの8日間、休会とすることに決定をいたしました。

なお、9日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時10分散会

平成23年3月9日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 3月9日（水曜日）

○議事日程 第2号 平成23年3月9日

日程第1 質 疑

- 議第3号 山県市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市基金条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第10号）
- 議第11号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第12号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 議第13号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第14号 平成23年度山県市一般会計予算
- 議第15号 平成23年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第16号 平成23年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第17号 平成23年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第18号 平成23年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第19号 平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第20号 平成23年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第21号 平成23年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第22号 平成23年度山県市水道事業会計予算
- 議第23号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第2 委員会付託

- 議第3号 山口市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山口市基金条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第10号）
- 議第11号 平成22年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第12号 平成22年度山口市老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 議第13号 平成22年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第14号 平成23年度山口市一般会計予算
- 議第15号 平成23年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第16号 平成23年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第17号 平成23年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第18号 平成23年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第19号 平成23年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第20号 平成23年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第21号 平成23年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第22号 平成23年度山口市水道事業会計予算
- 議第23号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 発議第1号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

- 議第3号 山口市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例について

議第5号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第6号 山口市基金条例の一部を改正する条例について

議第7号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議第8号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第9号 山口市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第10号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第10号）

議第11号 平成22年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第12号 平成22年度山口市老人保健特別会計補正予算（第3号）

議第13号 平成22年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第14号 平成23年度山口市一般会計予算

議第15号 平成23年度山口市国民健康保険特別会計予算

議第16号 平成23年度山口市介護保険特別会計予算

議第17号 平成23年度山口市後期高齢者医療特別会計予算

議第18号 平成23年度山口市簡易水道事業特別会計予算

議第19号 平成23年度山口市農業集落排水事業特別会計予算

議第20号 平成23年度山口市公共下水道事業特別会計予算

議第21号 平成23年度山口市高富財産区特別会計予算

議第22号 平成23年度山口市水道事業会計予算

議第23号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について

発議第1号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第2 委員会付託

議第3号 山口市部設置条例の一部を改正する条例について

議第4号 山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第5号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第6号 山口市基金条例の一部を改正する条例について

議第7号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

- 議第 8 号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第 9 号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について
議第10号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第10号）
議第11号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議第12号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）
議第13号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第14号 平成23年度山県市一般会計予算
議第15号 平成23年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第16号 平成23年度山県市介護保険特別会計予算
議第17号 平成23年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第18号 平成23年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第19号 平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第20号 平成23年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第21号 平成23年度山県市高富財産区特別会計予算
議第22号 平成23年度山県市水道事業会計予算
議第23号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
発議第 1 号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
-

○出席議員（16名）

1 番	上 野 欣 也 君	2 番	石 神 真 君
3 番	杉 山 正 樹 君	4 番	尾 関 律 子 君
5 番	横 山 哲 夫 君	6 番	宮 田 軍 作 君
7 番	田 垣 隆 司 君	8 番	谷 村 松 男 君
9 番	武 藤 孝 成 君	10 番	影 山 春 男 君
11 番	後 藤 利 環 君	12 番	寺 町 知 正 君
13 番	藤 根 圓 六 君	14 番	小 森 英 明 君
15 番	村 瀬 伊 織 君	16 番	久 保 田 均 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	市民環境部長	松影康司君
保健福祉部長	笠原秀美君	産業建設部長	船戸時夫君
教育委員会事務局長	恩田健君	会計管理者	服部正己君
消防長	土井誠司君	総務部次長	岡田知也君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅田修一	書記	梅田敏弘
書記	林強臣		

午前10時00分開議

○議長（久保田 均君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

○議長（久保田 均君） 日程第1、質疑。

質疑は、2月28日に議題となりました議第3号 山県市部設置条例の一部を改正する条例についてから議第23号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について及び発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例についての22議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順位により順次発言を求めます。

通告順位1番、横山哲夫君。

○5番（横山哲夫君） 議長からお許しをいただきましたので、2項目について質問をさせていただきます。

議第14号 平成23年度山県市一般会計予算、予算書の49ページ、交通安全対策費の中の交通安全指導員1名の報酬が204万円とありますが、その活動内容と、だれが任命し、どなたがやっておられるのか、差し支えなければお伺いをしたいと存じます。

○議長（久保田 均君） 岡田総務部次長。

○総務部次長（岡田知也君） それでは、交通安全指導員1名の報酬についての御質問にお答えいたします。

本市における交通の安全を保持するため、交通安全指導員を置くことを山県市交通安全指導員設置要綱、これは合併当初より制定しているものでございますが、これを制定しております。

交通安全指導員の主な職務といたしましては、交通安全指教育、それから街頭指導、あと、交通安全協会等の育成指導などございまして、平成22年度における今までの活動実績と今年度の見込みまで含めると、交通安全教室につきましては、保育園で29回で延べ1,789人、小学校で38回で延べ1,784人、それから、放課後児童クラブで6回、延べ106人、チャイルドシートの講習会は6回で延べ77人というふうになっておりまして、合計で79回、延べ3,756人の参加ということになります。特に幼児期からの交通安全教育というのは極めて重要であるというふうに認識しておりまして、従来から力を注いでいるところでございます。

これらのほかに、一般車両を対象としました昼間の交通指導所を4回、それから街頭

指導を9回というようなこともやっております、市民の安全を指導しているところでございます。これらの交通安全の一層の啓発を推進するために、来年度も引き続いて1名を委嘱したいので、報酬の予算額を計上させていただいているところでございます。

なお、指導員の勤務体制につきましては月曜日から金曜日までで、勤務時間は午前9時から午後4時までというふうになっております。報酬額につきましては、山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例で月額17万円というふうに規定されておりますので、その12カ月分で204万円ということになっております。

それから、お尋ねのございましたが任命かということは、これは市長が任命しております、現在指導員をやっている女性職員1名でございますが、従前からお願いしているということでございます。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 横山哲夫君。

○5番（横山哲夫君） 女性1名ということですけど、そのお名前は公表できないでしょうか。

○議長（久保田 均君） 岡田総務部次長。

○総務部次長（岡田知也君） 上之郷谷智子という者でございます。

○議長（久保田 均君） 横山哲夫君。

○5番（横山哲夫君） ありがとうございます。

次の質問に移ります。

同じく、議第14号 平成23年度山県市一般会計予算のうち、予算書126ページ、公園費の中の清流国体の馬術競技場の跡地の件で、公園整備設計委託料2,000万円とありますが、その内容を簡単に御説明いただきたいと思っております。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） 国体跡地の公園整備設計委託料2,000万円の内容につきましてお答えさせていただきます。

国体跡地の市有地約6.8ヘクタールを公園整備するための設計委託料でございます、現況の平面図等につきましては、現在整備を行っております国体の関係で調査が進んでおりますので、それを活用いたしまして今後の公園の設計委託を行うものでございます。それで、公園の基本計画と実施設計、それと調整池の設計も必要になってまいりますし、公園内の排水路、また地質、土質のボーリング調査をするということで、一応来年度は構想を策定するという予定でございます。

以上でございます。

○5番（横山哲夫君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（久保田 均君） 以上で横山哲夫君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番、田垣隆司君。

○7番（田垣隆司君） それでは、議第15号、ページで185ページにありますが、国民健康保険特別会計予算についてお尋ねいたします。

予算概要では、27ページの201から202でございます。

市民環境部長にお尋ねをいたします。

平成23年度の医療費は、前年比1億3,800万円の伸びになっております。保険税は、予算額で前年度比1億4,900万円の減額となっております。一般会計繰入金4億1,000万円で抑制していると思われませんが、このことは、平成22年度保険税が16%と大幅に伸びたことに起因していると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） お答えします。

国民健康保険は、医療費の支出総額から国庫支出金や一般会計から繰入金を引いた残りを保険税で賄うものでございます。したがって、平成22年度の当初予算の国庫の賦課額は約34%の増額をしなければならない予定でございましたが、平成22年度の8月の本算定の税率改正では、平成22年度の繰越金や基金、それから一般会計繰入金などで、平均で約16%の増額に抑えることができました。

しかし、23年度の医療給付につきましては、決算見込みを見ますと0.3%の増額で23億7,900万円の予算を組みましたが、前年度より1億3,800万円の増加となりました。保険税としましては、前年比で約1億4,900万円ほど減っておりますが、これはやはり22年度に保険税が上がったことにより若干の影響が出ていると思われま

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 田垣隆司君。

○7番（田垣隆司君） 医療費は毎年増加の傾向にありまして、基金も底をついた状況であります。いつまでも多額の一般会計繰入金に頼れないと思いますが、参考までに23年度の一般会計繰入金がない場合、前年度比保険税はどれだけの伸びになるかお尋ねをいたします。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） お答えします。

予算編成時には一般会計に繰り入れがないという試算をしましたら、一般医療給付費につきましては、保険税が8億2,900万円ほど必要となります。それによりまして、1人

当たりの保険税は9万2,493円となりまして、平成22年度の本算定時と比較しますと約17%ほどの増額としなければならない状況になります。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 田垣隆司君。

○7番（田垣隆司君） どうもありがとうございました。

続きまして、一般会計予算、31ページになりますが、過疎対策事業について産業建設部長にお尋ねいたします。

議第23号の平成22年度から27年度の過疎地域自立促進計画では、農林水産業費では13事業、土木費で17事業が計画されております。この中で、当初予算の概要では、ページが20ページの112になりますが、県単林道整備事業で170万円の計画はわかりませんが、残り800万円ほどの事業が対象なのかお尋ねいたします。

また、同じく、ページ22の土木費の道路改良費では1事業のみの実施ではないかと思われませんが、その他の事業は24年度以降の実施となると思われませんが、これらの事業の実施計画はできているのかお尋ねをいたします。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） それでは、まず、平成23年度の土木債1,270万円につきましては辺地対策事業債を充当いたしましておりまして、これは、継続事業であります市道辻石線の道路整備事業でございます。

続きまして、農林水産業債の960万円につきましては、議員発言のとおり、県単林道整備ということで、西洞納谷線の林道整備に170万。800万円につきましては、申しわけありません、23年度の当初予算の概要書の20ページをお開きいただきまして、一番下から5行目の111の育林推進事業補助金960万円とございますが、これのうち800万円をこの事業に充当するというので、その右のほうへ行きまして、特定財源と金額という欄が空欄になっておりますが、こちらに過疎債800万という数字が漏れておりますので、御訂正のほうをよろしく願いいたします。

本年度の、23年度の起債につきましてはそのようでございますが、過疎計画との関連につきまして、ただいま、議員、土木費で17事業と発言がございましたが、過疎計画書の14ページ、15ページをお開きいただきますと、ここに道路整備関係がうたってありまして、道路整備は13路線でございます。あと4路線につきましては地籍調査とか自主運行バスの関係がありますので、道路整備としては13路線ということでございまして、こちらにつきましても、22から27年度に計画を入れておりますので、今後、財政当局と検討しながら事業を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思

います。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 田垣隆司君。

○7番（田垣隆司君） 前回の平成16年から21年度までの計画では、途中に変更で追加された事業がありましたが、実際には実施がなされませんでした。今回は着実な計画ができるだけできるようにお願いしたいと思います。この点、いかがですか。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） 御承知のように、この過疎計画につきましては5年の時限立法でございますので、27年度をもって終了ということでございます。現在掲げてあります13路線につきましては、それぞれの自治会からの要望で重要な事業でございますので、今後、財政当局と協議しながら13路線を完了したい予定でおりますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○7番（田垣隆司君） どうもありがとうございました。

○議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

以上で田垣隆司君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番、武藤孝成君。

○9番（武藤孝成君） それでは、通告してあります4点について質問させていただきます。

市民環境部長にお願いします。

予算書の100ページ、一般廃棄物処理基本計画策定業務の325万5,000円につきましての内容を御説明願います。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） お答えします。

策定業務につきましては324万5,000円でございますので、よろしく。

一般廃棄物基本計画策定業務につきましては、平成16年度に策定しました現行計画の策定日から6年が経過しておりますので、計画内容につきまして当市のクリーンセンターの完成による排出状況の実情が大きく変動しました。また、平成20年6月に改正となりましたごみ処理基本計画策定指針を初め、循環型社会形成事業とか地球温暖化事業などをめぐる法整備がされましたことによりまして、今回、私どものごみ処理計画とか排水計画、それから現行計画について行うものでございます。

業務内容につきましては、1つ目としましてはごみ処理基本計画策定業務、それから、

2つ目につきましては生活排水処理基本計画策定業務、それから、3つ目につきましては住民アンケート調査業務、それから、4つ目につきましては計画策定に係る協議会運営支援業務でございます。

1つ目のごみ処理基本計画策定業務の内容につきましては、ごみ処理の基本的な考えとか、ごみ処理を円滑に行う事業とか、収集運搬とか、中間処理等が検証してあります。

それから、2つ目の生活排水処理基本計画の主な内容につきましては、生活排水の処理の基本計画の考え方とか、それから今の生活排水のし尿、汚泥に関する処理方法などを記載しております。

それから、3つ目の住民アンケート調査につきましては、廃棄物の減量やリサイクルについての住民意識について、市民、大体500人を対象にアンケート調査を行う予定であります。

それから、最終の4番目につきましては、協議会運営委員会につきましては、年4回ほど開催しまして、パブリックコメント等の市民の意見を聞く予定にしております。

先ほどの予算案につきましては325万5,000円でございますので、よろしく願います。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 武藤議員、今、325万5,000円と訂正されましたけど、いいですか。

〔「はい、いいです」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 武藤孝成君。

○9番（武藤孝成君） それでは、再質問いたします。

この業務に対しまして、今は業者で委託して行っているが、これを職員でできないかということは、理由はどういうふうでできないか御説明を願います。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） お答えします。

先ほどお話ししましたように、4つの項目について私ども今回委託するわけですが、その点につきましては、法整備とかデータ収集、分析に係る専門的な知識が必要でございますし、それから技術的なこともございまして業者委託をすることとしまして、近隣の市町村につきましても100%が業者委託をしていると聞いております。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 武藤孝成君。

○9番（武藤孝成君） 再々をいたします。

県内の整備状況はどうなっていますか。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） お答えします。

県内の整備状況につきましては、平成22年度に行った市もございまして、当市のように平成23年度に行うこともございますもので、県内ほとんどが年度ごとに外部発注して行っている状況でございます。

○議長（久保田 均君） 武藤孝成君。

○9番（武藤孝成君） それでは、次の質問に行きます。

予算書の100ページ、その下段、クリーンセンター施設運営管理委託料について、昨年度、22年には予算では3億9,039万円であったが、今年度、3億2,401万7,000円であるが、この減少した原因を、6,637万3,000円についての内容を御説明願います。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） クリーンセンターの運営管理につきましては、議員御承知のように、15年契約でお願いします。

22年当初につきましては、主な要因としましてはパワーショベルとかフォークリフトなどの作業用重機を初め、エネルギー回収施設とマテリアル推進に必要な家電製品とか作業用具、事務用品などの備品の購入とか、OA機器とか、警備機器などを含めまして約4,581万円と、それから、人件費につきましては、初年度ということで業務が混乱するというので、本社からの応援とか応援要員などで約1,900万、それから、今回、物価変動による見直しを行いまして1,140万ほど減額しまして、トータルで6,637万3,000円の減額の内容でございます。

○議長（久保田 均君） 武藤孝成君。

○9番（武藤孝成君） わかりました。

今も1週間ほど前から原油の高騰ということで、これに関して来年度、また大きく上がるような兆しもあるんですが、それに対して毎年物価変動に伴う改定と申しますか、そういうのは行っていくのかをお聞きします。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） 運営委託につきましては、物価変動と変動率と、それから固定経費で上がります。

今、議員お話がありましたことにつきましては、物価の上昇の変動の可能性のある経済要素をもって人件費、水道料金とか電気料、それから設備費や薬品などについて、毎年10月に実質賃金指数や地方料金の年平均値とした見直しに係る評価資料をもとに見直

しを行う予定であります。物価変動の許容範囲は、プラスマイナス10%を超えた場合には委託料の変更を行います。

また、見直しの対象となる、先ほどお話ししました石油につきましては、平成21年7月1日現在でリッター52円でしたが、それに基づきまして、今回3月の委託料によって加算もしくは控除して行う予定でございます。

○議長（久保田 均君） 武藤孝成君。

○9番（武藤孝成君） それでは、次の質問に参ります。

3点目ですが、特別会計、簡易水道、集落排水、公共下水道、上水道の市債償還金の前年度対比の増減はどういうふうになっておりますか、お聞きをいたします。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） では、お答えします。

特別会計には、簡易水道と集落排水、公共下水道、上水道の4本がございまして、最初に、簡易水道特別会計の市債負債償還につきまして御説明申し上げます。

平成23年度の元金と利子を合わせた償還金がピークとなりますが、平成23年度以降平成42年度までは元金合わせて毎年6,140万9,000円の償還金となり、平成47年度までの償還となります。平成23年度は、前年度に対して4,907万円の増額となります。

続きまして、農業集落排水特別会計事業の市債償還金につきましては、平成20年度が元金と利子を合わせた償還金額がピークでございまして、平成23年度から平成31年度までは、元金合わせて毎年度2,677万1,700円の償還金となります。平成44年度までの償還金となりますので、平成23年度は全年度に対して245万3,000円の減額となります。

続きまして、公共下水道事業特別会計の市債償還金につきましては、平成21年度から元金の償還が始まっておりまして、現在も事業の進行に合わせて借入れを行っております。元金、利子ともに毎年度償還金が増加していきます。平成23年度は浄化センター用地の県への売却等による市債の繰り上げ償還も予定しており、全年度に対して4,971万4,000円の増額となります。

最後に、上下水道の市債償還金につきましては、平成24年度が元金と利子を合わせて償還金額がピークとなります。平成24年度以降平成33年度までは、元金合わせて毎年度1,677万1,400円の償還金額となり、平成48年度までの償還となります。平成23年度は、前年度に対して1,285万2,000円の増額となります。起債の償還につきましては、交付税の歳入もあり、一般会計からの繰り入れを財源としております。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 武藤孝成君。

○9番（武藤孝成君） それでは、今後、市債の繰り上げ償還を行っていくのかどうか、
考えがあるのかを再度質疑いたします。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） お答えします。

市債の繰り上げ償還につきましては、年利5%の公的資金の規制について、補償金免除の繰り上げ償還制度がありますので、公共事業健全化計画を策定し、繰り上げ償還を行っているところでございます。

簡易水道につきましては、平成19年度に公営企業健全化計画を策定し、承認されたので、平成19年度と平成20年度に繰り上げ償還を行いました。

また、上下水道事業会計につきましても、平成22年度公営企業健全化計画を策定し、国より承認をいただきましたので、平成24年度に繰り上げ償還を予定しております。

集落排水事業と公共下水道につきましては、補償金免除繰上償還制度以外の繰り上げ償還については行わない予定をしております。

○議長（久保田 均君） 武藤孝成君。

○9番（武藤孝成君） それでは、最後の質問で、予算書の325ページですが、北部浄水場
施設更新工事の546万円の内容をお聞かせください。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） お答えします。

北部浄水場施設更新工事の内容でございますが、これは平成7年3月に申請したポンプが2台ございます。それにつきまして、耐用年数につきましては10年から14年ありまして、上水道の計画提案、設備計画修繕更新により、昨年度、平成21年度に1号基のポンプを取りかえました。今回、平成23年に2号基のポンプを取りかえるものでございます。よろしく申し上げます。

○9番（武藤孝成君） 結構です。

○議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

以上で武藤孝成君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位4番、小森英明君。

○14番（小森英明君） それでは、通告に従いましてお尋ねをいたします。

最初に、資料の5-2、25ページの地下タンク設置工事について、1,274万6,000円ですが、その件について恩田教育委員会事務局長にお尋ねをいたします。

現在のタンクの使用量はどれだけかということと、耐用年数、それに看板には、第4類、第2石油類、灯油ということで、4,000リットルになっておるわけですけど、これは

最大数量なのか、ふだん取扱量なのかということと、保安監督者というところもあるわけですけど、その部分については氏名も書いていなかったものですから、そういうのが必要ないのかあるのかということをお尋ねいたします。

○議長（久保田 均君） 恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

美山中央公民館の冷暖房用の地下タンクは、昭和59年10月の公民館建設時から設置され、26年経過しております。耐用年数につきましては、土壌や地下水の状況にもよりますが、25年から30年と聞いております。それから、タンクの大きさですが、最大数量ということですが、4,000リッターというのは最大数量でございます。

この地下タンクにつきましては、昨年の10月に定期点検を行った際にタンクの傾きが発見されまして、調査をしました結果、タンクの床面に山からの地下水により水みちができて、約20センチほど地盤沈下したということが発見されました。そのため、土砂が洗い出されまして、タンクが傾きました。このまま放置すれば、内部の灯油が流出する危険性があるとの指摘を受けました。それ以後、地下タンクは使用せず、別にドラム缶2本を仮に設置しまして、現在対応しているところでございます。

それで、この工事内容につきましては、現在のタンクを使用する方法と、新規に新しくタンクを設置する方法等がございますけれども、いろいろ検討しました結果、経過年数も過ぎており、老朽化しているということもございまして、既設のタンクを使った場合に、消防法の新基準によりまして、灯油流出防止対策等を施さなければならないということもございまして、今回、新しいタンクを設置しようということで予算を上げさせていただきました。

また、危険物ということで、保安監督者ということの御質問でございますけれども、地下タンクにつきましては危険物ですので、危険物取扱者という資格を有する者がいなければならないということで消防法で定められておりますが、現在、美山中央公民館には1名の職員が配置されておりますが、現在の職員は資格を持っておりません。それで、庁内に資格を持っている職員もおりますので、持っている職員とも協議しまして取り扱い、管理等を現在行っている状況ですが、今後、資格の取得にも努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 小森英明君。

○14番（小森英明君） 今、耐用年数が25年から30年というふうに聞いたんですけど、私の近くのガソリンスタンドでガソリンを入れていたときは、設置から既に41年たった

から、もうこれ以上は後継者もないし、経費をかけてタンクを埋め直すという費用もないので廃業することになりましたというはがきが来たわけですが、ガソリンといいですか、営業でやるのと同じくして小さ目のタンクというのは耐用年数が違うのかどうかということですが、それと、危険物の取り扱いの免状の取得者を配置することですので、その点についてはできるだけ早く看板にも名前を書いていただいて、書いておくだけではあかんのかもわからんけど、書いておいていただきたいというふうに思います。

○議長（久保田 均君） 恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田 健君） 営業用とこういうタンクとの耐用年数の違いですけども、私もはっきり把握はしてございませんけれども、この件につきまして、毎年法定点検というのを専門業者に行っていたいておりますが、その専門業者に聞いた中には、土壌や地下水の状況もありますけれども、25年から30年ということでお聞きしたところでございます。

それと、危険物取扱者の資格につきましては、先ほど申し上げましたように、今後、取得に向けて努めていきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いします。

以上です。

○議長（久保田 均君） 小森英明君。

○14番（小森英明君） 続きまして、資料の5—2の15ページで、旅券発行事務の備品購入ということで、備品購入費は県の補助金で36万2,000円になっておりますが、10月からパスポートの発行事務が始まるということです。

それで、備品の購入は県の補助金ということになっておりますけど、今後、取扱者が必要やと思うんですけど、そういうときに県から経費が出るのかどうかということと、一般的には、パスポートを取得するときに旅券発給申請書というものが1通と戸籍謄本、そしてから住民票の写しとか、そしてから写真、そして申請者本人確認の運転免許証などが受け取るまでには必要なわけですけど、例えば山縣市で行うことになると、そういうものの必要書類の何か、この書類についてはもう要りませんよとか、そういうようなことはあるのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） お答えします。

旅券発行事務は、県からの権限移譲を受けまして、先ほど議員が申し上げられましたように、平成23年10月より行う予定をしております。それに伴いまして、先ほどお話ししました旅券交付端末機30万円と旅券写真カッターで6万2,000円で、36万2,000円を計上しております。そのほかにつきましても、県から補助金をいただく予定にしています。

それから、2点目の発行事務の簡素化につきましては、今と全然変わりはありませんし、それから提出書類につきましても今までどおり変更はございません。それと、あと、旅券センターにつきましては、旅券センターとか柳ヶ瀬プラザとかがございますが、旅券センターにつきましては大体5日程度かかりますし、それから柳ヶ瀬プラザにつきましては1週間程度かかりますし、本市で行う場合は9日から10日程度かかりますもので、時間を持って申請していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（久保田 均君） 小森英明君。

○14番（小森英明君） 発行事務についても県のほうから出るということですね。

そうすると、そういう経費は県から出るということになるわけですけど、そういう事務を行うことによってほかの仕事ができなくなるとか、そういうことについては差し支えないかどうかということをお尋ねします。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） パスポートの発行事務につきましては、私ども、10月から行うわけでございますけど、限られた人員の中で一生懸命やっていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（久保田 均君） 小森英明君。

○14番（小森英明君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

以上で小森英明君の質疑を終わります。

続きまして、影山春男君。

○10番（影山春男君） それでは、通告した3点について、市民環境部長にちょっと集中しているんですが、お伺いをいたします。

予算書の13ページの市民税と法人税について一括してお伺いをいたします。

市民税の歳入が現年課税分4,362万8,000円と、これはたしか3.75%の減少をした要因というか原因です。それと同じく、法人税の2,208万1,000円、これは17.5%ですが、増額をした要因というか原因は何であったのか、お伺いをいたします。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） お答えします。

まず、市民税のほうからお答えします。

市民税につきましては、景気は持ち直しの動きが見られますが、依然として失業率が高水準にあるなど、厳しい状況には変わりないと考えております。したがって、個人事業所得及び給与所得が今年度と比較して減額となるのが主な要因でございます。

続きまして、法人税につきましては、市内の法人状況につきましては、平成19年度のリーマン・ショックなどを受けて、平成21年度の法人市民税現年課税分の当初予算1億4,429万円に対して、決算額は1億2,515万3,000円でした。平成22年度の当初予算では1億2,574万5,000円に対し、2月末の収入累計は1億6,410万4,000円となり、3,835万9,000円増額となっております。これについては、特に大手企業が円高の影響で原材料の購入が安く済んだこと、歳出を抑えるなど企業努力をしたことが大きな要因であると聞いております。

このような状況にありまして、法人税は景気に大きく左右されるため、景気を先読みすることは難しい面もございますが、平成23年度も現在の収入額まで見込めないと考えますが、前年度より景気がやや緩やかになる回復を見まして、今回、1億4,782万6,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 影山春男君。

○10番（影山春男君） それでは、再質問としてまとめてお尋ねをいたしますが、市民・法人税について、経済の停滞がさらに深刻になるという見込みをしているのか、していないのか。もししているならどのくらいを見込んでいるのか、また、この予算で見込まれていないけれど、新年度中にこれくらい減るのではないかという予測を持っておられるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） 先ほどお答えしましたように、我が国の経済状況は、景気の持ち直しの動きが見られますが、足踏み状態を脱出しつつあると考えております。さらに深刻になるという見込みはしていませんが、企業収益の回復も見込めると思いますが、しかし、景気を先読みすることは難しい面もございますので、注意深く見守っていきたく思います。

この予算で見込まれないけれど、新年度にどれくらい減るかという予測でございますが、ただいま確定申告等も行っておりますもんで、その結果が7月ごろ確定しますが、そのときには市県民税も出ますし、また、税制改正等がございますので、まだ国会も今審議しておりますが、法人税が約5%引き上げということもございますので、その件につきまして来年度中にこういうのも見込んでいきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長、今5%引き上げとおっしゃいませんでしたか。

○市民環境部長（松影康司君） 失礼します。5%引き下げでございます。済みません。

○議長（久保田 均君） 訂正いたします。

影山春男君。

○10番（影山春男君） それでは、次の質疑に入ります。

予算書の57ページ、旅券発行についてのあれは、先ほど小森議員の質問である程度よくわかりましたので、その中身として、県内の状況がわかりましたら簡単に御説明願います。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） お答えします。

県内の状況につきましては、西濃地域につきましては、昨年の10月ごろから行っております。それから、中濃地域につきましては、ことしの2月から既に権限移譲されて行っております。岐阜地域につきましては、岐阜市と各務原市、瑞穂市を除くあと7市につきましては、山県市と同様に23年の10月から行っております。また、東濃と飛騨につきましては、まだいつ行うというのは聞いておりませんが、順次行うという話を聞いております。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 影山春男君。

○10番（影山春男君） よくわかりました。

それでは、次の質問と入らせていただきます。

予算書の196ページ、まず先に196ページの一般会計繰入金の2億8,748万5,000円の内容と、もう一つ、同じく250ページ、後期高齢者医療特別保険料、これは現年分です。4,415万9,000円の減少した原因というか要因は何であったのか、お伺いをいたします。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） それでは、お答えします。

最初に国保の関係でございますが、2億8,748万5,000円の内容でございますが、一般会計からの繰入金には、法律や条例に基づいた法定外と、それから市単独で行う法定内と法定外がございます。法定内とは、国の地方の財源調整の一環として繰り入れられる経費について、国や県などから財政措置が行われるものでございます。

本市では、法定内としては、保険基盤安定制度による保険基盤安定繰入金や、国民健康保険法第58条に定めた出産一時金等がございます。法定内の繰り入れの1つには、低所得者の負担能力補償に対する支援措置の財政安定基金支援分1,614万9,000円と、2つ目の国の事業に執行する事務費繰入金2,388万7,000円、3つ目には、福祉医療制度利用による波及増分の7,699万9,000円でございます。それから、法定外につきましては、国

民保険税の増額を抑制するために、保険税抑制分として今回1億7,045万円を計上させていただきました。

それから、2番目の後期高齢者医療制度についてでございますが、平成20年度及び平成21年度には国民保険料の軽減措置が設けられたため、特別徴収の対象者から普通徴収の対象者が増加しました。しかし、平成22年度の当初予算措置は、軽減措置による保険料収入への影響が定めていなかったため特別徴収を多く計上しましたが、平成23年度においては、収入実績の見込みに即した額を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 影山春男君。

○10番（影山春男君） それでは、再質問として、まず、一般会計の中で波及増分の今後の見通し、それと保険税抑制分の繰り入れは来年度以降も行うのか、また、基金との兼ね合いがあるか、中長期に見てどのようなのか、また、保険税抑制分の一般会計から繰り入れする県内状況はどのようなのか、これは平成22年度分ですが、御説明願います。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） お答えします。

医療費の1人当たり単価の上昇は来年度以降も予想されます。また、保険税の減少も予想されますので、財政的に厳しい状況が続くことが予想されます。合併当初の基金は5億6,600万円ありましたが、平成21年度決算では2億2,000万円ほどになりました。現在の基金残高は、山県市の保険給付の1カ月分に近い金額であります。また、基金を保険税抑制に充てると1年でなくなりますので、突発的な支給の対応ができなくなります。こうした状況を踏まえまして、平成23年度予算で一般会計からの保険税抑制分の繰り入れをお願いしたものでございます。

来年度以降につきましても、国の国政措置が被保険者の所得控除が成らない場合は、基金を取り崩すか、保険税の増額を行わなければなりません。一般会計からの繰り入れをお願いしなければならない状況でございます。また、国においても、国民皆保険を維持するため国民保険制度の見直しがされ、国保についても国の指導のもとで広域化が議論されています。長期的な見直しを立てなければならないのが現状でございます。

2点目の繰り入れの県内の状況につきましては、県下21市の法定外の繰り入れの状況は、21年度は15市が実施されております。平成22年度では、14市が法定外繰り入れをする予定だと聞いております。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 影山春男君。

○10番（影山春男君） 何とか納得できましたので、私の質疑はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

以上で影山春男君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位6番、藤根圓六君。

○13番（藤根圓六君） それでは、発言通告書に基づきまして4点の質疑を行いますので、よろしくお願いします。

最初に、議第10号、平成22年度山県市一般会計補正予算の中の、資料4、ページ16、衛生費の塵芥処理費の326万1,000円の減になりました内容説明をよろしくお願いします。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） お答えします。

昨年度までは岐北衛生施設利用組合で焼却処理を行っていましたが脱水汚泥処理につきましては、本年、22年4月からクリーンセンターが本格稼働しましたので、クリーンセンターで行って来ました。当初予定しておりました発生数量より今回数量が減額しましたもので、今回、この326万1,000円減額する予定であります。

○議長（久保田 均君） 藤根圓六君。

○13番（藤根圓六君） わかりました。

2点目、議第13号、平成22年度山県市公共下水道特別会計補正予算の中の、資料4、43ページ、公共下水道費補正額が2億6,850万減額の根拠内容をお願いいたします。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） お答えします。

1つ目につきましては、工事費の入札差金の減額でございます。それが1億6,810万円でございます。

2つ目が家屋補償で1億400万ですけど、家屋補償の理由につきましては、管渠工事区域、これは西深瀬の尾ヶ洞とか中洞という、中組という部落でございますが、その地区につきましては軟弱地盤でございまして、工事施行中に家屋に影響が出るおそれがあるということで今回計上させていただきましたが、業者の協力もありまして、家屋評価とか家屋調査を行うことが必要なくなりましたもので、今回減額補正とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（久保田 均君） 藤根圓六君。

○13番（藤根圓六君） その点について再質問をお願いします。

その工事差金、入札差金の落札率、何工種あって、落札率に関しましては平均でいい

ですので、それと、そして、家屋補償費、この1億440万円の何軒分、それがわかっただけで、教えていただきたいです。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） お答えします。

今年度は管渠工事を4本行いまして、それから舗装工事を7本、高富地区で4本、それから東深瀬地区で3本行いました。それで、いずれも平均で申しますと約85%から90%程度でございますが、平均すると約87%でございます。

それから、家屋調査の内容でございますが、事前調査で200件ほど計上しております。それから事後調査で100件ほど計上しまして、今回、先ほど申し上げましたように、必要となくなりましたのでお願いします。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 藤根圓六君。

○13番（藤根圓六君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

議第14号 平成23年度山県市一般会計予算の中の、資料5のページ85、民生費で乾保育園の取り壊し工事の費用が700万余見えてありますけれども、この地域はふれあい公園がありまして、我々としても保育園がなくなるということで寂しい限りなんですけれども、取り壊したその後、現況復旧はどの程度なされるかということをちょっと説明願いたいと思います。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 旧乾保育園の工事費発生費706万4,000円につきましては、その内容といたしましては、遊具及び扇風機を他の保育園へ移設するための工事費が66万4,000円、それから、保育園の解体工事に関しては640万ほど計上しております。解体工事には、園舎を含め、それからプール、手洗い、倉庫を取り壊し、整地工事まで含めた内容でございます。

○議長（久保田 均君） 藤根圓六君。

○13番（藤根圓六君） それで、現況を整地する程度ということなのか、将来的には舗装をしてもらえるのか、その辺は見通しとしてどうでしょうか。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 現在では整地まで考えております。

○議長（久保田 均君） 藤根圓六君。

○13番（藤根圓六君） ちょっと要望だけ。当然、ふれあい公園は冬季以外は結構市外から家族連れがたくさん見えますので、ひとつその辺のことも考えて、今後の維持管理

ということと同時に、乾保育園はなくなったけれど、多くの人たちがまた寄る場所になったという再生に向かうような、今後、方針を要望しておきます。その点、お願いします。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 隣の乾公民館との兼ね合いもありますので、その辺を総合的に勘案して検討してまいります。

○議長（久保田 均君） 藤根圓六君。

○13番（藤根圓六君） それでは、4点目へ移らせていただきます。

議第14号 平成23年度山県市一般会計予算、資料5のページ100、衛生費、クリーンセンター運営経費ですけれども、先ほど、武藤議員と重複する部分は省きまして、今後、当然人口減によって、ごみの減量によるコスト減もあると思いますけれども、一応これ、指定管理が15年間の通しの契約になっておりますので、今後、特に機械が古くなれば当然補修維持費がかかってくると思うんですけれども、その辺の対応についてちょっと市民環境部長に御答弁願いたいと思います。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） では、お答えします。

先ほどもお話ししましたように、15年契約で施設管理委託契約をお願いしておりますところですが、それにつきましては固定経費と変動経費がございまして、クリーンセンターのコストの変動要因となる項目につきましては、ごみの量に対する変動費と、物価変動に基づく変動率による見直しの対象としては、人件費相当額、水道、電気、灯油、その他として設備整備費、それから補修費、点検費などの5項目がございまして。

ごみの搬入量に対する変動費は、毎年の計画搬入量に対する実績の増減に対し、エネルギー回収推進施設は1トン当たり6,786円を乗じて得た金額、マテリアルリサイクル推進施設は1トン当たり3,932円を乗じた金額で、毎月の委託料に加算、もしくは公表しております。

また、見直しに係る指標指数、いわゆるインデックスにつきましても、人件費相当額は岐阜県毎月勤労統計調査実質賃金指数、それから水道料金につきましては市の水道料金の基本料金及び従量料金、電気料金については中部電力の基本料金及び従量料金、灯油については月間建設物価の油脂・灯油価格及び燃料単価として、その他については日銀調査統計局による企業向けサービス価格指数によるものでございます。これにつきましては、毎年、前年度と比べまして物価の変動の許容範囲、プラスマイナス1%以内で見直しを行う契約でございまして。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 藤根圓六君。

○13番（藤根圓六君） 今の説明の中で、再度申しますけれども、機械が当然今後保守管理の中でプラスマイナス1%以内、例えばプラス1%といたしますと、その中でいくと6,000万円を超えると思うんですけれども、せっかくごみが減量、今の環境問題の啓蒙によって今後減量になると思うんです。

そういった意味のコストは下がるけれども、機械が古くなったからというふうで、こちらのほうで予算オーバーになってきますと、結局、年間を通して指定管理料はちっとも変わらないというようなことになる可能性もあるものですから、そういった点、特に、今後指定管理者に対しては、機械の保守管理ということに関しては十分なチェックをしていただきたいと思いますが、その点のことをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） 藤根議員、これは指定管理やなくてメーカーとの委託契約でございます。自主管理でございます。

お答えします。

先ほどお話ししました機械が古くなったという話ですけど、これは契約の中にございますように、年間数回ほどモニタリングというのを行っておりますので、そこでうちの職員とメーカーと、それから第三者を入れましてモニタリングを行って、どういうふうにやったらいいか運営も行っておりますので、そういうのはならないように十分配慮していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（久保田 均君） 藤根圓六君。

○13番（藤根圓六君） 15年後というのと、この中の大半がいらないと思いますので、ひとつその点を考慮しまして、よろしく願い申し上げます。

これで質問を終わります。

○議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

以上で藤根圓六君の質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。11時20分に再開をいたします。

午前11時02分休憩

午前11時20分再開

○議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は16名であります。

通告順位 7 番、上野欣也君。

○ 1 番（上野欣也君） 発言通告書に沿って 6 点質問をいたします。

第 1 点、議第 11 号、国民健康保険の補正予算につきまして、資料ナンバーでいいますと 4、ページ 32、療養諸費、補正額が 5,705 万 2,000 円。これは自然増の一部、自然増というのは、高齢化の進行と、そして医療の高度化というふうに見ておりますけれども、その一部と考えてよろしいでしょうか。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） お答えします。

平成 22 年度の予算編成では、自然増を 21 年度の決算見込みの 3.3% と見込んでいましたが、平成 22 年度の決算見込みでは、平成 21 年度の決算額の 5.2% 増額となる見込みでございます。平成 22 年度は突発的な疾病もございませんでしたけど、今言われましたようなものが自然増ととらえております。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 上野欣也君。

○ 1 番（上野欣也君） わかりました。

それじゃ、2 点目、議第 14 号、一般会計予算、資料 5—2、ページ 14、ページのナンバーでいいますと 38 になります。防犯灯の新設工事費 84 万円が 63 万円に減額になっておりますけれども、前年度の実績はどれほどか説明を願います。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） 外灯の設置維持管理につきましては、自治会からの要望に応じて修繕工事とか新設工事を行っております。平成 22 年度において新たに新設した防犯灯につきましては、高富地域で 12 カ所、伊自良地域で 6 カ所、美山地域で 16 カ所、全市で 34 基設置しております。年度当初の防犯灯を合わせますと、全市で 3,121 基の防犯灯が設置してあります。市内の防犯灯の充足状況を見まして、22 年度の実績をもとに今回、23 年度の予算を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 上野欣也君。

○ 1 番（上野欣也君） 要望を兼ねて、この防犯灯はたしか、はっきりしておりませんが、こちらの防犯灯からこちらの防犯灯まで 50 メーターとかいう距離が決まっております、そして、それ以外には設置できないということで通っていると思いますが、私が自治会長をやっているときに、こちらの防犯灯からこちらの防犯灯まで距離が短いので、そこには設置できませんという回答でした。

しかし、カーブしている道路は、50メートルであっても非常に暗くて通りにくい。しかも、林があったりいろんなものがありますと、ただ単に距離だけでは計算できないものがございまして。しかも、市の職員というのは昼間見に来ますから、昼間見に来たって全然暗さなんてわからないわけですよ。

したがって、その辺を弾力的に、やっぱり防犯灯の必要性を勘案してつけていくようなことはできないか、ちょっとお願いをしたいと思っております。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） 今、上野議員のお話にありましたように、50メートル以内で設置するという話でございまして、カーブとかカーブがある場合には臨機応変という話もございまして、今年度予算をお認めいただきましたら、自治会からの要望がございましたら職員で夜の調査をこなしまして、おこたえできるようなところも設置していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（久保田 均君） 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） どうぞよろしくお願いいたします。

3点目、同じく一般会計の資料5—2のページ14、48ページとなりますが、有線テレビ局事業のその他の経費3,728万5,000円、大変テレビが見えなくなるのに金額が大きいので、その内容、内訳について御質問をいたします。

○議長（久保田 均君） 岡田総務部次長。

○総務部次長（岡田知也君） それでは、資料5—2の14ページに記載してございます有線テレビ局事業その他の経費3,728万5,000円の内訳について御説明いたします。

まず、内容としましては、有線テレビ管理運営審議会委員の報酬といたしまして24万2,000円、それから職員旅費といたしまして5,000円、そして需用費といたしまして1,582万5,000円ということになっております。

この需用費の内訳でございまして、局舎、それから美山のサブセンター、それから伝送路のアンプの電気代などで1,134万1,000円、それから、ケーブルモデムの関係で189万円、それから、無停電装置でございまして、バッテリーでございまして、これが147万円、その他で印刷製本費とか燃料費、消耗品費、修理費等で112万4,000円という内訳になっております。

次に、役務費というものがございまして、これが165万円でございます。内容といたしましては、口座振替の手数料とか電話代、郵便料などでございます。

それから、委託料でございまして、1,620万5,000円ということでございます。これはインターネットの機器の保守料が主なものとなっております。

それから、使用料及び賃借料ということでございまして、135万6,000円でございます。内訳といたしましては、著作権の使用料で88万8,000円、それから複写機等のリース料で27万1,000円、それから、現在のアナログ放送で7月から廃止になりますが、6月まで放送されております「朝日ニュースター」の6月分までの番組購入費などで19万7,000円ということになっております。

それから、工事請負費についてでございますが、これが54万1,000円で、これにつきましては現在のアナログ放送のテレビ愛知の受信点のアンテナの撤去の工事費でございます。

それから、備品購入費といたしまして135万1,000円。これにつきましては、伝送路を管理するためのパソコンといたしますか、機器の更新ということでございますが、老朽化のために行うものでございます。

それから、負担金及び交付金として1万円、あとは償還金、利子及び割引料として10万円というようなことで、合計でこのような金額になっているということでございます。

先ほど、やめるのにこれだけ多額のようなあれもございましたが、議員も御承知のように、とりあえずやめるのは自主放送番組の部分でございまして、あとのデジタルのテレビ放送の再送信とか、あと、インターネットの関係でありますとか、あと、IP電話の関係、こうしたものについては今後もやってまいりますので、それに係る経費が中心になってきますが、こういった額となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（久保田 均君） 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） 4点目、同じく一般会計の資料ナンバー5—2のページ18、93ページとなっておりますが、予防接種の事業、本年度が6,231万1,000円、国の、あるいは県の補助金が1,718万3,000円、差し引きますと4,512万8,000円が市の持ち出しかと思えますけれども、この国とか県の補助金の算定基準というのはどういうふうになっているか教えてほしいと思います。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 子宮頸がん検診等の予防接種の委託料の3,510万9,000円に係る県補助金が1,718万3,000円でございます。算定基準につきましては、国の補助基準額と市が支出した額を比較して少ない額に補助率2分の1を乗じた額でございます。内訳といたしまして、子宮頸がん予防ワクチンが957万5,000円、H i b ワクチンが286万4,000円、小児用肺炎球菌ワクチンが448万2,000円で、3種類の接種を合わせて1,692万1,000円、それに事務費が26万2,000円ということで、合計1,718万3,000円という内容でございます。

○議長（久保田 均君） 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） よくわかりました。

5点目、国民健康保険特別会計についての予算についてお尋ねをいたします。

資料ナンバー5のページ188、保険給付費の療養諸費及び高額医療費の自然増はどれだけと見積もっておられるかお尋ねをいたします。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） お答えします。

平成22年度の予算編成では、保険給付費の療養諸費や高額療養費の自然増を平成21年度の決算見込み額3.2%増額を見ましたが、平成21年度の決算額では、保険給付費の療養諸費が2.3%と高額療養費が2.5%でございました。平成23年度の予算編成では、保険給付費の療養諸費や高額療養費の自然増を平成22年度の決算見込み額の3%増を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） 自然増というのは、国のほうにも言っているわけでございますけど、割とこれが正確に分析してあれば、補正額が少なくなってくると思います。

第1に質問したように、補正額が5,000万円とか、あるいは1億とかいうことにならないように、アバウトな数字でなくて自然増をきちんと見ていくということが今必要ではないかというふうに思います。

特に、平成21年度と22年度の比較をしますと、プラス2億1,180万1,000円の増になっておりますが、これは診療報酬の値上げ分、あるいはインフルエンザ等の突発的なもので多くなっているのかと思いますけれども、23年度になりますと1億2,769万6,000円の増というふうになっておりまして、増額分は当然診療報酬等で低くなってくると思いますけれども、できるだけこういった自然増についてきちんと分析をして、市民にも知らせていくということがこれから必要ではないかというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次に、最後の質問になりますが、介護保険特別会計の予算につきまして、資料5のページ216、前年度と本年度の要介護者数と給付の増加額の見積もりにつきましてお尋ねをいたします。

22年度は、前年度に比較しますと1億9,805万6,000円の増というふうになっておりまして、23年度は、前年度に比較しますと1億5,196万9,000円と、これは少し減額になっておるわけです。少なくなっておりますので、その辺の内容につきましてちょっとお尋

ねをいたします。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 予算を作成していく上で、認定者数等が加味されていきますが、22年度におきましては1,130人、23年度におきましては1,224人を一応総認定者数、年間中で死亡される方や転出入を含んだ数字で算出してきております。22年度においては、介護従事者の処遇改善事業による増といたしまして5,300万、それから要介護認定者数の増加というところで1億4,505万6,000円が給付の増になっております。

それから、23年度においては、要介護認定者数の増で1億2,288万8,000円。それから、あと、施設整備の関係で、23年度においては、小規模多機能のサービス、年間78人分と、それから認知症の対応型のデイサービスを新しく始めるということで、年間600回の2,908万9,000円を計上させていただいております。それが主な内容だと思います。

○議長（久保田 均君） 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） 再質問。

21年から比較しますと、大体1億9,000万から1億5,000万という範囲ですから、大体2億円ぐらいの範囲で今後とも推移していくというふうにとらえてよろしいでしょうか。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 一応そのぐらいの予定では考えておりますが、これからの増がどのくらいふえていくかによって多少変動はあるかと思いますが、その辺の調整に関しましては、来年度からこういった高齢者の福祉計画の中で保険料を算出していく上で3年間で数字的にまとめていきますので、また今後この内容を見ていただければというふうに思います。

○1番（上野欣也君） 質問を終わります。

○議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

以上で上野欣也君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位8番、後藤利瑗君。

○11番（後藤利瑗君） それでは、通告順位に従いまして質問をさせていただきます。

私は、地区公民館管理費についてでございますが、当初予算の概要、25ページの音響機器購入、高富・富波公民館の音響機器購入についてでございますが、それにつきましてその経緯と、そして予算の内訳についてお願いしたいと思います。

○議長（久保田 均君） 恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

高富公民館は、昭和59年1月に建設されまして、27年を経過しております。富波公民

館につきましては、昭和56年3月に建設され、30年経過しております。音響機器につきましても、建設と同時に設置をされました。設備及び機器がこの両公民館につきましては大変老朽化するとともに、故障が多く、部品の供給もできない状況でございます。

公民館では、各種講座、サークル及び学習発表会等を行っておりますが、現在、機器が古く、老朽化により支障を来しておりますので、音響機器の更新を行い、生涯学習の推進を図ろうとするものでございます。

更新機器の内訳につきましては、アンプ、ミキサー、CDデッキ、カセットデッキ、マイク、ワイヤレスチューナー等でございます。

なお、予算につきましては、両公民館とも78万2,000円ずつの予算を予定しております。25ページの156万3,000円が両公民館の予算でございます。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 後藤利瑛君。

○11番（後藤利瑛君） ただいま、両方の公民館が音響機器の購入をされまして、大変私は結構だと思います。

私ども、各地区の公民館には、いろいろな面で事業の予算が縮小されてきております。そういったことから、地区の公民館の活動が非常に縮小されてきております。そんなことで、今申されました生涯学習の場として、市民の皆さんが大いに公民館を利用されておる現状であります。

先日も、3月6日でございますが、これは地元でございますので、桜尾公民館で学習発表会、文化祭がありまして、学習発表会をやっておられました。そこで、私どもの桜尾公民館は、年数は忘れましたが、何年か前に音響の機器がもう傷んで使い物にならないのですね。

それで、その当時、私はお願いしましたが、それはできないということでしたので、それで、今現在は、そういった業者に音響機器を持ち込んでいただいて、それで今やっております。しかしながら、先日も途中で2回ほど故障をいたしまして、中止というんですか、停滞したと、こういう状況であります。

ですから、私が聞きましたら、費用は3万5,000円を払っておるといことなんですね。事業者が言われるには、その3万5,000円ではこういうことになっても仕方ないとは言われませんでした。本来なら9万円ぐらい出してもらわなだめですよと、こういう話でしたので、それは業者の方が言われただけで、私は金額についてはそれが安いのか高いのか、それはわかりませんが、そういった状況でありまして、今現在も予算の少ない中でそういうものまで払っておられるんです。非常に少ない公民館の予算でそういうもの

を払いますと、公民館活動が、盛大とは言いませんが、非常に困っておると。公民館長も、ぜひとも音響機器を入れていただけるようお願いをしてほしいと、こういう要望もございましたので、きょうお願いをするわけですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（久保田 均君） 恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田 健君） ほとんどの公民館は古くなっております。桜尾公民館につきましても、昭和60年の7月の建築ということになっておりまして、悪いということは公民館のほうからもお聞きしておりますので、全部が全部一遍にかえるということができませんので、市内の地区公民館ですが、老朽化とか利用状況、それから機種
の悪い公民館の機器から、財政のこともございますが、順次計画的に更新をしていくということにしておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（久保田 均君） 後藤利瑛君。

○11番（後藤利瑛君） 今、事務局長からも申されましたように、機器は順次やっていくということでございますので、どちらにいたしましても、桜尾公民館の音響機器につきましても、大至急ひとつ投入していただくようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

以上をもちまして後藤利瑛君の質疑を終わります。

通告順位9番、杉山正樹君。

○3番（杉山正樹君） それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

まず1点目でございますが、議第14号、資料ナンバー5の81ページでございます。

その児童扶養手当給付費、これについてお尋ねをいたしますが、まず、今年度分からこの対象に父子家庭が追加をされておられるわけですが、児童1人当たりの給付額はどれだけにまずなるのでしょうか。そして、母子家庭の世帯数及び該当の児童数は何人でしょうか。そして、同じように父子家庭の世帯数及び該当の児童数、そしてから、児童の年齢でございますが、これは何歳の児童までを対象として給付するのか、その辺のところをお尋ねいたします。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 順番がちょっと前後するかというふうに思いますが、一応児童扶養手当につきましても、父母が亡くなった場合とか婚姻を解消した場合に、どちらか一方の親しか養育が受けられない方、ひとり親の家庭で、対象となるのは18歳以下のお子さんでございます。児童に一定の障がいがある場合に関しましては、20歳未満

の方も対象となってまいります。

支給額に関しましては、所得制限がそこにはありますので、全部支給の場合でありますと4万1,720円が月額の数値でございます。

それから、母子家庭に関しましては、児童数が237人、父子家庭につきましては39名を見込んでおります。

○議長（久保田 均君） 杉山正樹君。

○3番（杉山正樹君） もう一度、ちょっと聞きにくかった点があるんですが、母子家庭の対象の世帯数と、そして児童数及び父子家庭における世帯数、これはどうなんでしょうか。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 人数、児童数と書いてありましたので、私どもは今、児童数しか調べてまいりませんでしたので、後ほど世帯数に関しましては答弁させていただきたいというふうに思います。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長、母子家庭、父子家庭、両方ともいいですか、そういうの。

○保健福祉部長（笠原秀美君） はい。

○議長（久保田 均君） 杉山正樹君。

○3番（杉山正樹君） それで、2番目の質疑をいたしますが、同じく資料ナンバー5のページが126ページでございますが、先ほど横山議員からも御質問がございました国体の跡地公園の整備設計委託料でございますが、委託料の内容は先ほどの御質問でわかりました。そこで、まず根本的な、跡地利用として公園化したという決定した理由についてお尋ねをいたします。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） まず、公園の決定理由でございますが、これは合併以前の山県郡3町村で山県郡まるごと福祉健康村構想がございまして、当時、高富町の土地開発公社におきまして、用地を取得していただいております。それ以後、いろんな事業にも計画がありましたけれども、最終的には、今回国体用地として利用するということと、この後につきましては、第1次総合計画の基本計画の中にありますように、福祉と健康をテーマとした公園整備をすると、検討するというのもうたわれておりますし、平成20年度に土地開発公社から市がこの土地を買い戻しました折の財源には合併特例債を活用いたしております。その目的として公園整備をするということで事業を行っておりますので、公園整備を計画いたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 杉山正樹君。

○3番（杉山正樹君） それで、この問題、実は私たち、行革委員会でも取り上げまして、初めてこうした公園という名前が正式に総合計画の中に出てきたと、こういうことでいろいろと検討をさせていただきましたのですが、これ、公園ということでございますと、大桑地区には現に四国山公園がございますし、全く必要でつくるといようなことには少し理解しにくい点があるのでございますが、用地の取得した経緯、あるいはまたそんなことを含めまして、公園以外の他の用途に使うということは実際には可能なのでしょうか、不可能なのでしょうか。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） ただいまも申し上げましたように、公園の決定につきましてはただいまの経緯でございますが、大桑には四国山公園もございますが、平井坂が開通しまして、山田市が一周できるということもございますので、四国山公園と今回の椿野地内の公園と、また伊自良湖、美山地内にありますコテージを活用した一体的な公園整備をして、集客力を図ってまいりたいと思っております。

それと、公園以外の可能性ということにつきましては、先ほど申し上げましたように、合併特例債を受けておりまして、これは償還が10年かかります。当然、またいろいろ国の機関の監査等も受けますので、公園以外には活用できないものと考えております。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 杉山正樹君。

○3番（杉山正樹君） 最後のですが、この設計委託料も大変大きな金額が要るわけでございますが、これ、もう少し時期をずらしまして、そして本当に公園がいいのか、それとも他の目的にしたほうがいいのか、また、将来他の目的を考えるならば、それに見合った設計を依頼しておく必要があるだろうというふうに思うんですが、その辺のところを最終的にはどうするんだというような方針をやっぱり1つお持ちのほうがいいのではないかと思いますし、こうした決定していく場合には、何か皆さんの御意見等もいろいろ聞かれまして方針決定をされるのが適當ではないかなというふうに思うんですけど、その辺をお伺いして質疑を終わりたいと思っております。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） 他の目的ということでございますが、先ほど申し上げましたように、合併特例債を活用いたしておりますので、公園整備をするしかないというふうに思っておりますし、まだこれから公園もどのような公園をつくるという構想も、

今の予定としましては3案ほどつくりまして、それをまた検討委員会、一部市民の方も入っていただくかもわかりませんが、において決定して進めていきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

以上で杉山正樹君の質疑を終わります。

続きまして、通告……。

〔「答弁よろしいですか、先ほどの」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） じゃ、答弁してもらおうか。先ほどの父子家庭、母子家庭。

失礼しました。

笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 済みません。じゃ、先ほどの答弁漏れの件でございますが、世帯数ですけど、母子家庭の世帯数が150世帯、それから父子にしましては18世帯でございます。

以上です。

○3番（杉山正樹君） ありがとうございます。

○議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

以上で杉山正樹君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位10番、尾関律子君。

○4番（尾関律子君） それでは、通告しております順に質問させていただきます。

最初に条例ですが、資料ナンバー1の山県市部設置条例の一部を改正する条例についてというところですが、市長の提案説明の中に、推進体制の強化を図るということでした。それで、今の国体推進課とこの推進局にすることでの違いの説明をお願いしたいと思います。

○議長（久保田 均君） 岡田総務部次長。

○総務部次長（岡田知也君） 御質疑にお答えします。

ぎふ清流国体・ぎふ清流大会の開催準備を推進するために、開催3年前となります平成21年度に、教育委員会生涯学習課に国体推進室5名を置きました。それから、2年前となる今年度でございますけど、平成22年度につきましては、総務部国体推進課7名ということで体制の強化を図ってきたところでございます。

来年度につきましては、御承知のとおり、総務部国体推進課からぎふ清流国体推進局というふうにして、専任の担当局長を設置し、担当職員も増員するというところでございまして、さらに推進体制の強化を図るものでございます。

いよいよ来年に迫りました本大会に向けまして、来年度は市役所内に部長級の職員による大会実施本部というのを設置することを予定としております。リハーサル大会ですとか本大会、それから許可リレーですか、そういったイベントも多数ございます。歓迎事業でございますが、こういったものも含めれば多数ございます。こうしたものの実施体制の構築をしていきたいというふうに考えています。

それから、国体の馬術、バレーボール、清流大会のバレーボールの3競技会の運営につきましても、各大会1日当たり80人から100名ほどの市の職員の動員といたしますか、手伝いが必要ということになります。

また、その開催期間を通じまして、いろいろ山州市の観光物産のPRですとか、あるいは広報活動、それから施設整備はもとより道路管理、美化環境、それから市民活動の推進ということに向けまして、取り組みも充実させていかなければなりません。来年度からこれまで以上に業務量が膨大になるということもございます、全庁的な連携とか迅速な対応というのが一層求められてくるということもございます。

予定しております大会本部に諮る案件につきましても、今年度までであれば国体推進課から総務部長を通じてというような流れでございますけど、これを部長級の担当局長を設置することによりまして、他の部局と連携した開催準備も進めやすくなるということもございますし、諸課題に対する迅速な対応も可能となるというふうに考えております。

それから、国体推進課につきましても、職員室は現在の7名から9名の体制ということにいたします。総務企画係、それから競技施設係、それから宿泊輸送係と3つの係でこれまでどおりでございますが、県の国体推進局、あるいは関係の競技団体、それから市の実行委員会、その他市内の関係機関とか団体の皆様との連携を図りながら、大会開催の準備に万全を期していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（久保田 均君） 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） なる説明していただきましたが、1点、今、7名で推進課ということでしたが、推進局には局長1名と増員というお話でした。その増員というのは、何人ということをご予定していらっしゃるのかわかりますでしょうか。

○議長（久保田 均君） 岡田総務部次長。

○総務部次長（岡田知也君） 現在は、課長を入れて国体推進課としては7名ということでございます、来年度からは局長も含めて、あと課長と、それから担当職員で全部で10名というような人数を考えております。

○議長（久保田 均君） 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） もう一点、いろんなイベント、いろいろこれからあるということで説明をいただいたんですが、特産品だとかいろんなPRなども入っているのかと思うんですけど、今は、現実には産業振興のほうでやっていらっしゃるかと思いますが、この推進局すべてがここに含まれるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（久保田 均君） 岡田総務部次長。

○総務部次長（岡田知也君） 先ほどは、市役所内に実施本部というのを、市の職員といえますか、部長級の職員をキャップといいますか、メンバーにして、その下に推進本部というようなことを申しましたが、推進本部としていろいろな分野といいますか、そういう仕事を予定しております、例えば行幸啓とか警備の関係とか、あとはそれぞれの馬術とかバレーボールの競技にかかわるものとか、そういったいろいろ本当の競技の部分だけじゃなくて、いろいろ、もろもろの仕事も当然あるわけでございまして、その中でそれぞれ観光振興なら観光振興の担当部長さんといいますか、担当課長さんの協力とを得まして、その中で位置づけてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（久保田 均君） 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） ありがとうございました。

続きまして、2点目ですが、資料ナンバー5—2、予算の関係のほうですが、先ほど有線テレビに関しては御質問がありましたが、ちょっと触れられていない点の、自主放送は終了になるんですが、その点を含めながら、通信販売のQVCは今手数料などの収入もあるかと思うんですが、この点はどのようになるのかという説明をお願いします。

○議長（久保田 均君） 岡田総務部次長。

○総務部次長（岡田知也君） ただいまの御質疑の有線テレビ局のQVCについてでございますが、現在流しておりますこの通販番組でございますが、これにつきましては、現状のCSのアナログ放送をアナログの2チャンネル、有線テレビ局の2チャンネルということで、これを変換して市内へ再送信しているというような状況でございます。

このため、7月にアナログ放送というものは終了するわけでございますが、これにあわせて、ほかのアナログ放送と同様にこのチャンネルは終了ということになります。そのかわりと言ったらあれですが、10月から試験放送ということで、シーシーエヌのチャンネルを市民の方々がごらんいただけるかと思いますが、その中でもQVCの番組というのは時間帯によって放送されていると思います。

4月からは、これを本格的に市のほうでも見られるということでございますが、4月からは、シーシーエヌにちょっと問い合わせましたところ、毎年番組改編の関係で、4

月から前の年度のやっていることと多少変更になる場合がございますが、来年度は、今、チャンネル長良川、12チャンネルのほうでございますが、こちらの本チャンネルと、それからサブチャンネル、2つあるんですが、両方で今はやっているんですが、4月からはサブチャンネルのほうで流す予定であるということで、ほかにも「ショッピングチャンネル」という他の会社の通販番組がございますが、そちらとQVCと合わせて流す予定であるというふうに伺っています。放送時間等はまだ未定ということでございます。

あと、これにつきましてどのような視聴の仕方だということは、持ってみえるテレビの取扱説明書でチャンネル操作なんかは御確認していただいているかと思います。このほかの方法としましては、パラボラアンテナを設置する必要がありますが、CSのデジタル放送の161チャンネルで視聴が可能でございますし、あと、シーシーエヌの他チャンネルサービスのほう、こちらのほうに加入いただいている方は、CSデジタル放送の653チャンネルでそれぞれ、両方とも24時間見ることができます。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） ありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（久保田 均君） 以上で尾関律子君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位11番、寺町知正君。

恐れ入ります。このまま続けていきますので、よろしく。

○12番（寺町知正君） 再質問は余りしないので、簡潔に行きます。

まず、最初の1つ目です。

一応通告してありますが、資料の5、予算関係ですね。例えば予算書の13ページですけど、ここには市民税というようなところ、個人分、法人分などあります。例えば、今、名古屋市などの影響もあって、山県の市民にも減税という期待が非常に大きくなっています。しかし、今回山県市が提案した新年度の予算案、ここには減税というのは見当たらない状況です。そこで、まず基本的なこととして、税収の見込み方の原則というものは名古屋も含めて共通していると思うので、そこを確認したいと思います。

地方税法で標準税率を変えることはできないと、そういう説があります。他方で、総務省が先日、条例で規定すれば可能だとしたという報道もありました。例えば、高額所得者の税率のみを高くするとか、低額の所得者の税率のみを低くするとか、そのような偏った倍率、偏倍率といいますが、そういったような一部の率の変更、これは自治体が条例で規定すれば可能なんですか、あるいはできないのでしょうか。

2つ目ですけれども、いわゆる標準税率か、あるいは偏った税率か、それにかかわらずその自治体が減税をした場合には、ルールとして起債が認められない、あるいは総務省が起債に難色を示すという説がありますが、真実はどのようなのでしょうか。そういった場合の国の根拠はどこにあるのでしょうか。

また、減税をした場合に、当該の自治体は財政に余裕があるから減税をしたと国が判断をして、交付税等を減額すると言われていています。実際にそういうふうに2億ぐらい減ったという埼玉の減税自治体もありますけれども、その真偽と減額がある場合の額の見込み、これはどのようなのでしょうか。法令や制度上の根拠は一体何でしょうか。

3つ目ですけれども、標準税率で賦課徴収し、後に当該個人の税金の賦課徴収額などを基礎として、自治体の任意に個人別の額を算出して、例えば、標準課税所得100万円以下の人は30%というようなものを算出して、それに対応する額面の地域振興券などの名目で、当該自治体の生活支援政策として実質的に市民税の一部を割り戻すということ、これは国の交付税、あるいは起債の可否には影響しないと考えられていますが、それでよいのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（久保田 均君） 岡田総務部次長。

○総務部次長（岡田知也君） まず、1点目についてでございますが、地方税法第1条第5号では、標準税率の関係につきまして、地方団体が課税する場合に通常によるべき税率で、その財政上その他の必要があると認められる場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いるということになっておりまして、議員も御承知のとおり、夕張市では、市民税の所得割などを標準税率より引き上げております。また、愛知県の半田市では、所得割等を逆に引き下げております。条例で税率を規定するわけでございますが、条例でそのように定めれば、標準税率以外の税率を使用することは可能でございます。

また、議員御質問の高額所得者と、それから低額所得者の税率を別々に設定すると、このことにつきましては、地方税法第314条の3におきまして、所得割の額はということでございますが、100分の6の標準税率によって定める率を乗じて得た金額とすると。ただ、この場合において、当該定める率は1つの率でなければならないというふうにされておきまして、所得に応じて別々の税率を規定するということができないのではないかと考えております。

それから、2点目につきましてでございますが、減税をした場合、起債が認められないとか、あるいは総務省が起債に難色を示すんじゃないかというような御質問でござい

ますが、平成22年の総務省告示第133号でございます。平成22年度の地方債同意等基準で
ございます。

こちらには、普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体については、地方公共団体の
歳出は地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとする地方財政法と
いうのがございますが、こちらの第5条の本文にそういった規定がございますが、それ
の趣旨を踏まえ、当該普通税の税率が標準税率未満であることによる世代間の負担の公
平への影響や、地方税収の確保の状況等を勘案して、地方債を許可するものとするとい
うふうになってございます。

許可の権限で許可権者であります国とか県では、こうした許可要件を当該団体が標準
税率未満の課税とすることができるような財政状況であるのか、また、起債対象事業は
緊急性があるのか、それから、起債以外で財源を確保することが困難と認められるのか
否かというようなことを総合的に判断して許可を行うもので、その時々具体的な状況
によって起債の許可の判断が出されているというものでございます。

また、減税によって交付税等が減額されるのではないかと御質問についてござ
いますが、普通交付税については、標準税率を基礎として基準財政収入額を算定してお
ります。こうした一定のルールによって出されておりますので、減税によって減額され
るというような計算にはなっておりません。

ただ、特別交付税、地方交付税の23年度は5%でございますが、これにつきましては、
特別の事情により普通交付税の額が財政需要額に比べ過少と総務大臣が認めた地方公共
団体に交付されるものでありまして、直接減税との関連性というのは認められませんが、
ただ、ここは国とか県の裁量の部分もございますので、そこは私どものほうではどうか
とかということとはわかりません。

あと、3点目の個人市民税という、地域振興券などでほかで還元することはどうなの
かという話でございますが、個人市民税という普通税を法に基づいて賦課徴収して、そ
の財源を政策的に、例えば地域振興券というような形で生活支援策に充てるというふう
な趣旨であれば、それ自体は自治体の裁量で行うこととございまして、何ら影響はない
というふうに考えております。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） では、次の質問に行きますけれども、同じく予算関係ですけれ
ども、予算書の32ページです。

ここは議会費のところですが、右の説明欄を見ますと、ずっと下のほうに、下
から2行目、議員共済費負担金5,437万5,000円というものが計上されています。これに

ついて議会事務局長にお尋ねしますが、議員年金がことしの6月で廃止されるという方向で進んでいます。このことによって、今回の予算額について、前年より支出の増加した分、それからその内訳はどのようなのでしょうか。

もう一点ですが、この年金制度の廃止に伴う山県市の負担分というのは、現在のこの議場にいる私たち現職議員に対しては、なくなるということによいのでしょうか。それから、ストレートに考えますと、山県市の年金受給者、つまり過去のOBの方々、あるいは関係者の方、そういった人がすべて辞退してくれたら、私は年金は要らないよと言ってくれたら、山県市の負担分がなくなってもよいのではないかという考え方が出てきます。

市の負担分というのは山県市に係るOBの議員年金分であって、他の自治体のOBとは関係ないと考えてよいのでしょうか。あるいは、全国の会計で案分しているのだから、山県市の年金受給者の有無、あるいはその数に関係なく、つまり将来も、山県市も他と同様に払い続けるべき額なのではないでしょうか。将来の負担額の大まかな予測はいかがでしょうか。

○議長（久保田 均君） 梅田事務局長。

○事務局長（梅田修一君） 御質問にお答えをいたします。

まず、ちょっと断りをいたしますけれども、本県につきましては、説明会は行われておりませんので、一応総務省からの資料、それから、議員共済会事務局への問い合わせの結果でもって答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、御質問の1点目なんですけれども、今回の予算額と前年の予算額との違いについてでございますけれども、今回、平成23年度予算額が5,437万5,000円、前年、平成22年度の予算額が1,013万8,000円で、4,423万7,000円の増でございます。倍率にしますと約5.36倍となっております。

内訳につきましては、総務省から示されました負担金算出方法によりまして、山県市の議員の標準報酬月額に議員数、給付費負担金率、月数を乗じて算出したもので、負担金がふえた要因は、この地方議会議員年金制度廃止に伴いまして現職議員からの掛金収入がなくなること、また、在職12年以上の年金受給資格を有する現職議員に対して一時金選択を認めること等によりまして、支払いに必要な費用が大幅に増加したことによって給付費負担金率が大幅に増加したことによるものでございます。

それから、2番目の御質問についてでございますけれども、地方議会議員の互助年金制度は、地方公共団体の議会の任務の重要性にかんがみまして、これを組織する議員及び遺族の生活の安定に資するために、互助の精神にのっとり、議員の退職、公務疾病、

及び死亡等について年金を給するものであります。

また、地方議会議員年金制度は、各地方公共団体の議会単位で個別に給付と負担を行うものではなく、全国の地方議会議員であった年金受給者等を全国の現職議員と全地方公共団体が支える仕組みでございます。

よって、議員制度廃止に伴う山県市の負担分は、新たに支払いの対象となる現職議員を含め、寺町議員の御質問の中にありますように、全国会計で案分し、山県市の年金受給者の有無や数には関係なく、将来にわたって市において払い続けることとなります。

将来の負担額の大まかな予測についてですが、総務省から示されました地方議会議員年金制度の給付に要する経費の公費負担額の推移表を参考に、平成23年度を基準として案分し算出をしました負担額は、平成24年度が3,937万円、平成25年度が3,062万1,000円、平成26年度が3,018万3,000円、平成27年度は5,030万6,000円、平成28年度が2,143万5,000円、平成29年度が2,012万2,000円、平成30年度が1,924万7,000円、平成40年度が918万6,000円、平成50年度が262万4,000円、平成60年度が43万7,000円、平成70年度が4万3,000円となり、議員の退職が多く見込まれます平成27年度を除き、負担金は毎年減少してまいります。

ただし、この金額はあくまで概数での試算の数値であります。また、平成23年1月以降の退職者のうち年金受給資格を有する者、これは在職12年以上の全員が一時金を選択した場合のものでありまして、年金を選択する者がふえた場合は、この支払い期間が延長されますので、毎年の費用というのは少なくなるかもわかりませんが、支払いに必要な費用の総額及び山県市の負担金の総額は増加するものと思われれます。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○1 2番（寺町知正君） わかりました。

次に行きます。

一般会計の補正のほうですけど、資料の4、ここの18ページですけど、18ページの upper 段、土木費の道路橋梁費というところの目でいう道路新設改良費というところに、1億2,341万5,000円という減額が出ています。非常に大きな額ですけども、当初予算に組んだときの経過、それから、年度中に執行していく中でのこういうふうになったという経過、いわゆる今回の補正で減額の内容とか、そういった事情を説明していただきたい。

もう一点ですが、この予算は地域活性化・公共投資基金と、それが主であるというふうに私は考えますけれども、基金に占める今回の補正額の状況はどのようでしょうか。公共投資基金の今年度末の執行状況、基金の残額、たしかこれは23年度までに使いなさ

いということだったもので、その22年度の状況を説明してください。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） それでは、まず1点目でございますが、1億2,341万5,000円の減額の内訳につきましては、当初予算でお願いしました山本地内の道路改良事業、3路線で9,941万5,000円の減額、それと西深瀬地内の農面道路整備に伴う調整委託料が1,500万、もう一点、鳥羽川改修に伴います堤防道路の市道のアロケ委託分900万円を減額するものでございまして、山本地内につきましては、昨年の議会でも議論がありましたように、あの地内を宅地化するというので、市として道路整備を図るということで予算をお願いしたわけでございます。

山本地内の道路につきましては、昨年の6月以降自治会に協力依頼いたしまして、7月には自治会並びに周辺の水利組合の組合長さんと現地を立ち会いさせていただきました。それ以後、自治会のほうと7回ほどいろいろ協議を重ねてまいりましたし、その間の8月には、交差点がございますので公安委員会のほうと協議をしましてまいりました。

そして、11月に入りまして自治会と協議を行いまして、地元説明会を開催させていただきたいということで、12月14日、15日にそれぞれの路線ごとに説明会を開催したところでございまして、その後、それぞれの意見聴取を行った結果、約半数の方が反対を表明されましたので、それ以後、また反対表明されている地権者の方に私どものほうが個別交渉を行いましたが、賛同が得られないということもございまして、本年の1月になりまして事業の見送りをいたしましたところでございます。

続きまして、2点目でございますが、23年度までの基金でございまして、1億15万円が基金にございました。その分を山本地内の道路改良に充てるということで予定をしましてまいりました。この事業が不執行に終わったということによりまして執行額はゼロでございますし、基金の残額につきましては1億15万円ということでございますが、これに利息が入りますので、23年度につきましては1億35万円の予算ということで対応させていただくこととなります。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） では、次へ行きますけれども、資料の5、先ほどの予算のほうに戻りますけれども、今の質問とも関連しますが、予算書122ページの土木費、道路橋梁費の、目でいうと道路新設改良費というところですね。ここで先ほどの地域活性化・公共投資基金ということですが、予定額と用途については先ほどの質問で明確に残額も含めて答えていただいたということで、先ほど、確認ですが山本の分としてという

こと、1億15万円ですね、それでよいでしょうかという確認で、よければそれでいいです。

それから、2つ目ですけれども、この基金は、先ほどの説明のように23年度までと、新年度末ということですか。じゃ、それは、先ほどの答弁では全額が丸々未執行で残っているということなので、じゃ、新年度予算では、どの事業に幾ら充当していくのかということですね。そのあたりのところ、当初の質問の通告では、継続分もあるのかなと思いましたが、全部そのまま新規に残りの基金を使うということですから、新規ということでもいいですけど、どの事業に使うのかというところを明らかにしてください。

それから、3つ目ですけど、このところに関係するいわゆる建設課の箇所づけ表、表というデータと地図といただきましたけれども、そこでは、継続6カ所、新規25カ所というふうにまとめられています。先ほどの基金、これを用いずに市の資金とする予定事業というのは、その中にどれだけあるんでしょうか。事業の種別と本数、金額を説明していただきたい。

それから、4つ目ですけど、ことし1月に臨時議会がありました、その前後で議案の説明に伺ったとき、先ほどの基金、これは新年度に振りかえる予定ですよということはお聞きしていましたが、そのときは主として国体関係の道路整備に使いたいという1月ごろの状況は内々にお聞きしました。

では、今回、この新年度予算で国体関係への事業費目、その予算というのは幾らなんですか。そして、今回の予算で国体関係の道路整備は、いわゆるこの予算書の予算で完了するかと考えてもよいのでしょうか。あるいは、もしまだ残ると、整備しなければいけない道路が残るとするのなら、その額と事業の内容はどういった予想が立てられているのでしょうか。国体も目前ですからここはきちっと予測はできているはずですよ。もしそういうふうに残りがあるとすれば、この予算でできていない部分があるのなら、じゃ、それはいつこなす予定か、その予算は、財源はどこから来るのか、そこを示していただきたい。

それから、5つ目ですけど、いわゆる道路建設関係、自治会要望との兼ね合いが非常に深いところですが、新年度の予算では、自治会要望の達成率、充足率といいますが、過去の議会でもここで何度かお聞きしたことがあります、行政側はその達成率を数字で何%とあらわすという概念を持っておりますので、じゃ、この予算の場合には、例えば今年度、22年と比べてどうなのか、あるいはこの近年と比べて達成率はどのような状況の予算なのか、説明いただきたいです。

それから、6つ目として、今回は先ほどの公共投資の基金が使われていく特殊な部分

の年度ですけれども、じゃ、再来年度、いわゆるこの予算の次の24年度というのは、道路新設改良費はどの程度の予算が見込まれているのでしょうか。細かい数字はともかく、大体のイメージを持っておられるはずなので、そのあたりの説明をということですね。その予算で、じゃ、どの程度の自治会要望の達成ができるのかという、これも非常に気になるところですが、そのあたりはどんなふうな見込み、あるいは予測を持っておられるのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） それでは、まず1点目から順次お答えさせていただきますが、まず、1点目につきましては、先ほどの山本の不用額を全額これに充てます。1億15万円ということをごさいます、利息が入っておりますので、くどいですが、1億35万円という金額になります。

2点目につきましては、平成23年度の基金の事業でございますが、議員さんに配付させていただきました平成23年度建設課事業の箇所表に示してありますように、表が上段と下段と2段書きにしてあります。その上段の中の13本のうち上段12までが基金で対応する部分でございます、その備考欄を見ていただきますと、そこに基金対応の分は基金と表示させていただいております。13番目につきましては辺地債を使うということで、上段の表については基金と起債の事業分を掲げております。

そのうち、12カ所のうち継続は3カ所、新規が9カ所ということで、すべて自治会要望の事業を上げさせていただいております。事業内容につきましては、道路改良が6カ所、それと、事業に伴います工事費の委託料で6,727万8,000円、舗装改良が6カ所で事業費は6,743万5,000円、計1億3,471万3,000円を見込んでおります。

3番目につきましては、ただいまの表の下段を見ていただきますと、18カ所でございます。こちらが市単独事業でございます。そのうち、道路改良は5カ所で2,101万円、排水路の改良、側溝改良等でございますが、7カ所で1,571万1,000円、舗装改良が3路線で848万2,000円、路側の改良費が3カ所で516万3,000円、合計しますと5,036万6,000円という金額になっております。

続きまして、4番目の国体関係の道路整備でございますが、平成23年度で伊佐美と栢野地内の舗装3路線を、事業費として4,026万3,000円を予定いたしておりますが、この3路線をもって終了ということになりますので、24年度以降へは、23年度でこの事業で完了ということになります。

続きまして、5番目の達成率の関係でございますが、自治会要望の達成率、自治会要

望の件数に対する実施割合での達成率を述べさせていただきますので御理解賜ります。

まず、平成23年度につきましては約9%になる見込みですし、あと、近年ということで平成21年度につきましては約10%、22年度は約5%となっております。そのほか、今、箇所づけをした事業について述べておりますが、小修繕ということで予算を計上させていただいております、23年度も約3,100万ほど計上いたしておりますので、そこで本当に修繕的なものは行うということで、この箇所図には入っておりませんので、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、24年度以降につきましては、予算編成の方針としまして、臨時経費につきましては一応10%程度の削減という方針のもとに予算を立てております。それと、先ほどの活性化基金につきましても23年度で終了ということで、今後事業を行っていく上につきましては、補助事業とか、また過疎、辺地の事業を活用していくわけですが、市単独費としては約4,000万円ぐらいの事業費ではないかと思っております。それで、自治会要望が350件程度、大体そこそこが毎年出ておりますので、これの件数で行きますと達成率は5%の17件程度ではないかなというような予想をいたしております。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） では、次に行きますけれども、予算書の39ページですけど、総務費の総務管理費、ここの中の、目でいうと文書広報費になるかと思っておりますけど、最後のほうに委託料、ホームページリニューアル委託料という形で543万9,000が出ていますが、非常に高額なので、その内訳と内容の明細を示していただきたいと思っております。

○議長（久保田 均君） 岡田総務部次長。

○総務部次長（岡田知也君） ホームページのリニューアル費用、543万9,000円の内訳についてでございます。

現在の山県市のホームページにつきましては、平成15年に導入されたものでございますが、現在、膨大なページが存在しておりまして、複雑な保存構造のもとにデータを管理しております。この内容を整理いたしまして、利用者がスムーズに目的の情報にたどり着けるような方式、コンテンツマネジメントシステムということで、CMSというふうに言われておりますが、こういった方式を導入しましてホームページのリニューアルを行うものでございます。

予算額の内訳といたしましては、構成設計費を63万円、それからデザイン費31万5,000円、それからCMSの構築費に367万5,000円、それから、現在のページから新規のシス

テムに情報を移行するための既存データの取り込み料で52万5,000円、それから、取り込みにかかわる調整を行うウェブサーバーチューニング費というものがございまして、これに10万5,000円、それから、その他職員研修とかマニュアル作成に18万9,000円というところでございまして、これらを合わせて総額で543万9,000円というようなことで計上させていただきます。

現在のホームページにつきましては、秘書広報課の担当職員が1名で担当しております。作成から管理、更新を行っております。ホームページの特徴であります即時性というものが不十分、現状では必ずしも十分じゃないということでございますし、あと、担当者がかかるたびにそれぞれ専門研修を受ける必要がございます。こういったために、CMSを導入しますと、専門的な技術、こういったものがなくてもホームページ、ウェブで情報発信が可能となります。

また、アクセシビリティを配慮いたしまして、簡単に作業ができるようなプログラムが組まれていることから、品質を維持しながら各担当課において入力することができるというものでございまして、効率よく短時間で作業ができて、なおかつ最新の情報を迅速に公開することが可能ということでございます。

アクセシビリティというものでございますが、公共サイトに特に重要な概念ということございまして、高齢者とか障がい者の方も含めてだれもが使いやすくできているという、そういった基準のことでございますが、これを高めることができるということでございます。県内の21市につきましては、既に導入しているところが15市、それから今後導入を予定といたしますか、検討しているところが5市ということで、すべての市でこういった方式への移行、または移行予定ということでございます。

なお、他の市の取り組んでいるところの状況をいろいろ参考に調査したところ、既製品でももう少し安くはできるようでございますが、ただ、そうしますと市独自の状況に合わせる必要もありますし、ふぐあいの調整にまた経費がさらに必要になるというような事例もございます。このために、本市におきましては、山口市独自にカスタマイズしたCMSを導入するというふうに検討したところでございます。

なお、委託の業者につきましては、プロポーザル方式、企画提案方式で業者選定を行って、市民に見やすく、職員が使いやすいシステムを取り入れていくというような予定でございます。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 再度お尋ねしますけれども、更新は職員がそれぞれ各課ででき

るんだらうと、そういうイメージで非常にそれはいいと思うんですが、他方で、同時に、チェック体制がないとまずい。他の自治体ではよく間違っただデータをインターネットに上げてしまったとか、あるいはそこにうっかり個人情報にくっつけて出しちゃったというのは時々新聞に出ますよね。その辺をいい面のデメリットとして心配するんですが、そこはどのように考えておられるかということ。

それから、どういう業者にと質問しようと思ったらプロポーザルということだったから、そこはそこで期待するとして、では、この予算でリニューアルをする、その後の維持費というのは高くなるのか、現状より、あるいは安くなるのか、どういう見込みを持っているのでしょうか。どんどん毎年度高くなっていくなら非常に大きな問題だと思うので。

○議長（久保田 均君） 岡田総務部次長。

○総務部次長（岡田知也君） まず、1点目の各課で入力することによって、更新漏れとか間違いがあるんじゃないかということですが、現状ですと、なおさら秘書課の職員が入力しておりますので、その辺でも問題がないわけではないのでございまして、こういった面も含めまして、実際構築していくときの仕組みづくりといたしますか、チェック体制とか、そういうこともあわせて設計といたしますか、そういうことを取り入れていきたいというふうに考えております。

あと、もう二点目のほうは、いわゆるランニングコスト的なものということでございますけど、こちらにつきましては、別途運営管理費といたしますか、そういったものがございまして、それはそれで現状もございまして、これになったからといってそれがふえていくとかということで、あくまでこれは新しいシステムの構築ということでございまして、管理運営につきましては、従来とそんなに大きく変わらないというふうでございまして。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） では、次の質問に行きます。

予算書の60ページですけど、ここは総務費の選挙費というところで、目6財産区議会議員選挙費というところですけども、ここに598万8,000円という金額が上がっております。私は、この議会の予算、決算の関係で数年前にお聞きしたんですけども、実態的に考えると、もう財産区の選挙は必要ないんじゃないかと、職員の経費、全体の節減のためにも、選挙をしない選出方法に変えてはどうかということをお聞きし、提案しましたが、それに対して執行者の答えは、地元とも一度相談して検討しますということでした。

またここに同じように予算が上がっているのかなど、あるいはこれは以前よりもずっと減ったんですということなのか、そのあたり、どういったような協議、検討がされたのか明らかにしていただきたい。

それから、もう一点ですが、地元がどういう考えかということに関係なくて、選挙の事務経費と人件費という、そこは市職員の人件費、それから、ごめんなさい、通告では「私」と書きましたが、これは市のお金、公金が使われるその概算の金額というのは幾らぐらいでしょうか。それが選挙があった場合と選挙がなかった場合とに分けて考えられると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久保田 均君） 岡田総務部次長。

○総務部次長（岡田知也君） 御質問にお答えします。

まず、1点目でございますけど、本市におきましては6つの財産区議会、葛原、谷合、北武芸、青波、富永、乾というようなことでございますが、設置しております。財産区議会につきましては、地域住民の意思を十分に反映するとともに、財産区の区域が極めて局部的ということでございまして、市町村の議会が議決の任に当たることが実情に即して事務を処理するのに適当でないと認められる場合などにおいて、当該市町村の議会の議決を経て設置されているものでございます。

確かに、議員御質問のとおり、財産区の財産の管理等につきましては、総会を設置する方法とか、あるいは現在高富の財産区で行われております財産区管理会というものを設置する方法などがございます。このため、先ほど御発言のとおり、平成17年11月に6つの財産区の議会の関係者の方にお集まりいただいて、説明会を開催して、財産区の財産の管理の方法などについて情報提供を行ったところでございますし、このほかにも随時必要に応じて助言等は行っておりますが、現在のところ、管理方法等の見直しについての結論には至っておりません。

財産区財産の管理方法につきましては、財産区の規模とか、あるいは財産区と市町村の関係によっても適切な管理方法が異なってまいりますし、それより何より財産区の財産は一定の地域、その地域の方々が長い歴史の中で築いてきた財産ということでもありまして、地域の方々の意見を最大限尊重するという必要があることから、なかなか短期間で容易に結論が出るものではないというふうに考えております。

引き続き、財産区議会に対しましては、財産区財産の管理方法などについての情報提供とか助言を行いまして、地域の方々の理解を得ながら最良の方法を検討していきたいというふうに考えております。

それから、2点目についてでございますが、すべての財産区議会議員選挙の投票が行

われた場合の費用についてでございますが、これにつきましては、来年度の予算案に計上しているとおりでございます。職員の人件費が230万7,000円、それから、その他の経費で368万1,000円の合計598万8,000円というふうに見込んでおります。

また、すべての財産区議会議員選挙が無投票であったという場合の費用につきましては、人件費が約27万2,000円、それから、その他の経費で約153万1,000円ほどの合計180万3,000円程度ではないかというふうに見込んでおります。ただし、無投票の可能性が著しく高いということが前もってわかれば、資材等の効率的な使用といった、そういった工夫も可能でございますので、実際にはこの額よりは安くできるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 議長、通告の分はこれで再質問は結構ですが、通告外を1つだけお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（久保田 均君） はい。

○12番（寺町知正君） 先ほども議論がありましたが、126ページで、国体関係の跡地のことですけれども、市のほうは公園にするための予算を立てるということでした。先ほどの答弁の中では、特に合併特例債というものを使って用地を取得した。たしかこれは8億円か9億円という記憶がありますね。この議会もそれで通ったわけですけれども、先ほどの説明では、主たる、あるいは一番の理由は、合併特例債でここを公園にしますということで国に出して、それでオーケーをもらって特例債をもらったということが、今後も公園にしかできないという趣旨にとれました。

山口市の場合、合併特例債は約130億だと思いますけれども、山口市の方針として、ずっと1割は基金に積んできていますね。だから、今、正確な金額はわかりませんが、13億ぐらい特例債の1割を積んできたことで基金にあるはず。山口市の基金の合計、今回の予算でちょっと担当課に聞きましたら、今約64億で、23年度末は、もちろん正確には出ないけど、大体70億ぐらいになりますということは別に聞いていました。

そうすると、それだけの貯金がある。それで、特例債で8億、9億を借りた、それで土地を取得した、だからずっと公園なんだという方向づけですが、そうだったらいっそ、例えば130億の1割を、基金にためてきたその中の一部を、あるいは市の70億の基金の一部をそこに充てて、特例債をもう返しちゃって、繰り上げ償還なり、あるいは補助金の返還と同じような手続でやっぱりこれは返しますという形で清算すれば、公園にしなければならないというところは理由がなくなるわけですね。

そのほうが、結局将来の山県市にとって有効な予算の利用、土地利用になると思うんです。このまま、特例債の拘束を受けて公園にしか使えませんか、ことし2,000万かければ、その後の事業費は通常はもう10倍ぐらい行くわけです。あるいは維持管理もある。そうやって考えれば、思い切って用地取得にかけた特例債は清算してしまったほうがいいんじゃないんでしょうかと私は考えたんですが、いかがですか。これは部長じゃなくて市長、部長、だれか答えられる人、いませんか。

○議長（久保田 均君） 市長、いいですか。

○市長（平野 元君） はい、お答えします。

この問題は、非常に私としましては、土地開発公社で持っておった土地が処理できないということで、以前には、企業誘致等についても随分いろいろ働きかけてきたわけですが、そういった目も見なかったということでございまして、今回、国体で馬術競技をやるということで、その場合には合併特例債をもうちょっと見ていただけるようなことで条件もよかったので、ああいった土地をいつまでも持っておるとするのは市としても大変ふさわしくないということでございまして、あれを思い切って、今回はそういった馬術競技に使って、あとは、今公園ということでそういう検討の話になっておりますので、そういった計画、広い意味の公園で、どんな公園がいいのかということについて23年度に十分知恵を出していただいて、よい案をつくっていただきたいということで思っておりますが、いずれにしましても、先ほど言われましたような繰り上げ償還をしてその解消をするという手もございまして、その辺につきましては、総合的にも十分検討していく課題かと思っておりますが、現在ではそういった公園を計画して、幅広い公園といいますか、そういったことを検討していきたいということで、現状はそういった結論づけをしておるわけですが、いずれにしましても、そういった面につきましては、将来にわたってはまたそういった運営等がいろいろありますので、十分検討していく状況が出てくるかという面もあると思っておりますが、そういうことで進めていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 検討の余地があるようなニュアンスにもとれますけれども、特例債を使った。特例債で目的の公園をつくった。何億、多分二、三億かかりますよ。そういう方向でいったときに、じゃ、先ほど企業誘致という言葉がありましたけれども、そこに戻ることはもうできないわけですね。そうだったら、2,000万円かけて基本設計をする前に、あるいは工事を始める前に清算をする方法を考えて、そうしたら、もう国

体が済んで企業誘致、すぐできるじゃないですか。国体の後公園にしたら、企業誘致はもうできないわけですよ、ずっと。

そういう意味では、まだ国体もやっていないのに今年度2,000万円をかけてやらなくたって、仮に、来年でもいいわけですよ。そういう意味では、いかにも将来のことを考えても、ことしの新年度予算を考えても、ちょっと無理があると考えますが、どうですか、市長。ちょっとここでこの分については保留なり凍結なりしていただけないですか。

○議長（久保田 均君） 平野市長。

○市長（平野 元君） 今、寺町議員がおっしゃることもわからんでもないですが、山口市としましては、そういった形で合併特例債をお願いして公園にしたということでございますので、その条件的には公園をとということでございますので、私は、先ほど担当部長が説明しましたように、山口市の総合的な公園といいますか、そういったものを幅広くよく検討して、いいものができれば、そういうことで山口市の発信策になるだろうということでおりますので、そういう形で進めたということでございますが、ずっと先のことになると、その辺が、またですから問題が出るかもわかりませんが、現状はそういうことで進めたいということでございます。

○議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） ないものと認めます。これもちまして、議第3号から議第23号及び発議第1号の質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

○議長（久保田 均君） 日程第2、委員会付託。

議第3号から議第23号及び発議第1号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、議第3号から議第23号及び発議第1号は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（久保田 均君） 以上もちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

11日は総務文教委員会、14日は産業建設委員会、15日は厚生委員会が、それぞれ第2委員会室にて午前10時より開催されます。

なお、16日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午後0時52分散会

平成23年3月16日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成23年第1回

山県市議会定例会会議録

第3号 3月16日(水曜日)

○議事日程 第3号 平成23年3月16日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(16名)

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利環君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	市民環境部長	松影康司君
保健福祉部長	笠原秀美君	産業建設部長	船戸時夫君
教育委員会事務局長	恩田健君	会計管理者	服部正己君
消防長	土井誠司君	総務部次長	岡田知也君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 梅田修一 書記 梅田敏弘

午前10時00分開議

○議長（久保田 均君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（久保田 均君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 石神 真君。

○2番（石神 真君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告どおり質問をさせていただきます。

山県市の教育の現状と教員の資質向上についてお尋ねをいたします。

山県市教育振興基本計画が平成22年度から31年度までの10年間の計画期間として、「ほほえみ・感動・うるおいのある生涯学習のまちづくり」を基本理念に策定され、さまざまな教育課題に的確に対応するため、推進されていることと思います。

この計画の基本方針としては、1に学校教育の推進、2、生涯学習の推進と大きく分かれており、6つの重点目標、21の主要施策と47事業から成っております。そこで、この計画の施策、事業の次の4点について、どのように検討し、どのように推進されているのか、内容について教育長のほうにお尋ねします。

1つ、学力向上のプランの実施について。

2つ、ふるさと大好き、わくわく体験事業について。

3つ目、学校適正規模化の推進について。

4つ目、教育センター機能の充実と改革について。

また、教員の資質向上については、今どのような取り組みをしているのか、また、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○議長（久保田 均君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 御質問にお答えをいたします。

山県市教育振興計画につきましては、平成18年12月の教育基本法の改正を踏まえ、時代や社会の変化に対応した新しい教育を推進するため、目指す教育の理念や方向性を明らかにし、実現に向けた教育施策を総合的、計画的に推進するために、平成22年度から10年間の計画期間として策定をし、現在推進をしているところでございます。

御質問1点目の学力向上プランの実施については、平成23年度と24年度には、桜尾小

学校、美山小学校、高富中学校が岐阜県教育委員会より基礎学力向上支援事業の指定を受け、3校を推進校、他の9校を協力校と位置づけて連携し、基礎学力向上に向けた実践的な研修と指導技能の向上に努めていくということとしております。

また、学力ステップアップ事業として、インターネット上の問題のデータベースを活用し、朝学習や授業、放課後学習、家庭学習で実施しております。また、この問題データベースは、膨大な情報量を誇るため、児童一人一人の学力に応じた繰り返し学習や補充学習、発展学習への活用も期待されます。平成22年度に中学校へ導入しており、23年度には全小学校へも導入する予定となっております。

さらに、基礎学力向上支援事業及び学力ステップアップ事業の成果の検証については、平成23年度4月に小学校5年生で4教科、中学校2年生で5教科を対象に、市独自の学習状況調査を一斉に実施する予定であります。これは、大手教育出版会社が提供する全国的な学習状況調査であり、細かなデータが取得でき、市内児童・生徒の学習状況を把握して、児童・生徒一人一人の学習状況に応じたきめ細かな指導や教員の指導法改善に役立つものと期待をしております。

次に、2点目のふるさと大好き、わくわく体験事業については、各学校の創意を生かしたふるさとに学ぶ学校提案型体験活動の一環として、23年度も引き続き実施する予定であります。これは、平成21年度をもって閉鎖された伊自良青少年の家での宿泊体験活動を継承、発展させていく事業であります。

特に小学校においては、活動場所を市外に求めるのではなく、すべての学校でグリーンプラザみやまコテージ村を利用した集団体験活動を行います。この場合、1人3,000円を超える費用については市より補助金を交付し、それぞれの学校で魅力あふれるふるさと体験プログラムの開発ができるよう、支援を行っております。事業実施に伴い、課題もございますが、担当教員に創意と工夫をお願いしております。

また、実施において学校コラボレーターなどの支援を受け、登山、クラフト、森林体験、そば打ちなどの活動を実施しております。地域住民と一体となった活動の輪が広がっております。

次に、3点目の学校適正化の推進については、本年度、美山地域の3小学校が統合して新たに美山小学校が誕生したところでありますが、山県市立小学校及び中学校適正規模推進計画に基づいて、平成23年度以降の適正規模の取り組みについても検討を始めたところでございます。

特に、いわ桜小学校、大桑小学校、伊自良北小学校においては、出生数の減少や転出により、近い将来、複式学級が編制されることが予想されますので、地域との連携を一

層強化しつつ、保護者等の意見を十分にお聞きする機会を設けることや、児童・生徒の通学距離及び時間、特に安全確保には最大に注意を払い、統合推進の検討を始める必要があります。

また、統合が行われる場合においても、児童に夢や希望が持てる新しい学習の場を創造することや、地域の人々にとって期待が膨らむような新しい学校像を描きながら、統合推進を検討する必要があると認識しております。

次に、4点目の教育センター機能の充実と改革については、本年度、統合により廃校となりました旧富波小学校の校舎を新たに山県市教育センターとして高富中央公民館から移転するとともに、事務職員として市職員1名を増員し、その機能の充実に努めております。特に、教育相談機能については電話相談を新たに開設し、4名の教育相談員が勤務サイクルを工夫して、常時相談活動が実施できる体制を整えております。

学校の跡地であるため、教員の研修需要を満たす施設、設備が十分に確保でき、教員の資質、能力の向上を図っております。児童・生徒の夏休み作品展では、体育館を活用して多くの作品を展示することができ、運動場を駐車場として開放したこともあり、延べ1,000人を超える多くの市民の皆さんの見学がございました。

また、教員の資質向上につきましては、力のある教師を育てる教職員研修事業として、専門職としての資質を高める研修体制を整えております。例えば、教務主任、生徒指導主事など職種に応じた研修、夏休み中の自己課題に応じた研修、学校経営に関する研修、生活相談や教育相談に関する研修など、教職員の職種や経験年数、研修意欲やニーズに応じた研修を企画立案し、実施しております。また、市内の教員の中から毎年約10名の優秀な教員を研究員として委嘱し、各教科の指導充実のための実践研究を行うことで、将来の山県市学校教育の中核となる中堅教員の育成を図っております。

さらに、来年度からは、教員としての経験が豊富な人材を主任学習支援員、主任教育相談員として各1名を増員し、各学校の学習支援員や教育相談員の統括や、指導助言、資質向上の研修が必要な教員への個別指導や、研修意欲のある若手教員へのステップアップを目指した個別指導の強化に努めてまいります。

なお、高富小学校と高富中学校を岐阜教育事務所指定の研修校とし、市外から研修意欲のある教員を受け入れるとともに、市内教員の研修先と位置づけ、次のリーダーとなる教員の育成を図るとともに、実践研究の成果を定期的に公表しております。こうした取り組みが市内各小中学校の教員の指導力アップにつながっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 石神 真君。

○2番（石神 真君） ただいま、答弁で、努力されていることとは思いましたが、いま一つ答弁の中身についてお尋ねをいたします。

2点目にお答えいただいたふるさと大好き、わくわく体験事業の中で、各学校の創意を生かした、また、宿泊を生かした体験型事業などと述べられましたが、グリーンプラザみやま等を利用して行っていくとのことでしたが、次のことが行えないのかお尋ねします。

市内外を問わず、他校との交流を取り入れた合同体験など。

それと、3点目の学校適正化については、答弁にもありましたが、最終的には大人の思いだけではなく、子供に目を向けた環境づくりを考えていただきたいと思っております。

それと、4点目のことですが、教育センターのことで、教育的な相談をとり行っているとのことでしたが、4名の相談員の実務体制と、平均でいいですから1日の相談件数は。それと、登校拒否の児童についてはどうか。

また、教員の資質向上についてはいろいろと取り組んでおられますが、なぜ私がお尋ねしたかと申しますと、親御さんの中には、一部かもわかりませんが、子供も子供ですが、教師と生徒、あるいは児童といいますが、師に対してため口といいますが、友達感覚の会話が多く見られるということでもあります。その中で、教師も教師ながら、子供たちの心を傷つけるような発言、また、言動が多くあると聞いたからであります。

この点については、教師云々だけではなく、家庭教育も少しかかわることかと思いますが、このことについて、教育長のお考えも添えてお尋ねいたします。

○議長（久保田 均君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 再質問にお答えをいたします。

1点目のふるさと大好き、わくわく体験事業については、創意を生かした体験活動を各学校や教務主任会を中心にした研修で検討しているところでございますが、議員御提案の他校との交流学习も大変意義深い活動であると考えております。

例えば、伊自良北小学校と伊自良南小学校が伝統的に実施しているように、小規模校が多い本市の特色を生かした2校合同宿泊研修や、児童・生徒だけでなく、校区の保護者や地域の方々との合同での学習も考えられます。

さらに、昨年度より、岐阜地区の研修会等の折に、活用事例を紹介しつつ、グリーンプラザみやまコテージの利用を呼びかけておりますので、将来的には、市内外を問わず学校間、地域間交流を目的とした合同宿泊研修も可能であると考えております。今後も、コテージ村の活用を市外にも呼びかける広報活動を充実するとともに、市内の子供たち

に対しても、体験活動の充実を図ってまいりたいと思っております。

2点目の学校適正化の推進につきましては、山県市立小学校及び中学校適正規模推進計画に基づいて検討をしているところでありますが、議員御指摘のとおり、第一に考えなければならないのは、大人の論理でも数の論理でもなく、児童・生徒のためにより充実した教育であります。

地域との連携を強化しつつ、保護者等の意見を十分にお聞きし、児童に夢や希望が持てる新しい学習の場を創造することはさきに述べたとおりでございます。統合により、1小1中となる場合には、近年、全国で試行されつつある小中一貫教育の山県市版の可能性も視野に入れて検討していく必要性を感じております。

3点目の教育センターの教育相談体制でございますが、現在、市費非常勤講師として4名の生活相談員が午前、午後の交代制で勤務しております。午前は8時45分から12時45分まで、午後は12時から16時までとして、月曜日から金曜日まで毎日どの時間帯でも電話相談や対談ができ、不登校児童・生徒と直接触れ合うことができるよう工夫をしております。

相談件数等についてですが、本年度、夏休み期間中を除く4月から2月までの10カ月間で、電話相談269件、電子メールによる相談163件、児童・生徒や保護者の来所数、延べ433名、生活相談員の学校訪問による相談24件となっており、全相談件数は889件となります。1日当たり平均5件となります。

また、今年度、教育センター内に常設している適応指導教室コスモスに通級して生活相談員の指導を受けた不登校児童・生徒は10名でありましたが、そのうち4名が学校に通学できるようになっております。その他の6名については、ハーバスや路線バスを利用したり、時には保護者が送り迎えをしながら、コスモスに通級をしております。

また、教員の資質向上について御指摘にあるように、教員と保護者、あるいは児童・生徒とのかかわり方についての研修は重要であると考えております。教師と児童・生徒の関係が一昔前とは変化していることは周知のとおりでございますが、これに伴って教員の保護者や児童・生徒との人間関係調整力、あるいはコミュニケーション能力、カウンセリング能力は、教員に必要な資質としてクローズアップされております。

各学校や教育センターにおいては、教育相談体制を充実させるとともに、教育相談の事例研修に力を入れ、これによりまして、あるときは毅然とした態度で指導を行い、あるときは児童・生徒に優しく寄り添う教師像を目指して日々研修するよう指導をしております。

以上、答弁いたします。

○議長（久保田 均君） 石神 真君。

○2番（石神 真君） いろいろ詳しく御答弁いただきました。

再々質問をしようかと思いますが、学校の適正化の推進については、小中一貫教育と、山県版を可能にとして視野に入れていくとの必要性も感じていると答弁されましたが、この点については、やはり今までの統合の例もあり、地域住民と地域の状況を見きわめながら、しっかりと進めていただきたいと私どもは思っております。

それと、不登校児童に関してですが、生活相談員の方の指導で4名の児童が学校に通学できたとのことでしたが、人数から見ても40%と、はるかに高い指導力をいただいております。この点については、生活指導員の方のたまものかと私は思っておりますが、まだ6名の生徒がいますので、より一層の指導力をいただき、全員が一日も早く皆さんと同じ環境で授業ができるようお願いしたいと思っておりますし、より一層教育長の指導力を発揮し、山県市の教育のために頑張っていただきたいと思い、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

以上で石神 真君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位2番 田垣隆司君。

○7番（田垣隆司君） それでは、北部国道等の整備促進について、産業建設部長にお尋ねをいたします。

国道418号は、旧武芸川町境から北部に向けて工事が進められていますが、整備率は40%と低く、早期の整備促進が求められております。

現在、中洞工区の畑野地内で整備が進められていますが、中洞工区として工事が始まって以来、既に20年を超える歳月がたっております。このことは、土地所有者それぞれの事情もあり、その承諾に時間がたつのも仕方ない面があると存じますが、現在の工区が終了しないと新しい工区に移らない方針と聞いております。

この方針ですと、問題は、この間ここ以北の整備が手つかずになり、大幅におくれるということでもあります。このままでは、北部在住の市民は安全・安心なまちづくりに浴することはできなく、大きな格差が生まれている現状であります。

昨年、政権がかわりまして、方針転換によりさらに厳しい状況になりましたが、北部の市民は我慢強く整備の状況を見守るしかありません。北武芸の一部、谷合、葛原の住民で設置されております組織の国道418号道づくり住民会議においては、笹賀から本巢市境までの全体の要望から、通行の難所である北部の北山、葛原、谷合地区の交通が集中する笹賀一水棚間に箇所を絞りまして、毎年、岐阜土木事務所に強く要望をされてお

ますが、明確な回答がなされておりません。

そこで、次の事項についてお尋ねをいたします。

1つ、畑野地内の工事の進捗状況と完了見込みについて。

次に、笹賀一水棚間の改良見込みについて。

次に、三日月及び向井地内の県道の改良について。

この間は、用地については承諾をいただいていると聞いておりますが、その点を含めていかがでしょうか。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） 御質問にお答えいたします。

北部地域の国道等の整備促進についての御質問でございますが、県事業のため、所管の岐阜土木事務所の見解を踏まえまして、答弁させていただきます。

国道418号の進捗状況でございますが、市内における総延長は、関市武芸川町境から本巢の根尾境まで約18キロメートルとなっております。このうち、改良済みとされている延長は約11キロメートルとなっております。

現在、公共社会資本整備総合交付金事業中洞工区として、関市境から佐野までの3.9キロメートルの区間と、県単道路改良事業によりまして、葛原市井地内の2事業が行われております。

それぞれの事業の状況でございますが、中洞工区につきましては、平成22年6月に山県高校西側の未改良部分が供用開始となったことによりまして、関市境から国道256号の交差点までの区間が完了しております。葛原市井地内につきましては、急カーブ緩和のため延長約196メートルの区間を改良するもので、今年度から工事を施工しており、来年度には工事完了が見込まれております。

まず、第1点目の畑野地内の工事の進捗状況と完了見込みについてでございますが、畑野地内のバイパスの延長は約940メートルとなっております。現在、神明神社付近の道路の路面の切り下げと路側ブロック積み、落石防護さく等が施工されております。

なお、まだ用地取得については十数筆が残っておりますが、用地交渉が難航している状況でございます。

今後は、バイパス前後の部分が既に改良済みとなっていることや、本バイパスの完成によりまして中洞工区全体が完了し、通勤、通学の安全性が確保できることから、市といたしましても、未改良区間の早期完成に向けて努力をしております。

次に、2点目の笹賀一水棚間の改良見込みについてでございますが、国道418号の北消防署から美山支所までの区間が狭小で危険であることは十分に認識しており、さらに、

美山北部地区の自治会連合会からの改良促進に対する要望も受けております。今後も、国道418号道づくり住民会議の方々のお力もおかりしながら、事業実施に向けて県へ強く要望してまいります。

3点目の谷合地区の三日月及び向井地内県道の改良につきましては、昭和59年度と平成4年度に、県単道路改良事業で一部区間が改良済みとなっております。

しかしながら、前後の区間が未改良となっていることや、平成20年5月の主要地方道岐阜・美山線の平井坂トンネル開通による車両の増加により、通行に支障を来しております。市といたしましても、本路線は市内を環状に結ぶ路線の一部であること及び平成19年には地権者の方々から事業に係る承諾書が提出されておりますので、早期の改良に向けて要望を行っておりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（久保田 均君） 田垣隆司君。

○7番（田垣隆司君） 答弁では、畑野地内の工事は、まだ相当の時間がかかる感じであります。笹賀以北は交通の危険箇所も多くあります。北部では高齢者も多く、1車線での空間での車両のすれ違いにも危険な状況であります。特に、冬季の積雪時や凍結をした状況下では、注意を払っていても車両の事故は絶えません。毎年、多くの方が危険な目に遭い、多大の犠牲を払っているのが実情であります。道路が2車線に改良されていれば、こうした事故も少なくなります。また、路線バスの運休も少なくなり、通勤、通学にも支障を来さなくなります。

こうした問題を解決するには、現在の決められた工区の工事を進める中で、他の危険箇所を1カ所ずつ集中して県単工事を逐次進めていくことだと思います。早期の改良を求めてもすぐにはできるものではありませんが、1工区だけに固執するのではなく、幅広い考えの中で事業の展開をお願いしたいと存じます。現在、葛原地区市井において、この方法でようやく工事が始まりました。今年度の工事に着手するまで、実に7年間の時が流れました。また、この箇所は、23年度までの継続事業でもあります。

このように、1カ所の工事に多くの時間がかかります。市内の国道は県管理の国道であります。山県市が動かなければ県も動いてくれません。どうか時を待たず、切れ目なく要望を続けていただきますようお願いをいたします。この点についていかがでしょうか。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） 再質問にお答えします。

笹賀地区以北における国道418号を含めた主要道路の現状につきましては、幅員の狭小

や多くのカーブなどにより、沿線の方々や通行される皆様方に御迷惑をおかけしておりますことは十分承知しております。そのために、沿線の本市を含めた5市3町で国道418号整備促進期成同盟会を結成し、毎年国土交通省や県に対して早期全線整備の促進要望をしております。また、所管の岐阜土木事務所に対しましても、再三要望をしているところでございます。

議員が述べられておられます現在決められた工区の工事を進める中で、1カ所に集中して県単道路改良工事を逐次進めていくことにつきましては、危険な箇所から順次施工しておりますが、今後の進め方につきましては、岐阜土木事務所と調整を図ってまいります。

しかしながら、質問の中でもありましたが、事業は計画着手から完成までに期間を要することもあり、地形や家屋の立ち並びなども影響しております。国の道路事業に対する予算が縮小される中ではありますが、地方の道路は生活を根幹から支える生活道路であり、さらに今般の東北地方太平洋沖地震においても、道路の確保は被災地への交通手段として非常に重要なものであります。

今後も安全・安心な住民生活が確保できるよう、早急な整備を各関係機関へ要望してまいりますので、御理解と御協力をお願いしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 田垣隆司君。

○7番（田垣隆司君） 大変財政的には厳しい時期ではありますが、北部では多くの危険箇所がございます。総合計画に示している安全・安心な地域づくりにはほど遠い状況でありますので、執行部の皆様におかれましては、この点を特に御認識いただきまして、格段の御配慮を賜りますようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（久保田 均君） 以上で田垣隆司君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位3番 宮田軍作君。

○6番（宮田軍作君） 議長の発言許可をいただきましたので、通告してあります順に質問をさせていただきます。

最初に、産業廃棄物処理施設に対する市の監視体制についてお尋ねをいたします。

本市に隣接しております岐阜市の椿洞での産業廃棄物不法投棄事件が発覚して、7年が経過しております。余りにも不法投棄量が膨大であることから、いまだ解決に至っておりません。地域住民は不安な生活を余儀なくされております。

なお、これまた処理には膨大な費用がかかり、関係自治体の財政に過酷な負担となっておりますのも事実であります。

そういうところから、本市は、立地的にもそういう不法投棄などがされやすいのではな

いかと心配する市民も多くあります。このことにつきまして、昨年の3月の定例会一般質問をしておりますが、答弁では、県と市と協働をして処理施設の定期的な検査、立入検査とか、あるいは周辺河川の水質検査も行いつつ、環境汚染がないか継続しているということでありました。

監視体制については理解できましたが、市民に安心して暮らしてもらうためにも、こうした施設に対する市の監視状況を伝えることがよいのではないかと考えます。監視体制についてもたらされた結果を知ることは、市民により一層の安心を得られることと思うことから、市民に対する情報開示はどのように考えておられるかを質問いたしました。

答弁では、今後、ホームページや広報により情報開示や周知方法などを前向きに検討をしていきますということでありましたが、実施されているのか、市民環境部長にお尋ねをいたします。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） 御質問にお答えします。

産業廃棄物とは、事業活動から生ずる廃棄物でございます、質的に環境汚染の原因になる可能性があるものを産業廃棄物とし、種類は、法律で汚泥、廃プラスチック、瓦れき類など20種類を定め、県が許認可等を取り扱っております。

市内にある産業廃棄物の処理施設は、破砕処分場が3事業所、生ごみコンポスト肥料化処理場が1事業所、焼却施設が2事業所の合計6事業所で、昨年と同数でございます。こうした事業所に対して、市、県、警察、消防署が合同で、スカイパトロール、ランドパトロールを年2回、秋と春に行っております。

市においても、毎月1回以上定期的にパトロールを行っており、必要に応じて立入検査を行うほか、県から通報があった場合には、直ちに現場確認等を実施しております。また、市が行うパトロールによって知り得た情報は、その都度、県に報告をしております。

ちなみに、21年度以降、市内での産業廃棄物に関する不法行為や、疑わしき処理や、運搬等はないと聞いております。

また、地元からの要望により、公害防止協定を締結している破砕処分施設では、定期的にパトロールを行い、年1回、市の職員が立ち会いのもとで水質検査を行い、引き続き監視を行っているところでございます。

市内における不法投票などの状況につきましては、市民からの情報はいただいておりますが、罰則に処せられるまでは至らない状況でございましたので、ホームページや広報紙による情報開示や周知などは行っておりません。引き続き、市民の方に安心して暮

らしていただくために、県と連携を図り、産業廃棄物処理施設等の巡回、監視の強化に努め、定期的に行うパトロールによって知り得た情報を必要に応じてホームページや広報紙で情報開示してまいりたいと考えております。

また、一般廃棄物の不法投棄につきましても、早期発見のため、警察署等と連携を密にし、監視体制の強化に努め、不適正事案の状況を調査し、適切な対応を行っております。平成22年6月から市のホームページで不法投棄の禁止を呼びかけ、市民の方が不法投棄を見つけた場合には、投棄者の特徴や車のナンバーなどを連絡していただくようお願いしているところでございます。また、平成23年2月末までの不法投棄に関する通報や野焼きなどの苦情は100件を上回り、対応に追われているところでございます。

今後も、市民の方と協働して、不法投棄の撲滅に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 宮田軍作君。

○6番（宮田軍作君） 答弁では、処罰に処せられるまでには至らなかった状況であるから、ホームページや広報紙により情報開示や周知などを行っていないということですが、市民には余りよくわからないと思いますね。

そこで、具体的に知ってもらうことで未然に防止できると思うことから、次の2点を再質問いたします。

1点目ですが、市民からの苦情件数と内容について。

2点目、産業廃棄物及び一般廃棄物も含め、現状を周知すべきではないか。

以上、再質問をいたします。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） 再質問にお答えします。

1点目の市民からの苦情件数と内容についてでございますが、平成23年2月末現在で不法投棄が25件、野焼きが38件、水質汚濁が8件、騒音が3件、悪臭が3件、草刈りの苦情が29件、合わせまして106件でございます。今後も県警察署や消防署からの通報時のもとより、市民から苦情や通報をいただいたときには速やかに現場確認を行い、速やかな対応をしてまいります。

2点目の産業廃棄物及び一般廃棄物を含め、現状を周知すべきではないかということですが、産業廃棄物の適正な処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、県において収集及び運搬業及び産業廃棄物処理施設の許認可をしておりますので、県の監視体制のもと、法規定を遵守していないと認めたときには県より勧告が行われ、その勧告に従わなかったときにはその旨を県より公表されます。

また、一般廃棄物の適正な処理につきましては、廃掃法に基づきまして市において収集及び運搬の許認可をしていますので、市の監視体制のもと廃棄物処理の違反行為や他人への依頼、もしくは違反行為を助けたときは事業の停止を命じるとともに、許可の取り消しを行います。こうした場合には、市において公表をいたします。

具体的な状況について、情報開示や周知は先ほど必要に応じてとお答えさせていただきましたが、その行為により営業を目的とする個人や事業所の権利を妨害する行為となり得ることがあり、また、内容の表現によって誹謗中傷として受けとめられることにもなりかねますので、法に違反する行為に至らない限り、情報開示や周知は慎重に取り扱っていくべきではないかと思っております。

しかしながら、廃棄物の不適正処理の未然防止の観点から、県などと連携を図り定期的に市内を巡回していくことと、一般廃棄物の不法投棄や野焼きの状況などにつきましては、状況に応じ市の広報紙とホームページにて周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 宮田軍作君。

○6番（宮田軍作君） 産業廃棄物不法投棄といえば、豊島というのが大分前にありました。それは、たしか平成2年ごろだと思っておりますが、それから14年後に椿洞、この豊島の場合は45万立方メートルという話でございましたが、椿洞は何と75万立方ということであります。常に大きな問題が起きて、その後またそういうのが再発するという事例も考えれば、常に監視体制を怠ることなく市民と協働で行うことが重要と考えます。

市民の皆さんからは、市政に対する情報が少ないとか、乏しいとか、届かないというような声がよく聞かれます。こういうことも含めて、もし山縣市に椿洞のような事案が起きた場合は、市の財政が吹っ飛んでしまうぞと。また、パトロール、チェックをしているというけれども、本当に大丈夫なのかという不安を抱きながら生活しているという声もあるわけであります。

問題が発生したときだけでなく、なければならないということも含めた情報開示というのは、皆さん方が安心して生活できるのにつながるのではないかと考えます。また、そうして不法投棄などに対して市民の監視体制が一層高まり、追放に大きな効果が持てるのではないかと思っております。こうした市民の方々の監視の目というのは、やはり限られた職員、あるいは担当者だけでなく、不特定多数の方にそういう監視の目を持っていただくということ、これは自主的な活動にもつながりますし、大変効果があるものだと思います。

こういうことも含めて、当局には強くこういう事案を参考にさせていただいて、問題が

起きないように体制を整えていただくことをお願いしまして、次の質問とさせていただきます。

2番目であります、山県市の自主番組放送中止に伴う市民への周知についてであります。

この事業は、合併の基幹ビッグ事業として多額な投資をされ、市民の期待も夢も膨らませておりましたが、このたび、アナログ放送中止に伴い、地上デジタル放送対応には新たに多額な費用がかかるということで、市の財政状況により自主番組放送が今月末で中止となることとなります。市民は、来月1日より市が委託をするシーシーエヌ株式会社、チャンネル長良川、12チャンネルを見ることになることについて、次の3点をお尋ねいたします。

1点目、大きく変化する事業内容について。

2点目、市民に理解が得られているのか、中止の理由も含めて。

それから、3点目、そういったことを市民にどのように周知されているのか。

以上、総務部次長にお尋ねをいたします。

○議長（久保田 均君） 岡田総務部次長。

○総務部次長（岡田知也君） 御質問にお答えします。

まず、1点目の大きく変化する事業内容についてでございます。

皆様御承知のとおり、テレビ放送は本年7月にアナログ放送からデジタル放送へと完全移行し、7月24日をもって従来のアナログ放送は終了いたします。これを受け、山県市有線テレビ局によるアナログ放送の再送信も同日をもって終了しまして、同局がこれまで制作、放送を行ってきた自主放送「ふれあいチャンネル8」につきましても、本年3月31日をもって終了するものでございます。

また、この終了に伴いまして、4月からは、昨年10月1日より有線テレビで試験放送をさせていただいておりますが、シーシーエヌ株式会社が制作するデジタル12チャンネル、いわゆるチャンネル長良川でございますが、これによりまして山県市の情報をお伝えすることになります。

これまでの山県市の自主放送「ふれあいチャンネル8」におきましては、「ふれあいトピックス」と題して、毎週市内のニュースや行事を取材した番組を制作しております。また、企画番組として「みなさん出番ですよ!」、「リサーチタイム」などを放送してまいりました。

4月からのチャンネル長良川におきましては、山県市の広報番組として、月1回更新の15分番組が毎日1回放送されます。番組内容といたしましては、山県市の観光や物産、

名所旧跡などを紹介するコーナー、それから、市内の学校や保育園の授業風景とか取り組みなどを紹介する「元気もりもり！山県っ子」、地域の出来事や話題を紹介する「トピックス」というようなものを予定しております。

このほかにも、チャンネル長良川で現在放送されている番組であります「エリアトピックス」、あと「長良川情報局」という番組がございますが、これらにおいて山県市内のイベントの様子やお店、店舗なども紹介され、近隣に山県市の情報が発信できるということとともに、近隣の市のいろいろな情報も市民の皆さんが知ることができるということになります。

また、これまで文字放送でお知らせしておりました市内のイベントなどにつきましては、デジタル放送の機能の1つでございますが、データ放送により見るできるようになります。これにつきましては、テレビのリモコンボタンを操作することによりまして、画面の案内を見ながら、知りたい情報を即座に検索して見るという機能でございます。

以上が大きく変わる内容でございますが、地上デジタル放送の再送信、それから、ブロードバンドのインターネットサービス、そしてIP電話サービス、こういったサービスにつきましては、これまでどおり継続してまいります。

次に、2点目と3点目についてでございます。

市民への周知につきましては、広報やまがたの3月号、既に配布されておりますが、こちらの14ページにおいて、「チャンネル8を終了します！」と題してお知らせをしております。内容といたしましては、これまでの自主放送を継続するためにはアナログ放送設備のデジタル化に多額の設備投資が発生することなどから、3月31日をもって終了することと、あと、チャンネル長良川の視聴の御案内ということについてのお知らせでございます。

このほか、有線テレビ局のホームページですとか、現在の文字放送におきましても周知を行っているところでございます。また、終了に当たっての特別番組といたしまして、「さよなら！ ふれあいチャンネル8」というものを企画してございまして、あわせて広報しているところでございます。

市民の皆様のご理解についてでございますが、市民の皆様から有線テレビの今後の事業内容についてのお問い合わせもございましたが、自主放送を廃止することの経緯ですとか、あと、4月からの新しい番組についての内容を御説明して、御理解をいただいているところでございます。

なお、先ほど述べました特別番組の「さよなら！ ふれあいチャンネル8」につつま

しては、市長によるごあいさつの後に、過去に放送いたしました番組の中から季節ごとの主な行事を編集して、今月の28日から番組終了の31日まで放送いたしますので、ぜひごらんいただきますようお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 宮田軍作君。

○6番（宮田軍作君） 開局以来、今日まで市民に親しまれてきました自主番組であります。財政事情から中止は残念という市民の声も多く聞くわけではありますが、このように、市民から惜しまれる番組に成長したと言えるまでになったのは、関係スタッフの方々の番組に対する撮影技術や制作能力の向上など、また、休日、祭日はもとより昼夜を問わずに、仕事とはいえ献身的に研さんされてきた努力のたまものと敬意を申し上げるところでございます。

市民の声の1つには、義務教育を終えて巣立つ卒業証書授与式の番組映像には本当に感動をしたと。そのDVDを手にして、子供たちにとってもこれは宝物である。下の子にはこういうことが残してやれずに非常に残念だというような声もございました。こうした本市ならではの郷土愛が育つ若者に、自信と勇気を与え続けた事業でもあると言えます。

今後、市民の思いがチャンネル長良川に十分に伝えられるように、また、親しまれる地域番組になることを願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（久保田 均君） 以上で宮田軍作君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位4番 小森英明君。

○14番（小森英明君） それでは、通告に従ひまして質問をいたします。

生活保護者や高齢者に仕事をということで質問をいたします。

平成20年9月に証券会社、投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻によるリーマン・ショックで世界じゅうが不況になり、日本でも仕事がなく失業率が上がり、雇用が不安定になりました。

山口市でも、国の緊急雇用事業により平成21年度から担当部局で失業者に対して雇用募集したところ、多くの応募があったと聞きます。その後、平成21年度、22年度と続き、23年度も事業計画をされています。緊急雇用事業は2年間継続され、3年目を迎え、仕事の内容は一通り定まってきたと思います。

ところで、山口市には生活保護者が40世帯、59人おられます。そこで、私は、この中に短時間だったら働くことができる人もあると思います。それらの人や高齢者で働きたい人々に、短時間区切りで緊急雇用事業の枠の中で働いてもらってはどうかと、笠原保

健福祉部長にお尋ねをいたします。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

議員御発言のとおり、本市における生活保護世帯は現在40世帯、受給者といたしましては59名となっております。生活保護制度においては、65歳以下を就労可能年齢としており、その人数は37名でございますが、その中には、障がいや病気などの理由により不可能な方もあり、就労可能な方は実質7名ほどでございます。生活保護の制度では、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としておりますので、基本的には正規就労に結びつけていきたいというふうに考えております。

しかしながら、議員も御承知のとおり、今日の経済状況の低迷により雇用情勢は非常に厳しい状態にありますので、まずは生活保護受給者自身の能力が活用できるよう、就労可能者には緊急雇用事業の募集の際に応募されるよう指導しております。特に、生活保護受給者のうち高齢者の方については病気の方が大半であり、就労は大変厳しいものがございますが、簡易な軽作業などがあれば、たとえわずかでも収入を上げることができることから、引き続き指導してまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 小森英明君。

○14番（小森英明君） 再質問をいたします。

ただいま保健福祉部長より、生活保護受給者のうち就労可能な方は7名ほどであると答弁がありました。この事業も3年目を迎えて、仕事の内容も安定してきたといえますか、やりやすくなったといえますか、軽作業もあると思いますので、生活保護受給者や高齢者で収入が少なく、生活が困難な人もあると思います。

生活弱者といえますか、それらの人に短時間でも仕事をしてもらうことによって元気を出してもらえると、そう思っておるわけですが、募集についてはハローワークを通じておられますが、任意で採用することができないのかどうかと。それと、働く場所が教育委員会の管轄の中に多くそのような場所があるというようなことですので、恩田教育委員会事務局長にお尋ねをいたします。

○議長（久保田 均君） 恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田 健君） 再質問にお答えをします。

現在、教育委員会としましては、緊急雇用創出事業により雇用している事業につきましては、1つ目としまして、学校環境整備事業として市内全小中学校に各1名校務員を配置し、構内の清掃、除草、校庭の庭木の剪定、修繕等の業務で、良好な教育環境の整

備に努めております。

2点目としまして、教育センター環境整備事業として1名、業務内容につきましては学校と同様でございます。

3点目としまして、民俗資料整理事業としまして、未整理のまま保管している民俗資料の分類、整理、記録等を行い、保存に努め、山州市の歴史民俗資料館等での展示や子供たちの学習等に計画をしております。

4点目としまして、生涯学習施設管理事業としまして、公民館、図書館、花咲きホール等の清掃、除草、庭木の剪定等の業務、5点目としまして、図書館資料整備事業としまして、市図書館のシステム導入に伴う図書館資料のパソコンへのデータの入力作業、以上5つの事業において現在雇用し、実施しております。

募集及び採用につきましては、ハローワークに求人のお申し込みが義務づけられておりますので、市の広報紙とともに広く募集し、業務を所管する担当課により本人との面接を行い、採用をしております。それによりまして、任意での採用等についてはできないということでございます。

雇用期間につきましては、半日等短期雇用も含めまして6カ月以内の雇用で、1回に限り更新可能で、最長1年間の雇用期間となっております。

なお、雇用期間中に安定した雇用につくことができるよう求職活動が行えるよう、配慮することとなっております。また、生活保護受給者や高齢者の雇用については、積極的に応募いただくよう担当課と連携を図って、雇用につながるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 小森英明君。

○14番（小森英明君） それで、私は、それらの人からたまに仕事の相談を受けるわけです。それで、どのような仕事がいいのかなというようなことは聞いてからハローワークへ行って、いろいろ仕事を探して、今はパソコンで検索するようになっておりますので、パソコンで見て、それからコピーを五、六枚引き出してきました、それを持ってそういう生活弱者といえますか、そのような人にお渡しをするわけですが、そのようなときに、やはり近いところで仕事がしたいとか、内職がしたいとかというようなことが多いわけですので、私も知り合いの方や市内の工場に問い合わせをして、何とか仕事を出していただけないかというようなことをお願いしております。私がやっているだけやなしに、民生委員の方々はずべての方がいろいろと皆さんの面倒を見ておられるわけですが、そういう中でも、なかなか仕事がないわけです。

ですから、私はこういう公共の仕事があるときに、何とかそのような方々に仕事を与えてもらえるような方法を今後も検討していただきたいということをお願いいたします。質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（久保田 均君） 以上で小森英明君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は11時30分。

午前11時09分休憩

午前11時30分再開

○議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順位 5 番 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております3点について質問させていただきます。

まず初めに、支え合う地域社会づくりについて、保健福祉部長にお伺いいたします。

冒頭に、東北地方太平洋沖地震において亡くなられました方々には、黙禱をささげ、また、心より御冥福をお祈り申し上げます。また、被災されました皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

こうしたことも踏まえながら、支え合う地域社会づくりについて質問いたします。

日本の人口は2006年から減少し始め、2012年には団塊世代の退職があり、その先、2025年には団塊の世代が75歳以上の高齢者となります。総人口のうち、65歳以上の高齢者の割合が30%に達すると言われていています。

高齢化が進む中、地域から孤立する方がふえています。NHKが取り上げた番組で、20年後の2030年に日本社会は全世帯の37%余りが1人で暮らす単独世帯という時代を迎える。そして、世界にも例のない超少子高齢化となり、日本社会のさまざまな課題が人々の暮らに直撃し、きずなや支えをなくしたまま生きざるを得ない、いわば無縁社会を生み出している。家族や地域で、また、職場で当然と思われていた人と人とのつながり、きずなが急速に失われている。

そうした現実の中、一方では、新しいきずなをはぐくもうと前向きな取り組みが各地で始まっているというものでした。この番組を見られた方も多くおられると思いますが、人と人のきずな、あるいは縁を結んでいくことが地域力をつけることになるのではないかと思います。

昨年、100歳以上の高齢者の所在がわからないという問題がありましたが、地域から孤立する高齢者を地域全体で支える。そして、在宅で安心して暮らせる仕組みをつくる。

また、高齢者ばかりではなく、離婚や児童虐待が増加し、子育てに悩む親や、DV、うつ病など弱い立場の人、そして、ニートやひきこもりなど問題を抱える若者も孤立させないように支えていかなければならないと思います。

22年度の国の補正予算で、介護基盤緊急整備等臨時特例基金に、地域支え合い体制づくり事業分として200億円の積み増しがあります。この事業を活用しての施策についてお伺いいたします。

1つ目に、本市の現在の施策について拡充していくお考えは。

2つ目に、23年度の予算要望の中にも上げております介護ボランティアのポイント制度ですが、介護だけでなく、支え合う市民の力を生かせる地域づくりのために、ボランティア活動にポイント制を導入し、ボランティアポイントをためることで地域での一人一人の活動に報い、実りあるものにしていくポイント制度について。

3つ目に、見守り活動の人材育成について。

以上、3点についてお伺いをいたします。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

今回の被災地での避難者の方々の生活等を放送される放送番組を見ておまして、地域によってはまち全体が壊滅状態になっている中で、市民の方々が中心となって情報共有に当たり生存者の名簿を作成されたり、わき水を飲料水にするために役割分担をしたり、中学生が避難者の方々を励ますためにメッセージを書いて張り出したり、高校生が避難者の清掃活動に取り組むなどといった生活するための課題を解決していく地域の福祉力の高さを目の当たりにし、本当に頭の下がる思いをいたしました。

本市におかれましても、高齢者夫婦のみの世帯が増加してきており、また、どちらかが先立つと高齢者のひとり暮らしとなり、90歳以上のひとり暮らしの高齢者は珍しくない状況です。また、市内156自治会の中で、高齢化率が30%を超えている自治会が4割という状況になってきております。こうした中、地域の福祉力を高めていくために、地域福祉計画に基づき各種の事業を推進しているところでございます。

質問の1点目の本市における施策の拡充につきましては、高齢になっても住みなれた地域で安心して生活が続けられるよう、平成21年度に伊自良地区におきまして地域ケア会議を立ち上げたところでございます。地域住民、医療・福祉関係者が集まり、安心して暮らすための問題や課題を地域の人たちが話し合っ解決していくことが福祉力を高めることにつながります。平成23年度には、美山地域においても同様な会議を立ち上げる予定であり、今後は市全体の組織として活動できるよう事業を進めてまいりたいと思

います。

また、平成18年度から進めてまいりました災害時要援護者台帳登録事業につきましては、災害時における情報開示から、ふだんから地域の方々を見守り、支え合える活動に生かしていけるよう、事業のあり方などにつきまして、現在、社会福祉協議会と協議しているところでございます。こうした中で、この介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した各種の補助金を検討しているところでございます。

2点目の介護ボランティア活動のポイント制の導入につきましては、介護支援ボランティアは、地域の元気な高齢者がみずからボランティア活動に参加し、心身の健康維持を図っていくという介護予防の観点からも、より多くの方に取り組んでいただきたいと考えております。しかし、その方法論につきましては、少し時間をかけて検討してまいりたいというふうに考えております。

3点目の見守り活動の人材育成につきましては、高齢者が住みなれた自宅で安心して生活していくための支援の1つとして、安否の確認や定期的な状況確認のためのボランティアによる見守り活動を実施しております。この活動は、ボランティアの人材育成のため、平成18年度にボランティア養成講座を開始し、同時に訪問活動をスタートさせました。現在、23名の見守りボランティア員に活動いただいております。来年度も市民を対象にボランティア講座を開催し、見守りボランティア訪問活動への参加を呼びかけ、増員を図り、見守り活動につなげていけるよう人材育成を図ってまいります。

今後も、より一層地域の福祉力を高めるため鋭意努力をしてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） 今、御答弁いただきました。その中で、本市の自治体の4割が高齢化率30%を超えているという実態に、高齢者の多さを実感いたしました。

地域での日ごろの声かけや支え合いがなければ、課題とされる孤独死や災害時の救護は成り立たないのではないかと思います。このような課題解決に、地域の福祉力を高めていく施策として、伊自良地域に地域ケア会議を立ち上げられた。23年度には美山地域に立ち上げるとのことですが、具体的な活動はどのようなことでしょうか。

介護ボランティアのポイント制度の導入については、2007年に介護費の抑制を目的に東京都の稲城市が始められてから、今では40以上の自治体で実施され、健康につながっている、また、生活に張り合いが出た、ポイントが励みになっているなどの声が寄せられ、介護費の抑制に効果があるとのこと。

また、ボランティアのポイント制度は、介護だけでなくさまざまな活動にポイント制度を組み込み、取り組みを展開しています。千葉県市川市では、ボランティア活動やエコロジー活動でポイントが付与されるいちかわエコボカードを発行しています。22年度の補正予算にある地域支え合い体制づくり事業の一環として、早期に実施していただきたいと思います。このことは要望としておきます。

見守り活動については、高齢者の見守りは推進されているようですが、支え合うのは高齢者だけではなく、DVやうつ病、ニート、ひきこもりなど、弱い立場の人たちも孤立させないための見守りも大切なことと思います。弱い立場の人たちへの活動については、どのように取り組まれるのでしょうか。

以上、2点について再質問いたします。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 再質問にお答えします。

地域ケア会議は、見守りの輪づくりとして、だれもが住みなれた地域でいつまでもその人らしい生活ができるよう、地域の方々や医療・福祉関係者と一緒に考えていく会議を開催しております。平成22年2月に立ち上げ、以後2カ月に1回の割合で開催しております。主な内容といたしましては、認知症や高齢者の病気の特徴などを勉強したり、事例検討、紹介なども含めて生活課題などを検討しております。

また、弱い立場の方々の見守り活動についてですが、基本的には拡大していきたいというふうに考えておりますが、うつ病やひきこもりの方などの症状からの判断や対応など、個別性の非常に高い対応が求められていることや、障がいをお持ちの方々からどれだけのニーズがあるか、検討課題も多くあるため、今後、家族間や関係者の方々の御意見をお伺いしながら検討してまいりたいというふうに考えています。

これをもちまして、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） 地域ケア会議では、見守りの輪づくりを検討する会議とのことでした。見守り活動においても拡大していきたいとのことでした。多くの課題があると思いますが、一人一人との対話を重ねることでこの輪づくりの実現ができると思います。大いに期待したいと思います。

では、次の質問に移ります。

不育症対策について、保健福祉部長にお伺いをいたします。

不育症とは、妊娠しない不妊症とは異なり、妊娠はするけれど出産までに至らない、これを2回以上繰り返す病気のことをいいます。おなかの中に赤ちゃんが育たない病気

です。不育症の原因は、人によって異なりますが、適正な検査と治療によって85%の人が出産できると言われています。

不育症の原因の大半は、自然現象として一定割合で発生する胎児の染色体異常、これ以外には免疫異常で、胎盤などに血栓ができやすい抗リン脂質抗体症候群、あるいは夫婦もしくは一方の染色体異常、あるいは子宮の異形の3つがあります。診断には、血液検査や夫婦の染色体検査、子宮の奇形などの検査が必要となります。

検査をすべて行う場合、保険適用外となるため、自己負担額が15万円前後となるケースもあります。治療費も保険適用外となります。胎盤などの血栓治療に効果があると言われていたヘパリン注射の治療費は10万円程度かかるとされており、不育症患者は多額の負担を強いられています。

妊娠した女性の4割が流産の経験があり、流産を繰り返す不育症で悩んでいる人が16人に1人の割合でいます。専門外来で検査、治療をした人のうち、8割以上が無事に出産しております。少子化対策として、若い夫婦の負担軽減に助成制度が必要と思います。岡山県真庭市では、昨年4月より公費助成制度がスタートしました。1人目の出産に限り、30万円を上限として助成するものです。石川県能美市でも、ことし4月から助成制度がスタートします。

そこで、本市のお考えをお伺いします。

1つ目に、不育症患者の実態について。

2つ目に、不育症についての周知徹底について。

3つ目に、不育症患者への助成制度の創設について。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

初めに、妊娠してもおなかの赤ちゃんが育たずに流産や死産を繰り返して、結果的に子供を持っていない場合、不育症と呼ばれております。初めの妊娠で流産する確率は15%程度と言われており、その原因の大部分は胎児の染色体異常が原因で、両親の原因は少ないとされておりますが、2回、3回と流産を繰り返す場合は、両親のどちらかに原因があると考えられております。

さて、御質問の1点目の不育症患者の実態についてでございますが、厚生労働省研究班報告によりますと、不育症で悩んでいる女性は5%程度とされております。本市では、母子手帳交付時の妊娠届け出書に過去の流産等の有無で記載していただいておりますが、平成21年度では、175件の届け出のうち2回以上の自然流産を経験している方が7件あり

ました。

しかしながら、不育症との関連や治療の有無については把握していないのが現状でございます。

御質問の2点目の不育症についての周知徹底についてでございますが、不育症については、報道機関を通じて啓発され始めておりますが、まだ多くの方には浸透していないのが現状であります。そこで、母子手帳交付の際に流産を繰り返し経験されている方に対し不育症についての啓発を行うとともに、広報紙を通して周知してまいりたいと考えております。

御質問の3点目ですが、不育症患者への助成制度の創設についてでございますが、まずは本市の現状を十分に把握した上で、流産や死産を繰り返し、心身ともにつらい思いをされている方に対して正しい知識を持ち、サポートしていくことが必要だと考えております。その上で検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） 不育症の関連や治療の有無については、まだよく把握されていないという現状のことでした。周知については実施をされるということです。助成制度については、十分把握しサポートした上での検討ということでございました。

この不育症の方への助成を、昨年11月の参議院予算委員会で、公明党の荒木清寛参議院議員が国会質問で初めて不育症患者への公的支援について取り上げました。不育症患者が保険適用外の治療費の経済的負担に苦しんでいる現状を指摘し、少子化対策の1つとして不育症治療費の公的助成を主張しております。

人口減少の本市において、多くの若い世代の方々に山県市に住みたいと言ってもらえる子育て支援としても、検討されることが必要だと思います。先ほど、十分把握しサポートした上での検討ということでございましたが、いつごろまでに検討されるのか、再度お尋ねいたします。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 再質問にお答えします。

不育症について、市の現状把握が不十分な段階ですので、平成23年度より、不育症のことを念頭に入れながら妊娠届け出時の面接を行っていき、子育て支援対策の1つとして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） 早急に取り組まれるよう要望しておきます。

次の質問に移ります。

少人数教育について、教育長にお伺いいたします。

小学校の1年生が35人学級となり、少人数での教育が推進されてきましたが、23年度の岐阜県の予算には、小学校の1年生、2年生での35人の少人数学級の実施に加え、中学校1年生にも35人の少人数学級の実施が計上されています。少人数での学習は、生徒にとってもより理解しやすくなる環境が整えられると思います。また、小学校と中学校との違いに戸惑う中1ギャップにもよい環境が整えられると思います。

そこで、本市の今後の状況についてお伺いいたします。

1つ目に、小学校での対応はどのようでしょうか。

2つ目に、中学校での対応はどのようでしょうか。

3つ目に、発達障がいがあると見られる生徒への対応はどのようでしょうか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（久保田 均君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 御質問にお答えをいたします。

新学習指導要領の本格実施や、子供の個性に応じたきめ細かな教育等、学校教育上の課題に的確に対応ができるよう、国において40人が上限とされていた学級編成基準が小学校1年生で緩和されることを受け、岐阜県では小学校1年生、2年生及び中学校1年生において、35人以下の学級編成に見直しが行われました。

御質問の1点目の小学校での対応については、市内1、2年生で35人学級となることで学級がふえる事例は、高富小学校2年生71名の1件のみでございます。40人学級であれば2学級ですが、3学級となり、1学級24名程度の予定であります。

少人数学級によりきめ細かな対応がより可能となり、低学年児童への生活指導、学習指導の充実を図ることができると考えております。さらに、市費の学習支援員、教育サポーターを活用することで、一層効果が上がるものと考えております。

御質問2点目の中学校での対応については、市内1年生が35人学級となることにより学級がふえる事例は2件でございます。高富中学校が5学級から6学級になり、1学級33名程度、伊自良中学校は1学級から2学級となり、1学級19名程度となる予定でございます。

中学校に入学することで、教科担任制や部活動、生徒会活動等、新しい生活や学習環境になること、また、新しい大きな集団で生活することなどから、不適応を起こすなどのいわゆる中1ギャップが考えられます。少人数学級となることで、一人一人へのきめ

細かな対応をより充実させることができ、市ではさらに県費の加配教員や市の学習支援員を配置し活用することで、一層の充実を図っていく方針でございます。

御質問3点目の発達障がいのあると見られる児童・生徒への対応については、平成22年度に発達障がいがあるという診断を受け、平成23年度向け就学指導委員会の判別会に報告があった児童・生徒は12名で、そのうち10名が高富小学校の通級指導教室で指導を受けることになっております。

発達障がいがあっても、さまざまな理由で通常学級に在籍する児童・生徒、また、発達障がいのあると見られる児童・生徒への対応については、まず、各学校において教育相談を行っております。そして、各学校の特別支援コーディネーター担当教員が中心となって、その子に応じた指導や支援計画などを保護者とともに作成しております。さらに、こうした指導や支援に、各学校に配置した市費の学習支援員や教育サポーターを実態に応じて活用しております。こうした指導や支援は少人数学級となることでより充実し、個の持てる力を高め、自立への支援になるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） 今、小学校での変化は高富小学校1校のみでした。中学校では高富中学校と伊自良中学校で、1学級の人数には大きな差が出てしまう現状でした。このような学級が増加することでの教室の不足等はないでしょうか。そして、学習支援員と教育サポーターの方が学校に配置されていますが、どのように配置され、どのような支援をされているのでしょうか、再度お伺いいたします。

○議長（久保田 均君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 再質問にお答えをいたします。

1点目の学級数増加に伴う教室数の不足についてですが、平成23年度は1学級35人の少人数学級が実施されるのが高富小学校、高富中学校、伊自良中学校の3校でございます。これらの学校においては、学級数の自然減や空き教室がありますので、学級の増加があっても、普通教室が不足するということはありません。

2点目の学習支援員、教育サポーターについては、平成23年度は学習支援員を15名、教育サポーターを5名、合計20名体制で雇用する予定で、そのうち2名は外国語指導助手ということになっております。各学校の実情や校長の要望によって、どの学校にも最低1名の市費雇用非常勤講師が配置できるよう配置しております。

例えば、特別支援学級が設置されている学校においては、特別支援学級担任と協力して日常生活の支援に当たっております。発達障がいを持ちながら通常学級に在籍してい

る子供に対しては、個別学習や生活の指導、支援を行い、効果を上げております。また、基礎学力の向上についても個別指導を充実して、学習効果を上げるよう指導しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） 今の答弁で、どの学校にもサポート体制がとられている状況があり、特別支援学級にもサポート体制がとられているとのことでした。きめ細かな学習指導が実施され、教室の質の向上とともに今後も推進され、山県市で教育を受けさせたいと言われる環境を整えていかれることを期待し、質問を終わらせていただきます。

○議長（久保田 均君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は午後1時。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位6番 影山春男君。

○10番（影山春男君） それでは、通告により教育長にお尋ねをいたします。

私は、一昨年、子供のいじめが小学校でどのくらいかということについて調査いたしまして、小学校で27件、中学校で35件と報告を受けたことがあります。これはすべて県へ報告している、市としては公表できないと。なぜなら、ささいなこともどこまでいじめととらえるのかと言われたが、必ずと言っていいほどいじめにつながるものと思っております。

そこで、子供に対するいじめでなく、先生に対するいじめ、つまりこれがモンスターペアレントであると思うのですが、どうなのでしょう。

以前、一部気をつけなければならない保護者が見受けられたが、モンスターペアレントというかどうか、判断が非常に難しいということでありましたが、市内のある小学校で一昨年と昨年、ある学年の担任で同じ先生が問題になったと聞いております。これは把握しているのでしょうか。

この先生は、長期休暇が続いた理由として、一昨年、特定の生徒に対する対応のまずさが父兄の反感を買ったのだと聞いております。昨年は、授業参観日に父兄より何か物を申され、それ以後長期休暇になっておられるようで、現在も続いているというのであ

ります。どのように報告を受け、どう対処されているのか、わかりやすく、要領よくまとめたい。よろしくお願いします。

○議長（久保田 均君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 御質問にお答えいたします。

いわゆるモンスターペアレントについてですが、議員御指摘のとおり、この定義は難しいものでございます。一般的には、学校や学級担任に対して、極めて自己中心的な考え方で、社会通念上からしても全く理不尽な要求を繰り返す保護者を意味していると考えられています。しかしながら、この一般的な定義からしますと、現在山口市においては、いわゆるモンスターペアレントというのは存在しないというふうに考えております。

また、市内のある小学校で、心にかかわる病気で休職に入っている教職員の事例でありますが、当該教職員がモンスターペアレントの理不尽な要求によって病気体職に入ったとは認識いたしていません。また、議員御指摘の教師へのいじめでもないというふうに認識しております。

確かに、複数の保護者から子供への指導のあり方に対する意見があったとの報告は聞いておりますが、理不尽な要求ではなく、理にかなった正当な手順を踏まえた良識ある意見であったというふうに認識いたしております。

したがって、教育委員会としましては、校長とも協議し、保護者からの意見をよく聞き、事実確認をしながら、改善に努めるよう校長に指導してまいりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 影山春男君。

○10番（影山春男君） 再質問として、ただいまの答弁で、モンスターペアレントの理不尽な要求によって病気休職に入ったとは認識していないということではありますが、実際に私のほうに複数の父兄から、2年間も同じ先生に限られた子に対してのみ偏見を持った指導をしており、授業参観日にその指導を指摘されたら、それ以来、明るく日から、その先生は長期休暇をとっていると。これが既にモンスターペアレントになり得るのではないかと思うのですが。

また、担任の先生が休暇をとっている間、その学級の子供たちは、毎日、先生が二、三人交代でかわり授業をされる。そのためにとても落ちつかない。あしたはどんな先生なのだろうか、どなたなのだろうかと子供心に不安で、身も心も疲れて帰宅をしておるというような苦情であります。3学期になってようやくかわりの先生が決まったと。学校はもっと早く対応できたはずだといったような苦情が入ってきております。

また、複数の保護者から、子供への指導のあり方に対する意見があったとの報告を聞

いているのですが、理不尽な要求ではなく、むしろ理にかなった正当な手順を踏まえた良識ある意見であったと認識をしているということでありますが、前にも申し述べたように、参観日、昨年は7月だと思いますが、それ以後、父兄より一言言われて返答もできず、翌日から病気休職でいまだ続いている。これはどう考えても不都合にしか思われません。

ちなみに、申し述べておきますが、全国で21年度5,458人、22年度で2,262人と先生が自分の悩みにおいて休職をされているということであります。大変多くの先生が悩みを持っておられる。それは何が原因かという、中身はほとんどそれに近い方が半数以上と聞いております。

そこで、先生が1人で悩んでいたために病気休職になってしまった問題なのか、また、学校はもっと対応をすべきであったのではないのか、教育長に再度、どう思っておられるかお尋ねをいたします。

○議長（久保田 均君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 再質問にお答えをいたします。

1点目の、先生が1人で悩んでいたために病気休職になったのではないかについてでございますが、複数の保護者から子供への指導のあり方に対する意見が学校にあった時点で、すぐに校長が中心となり学級担任から事情を聞くとともに、指導のあり方のどこに問題があったか、今後どのように子供とかかわることが大切か、このあたりが一番大事なんです、等について話し合う場を何度も持ち、指導、助言を行ってきました。1人で悩んでいたということではなかったというふうに思っております。私もこの中に課長等を通して話を聞いたり、指導してまいりました。

2点目の、学校はもっと早い対応をすべきだったのではないかについてですが、教育委員会に対して校長より細かく経緯について報告を受けながら、子供や保護者への最善の対応について協議を進めてきました。また、県の規定により病気休暇が1カ月以上ないと講師を採用することはできないので、言ってみれば補充を入れるということもございますけれども、そのために生徒指導主事や教務主任、教頭などが、学級担任を持たないベテランの教員が学級担任にかかわって授業を行って来ました。そういう時期がございました。その後、3学期より経験豊富なベテラン教諭を講師として採用することになりまして、現在は安定した学級経営になっているというふうに承知をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 影山春男君。

○10番（影山春男君） 今後、よく見守りながら、一応監督しつつ進めてまいっていた

だきたいと思って、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保田 均君） 以上で影山春男君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位 7 番 杉山正樹君。

○3 番（杉山正樹君） 最初にお断りをしておきますが、このところ花粉症でちょっとお聞き苦しいかと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、クリーンセンターの稼働状況につきまして、市民環境部長にお尋ねをいたします。

昨年 4 月から本格稼働いたしましたクリーンセンターの稼働状況等について、市民環境部長にお尋ねをします。

さて、平野市長が情熱を傾けられまして、いろいろな困難を乗り越え、山県市のごみは山県市で処分するという強い信念のもと完成した山県市ごみ焼却場のクリーンセンターが本格稼働して、はや 1 年が経過をしようとしております。おかげをもちまして、市民は安心してごみを出すことができ、野焼きによる悪臭や煙害も減少し、環境面におきましても相当な効果が出たものと思われませんが、そうした効果について御報告をいただきたいと思います。

そして、まず最初にお尋ねをいたしますが、日立造船との維持管理委託契約ですが、毎年管理契約額はコストの変化に応じて見直していくとのことでありましたが、その変更の要因であるコストの対象となる事柄をいま一度御説明をいただきたいと思います。

さらに以下のことについてお尋ねをいたしますが、できるだけ最近のデータでお答えをいただきたいと思います。

1 点目ですが、総体的な不燃ごみ及び可燃ごみ、それぞれのごみの量ですが、過去 3 年間ぐらいのその推移をお開かせいただきたいと思います。

そして、2 点目ですが、当初計画予想の職員数と現在の職員数の比較はどのようでありますか。

3 点目ですが、同じく当初計画予想の灯油の価格及び使用電力料などの比較はどのようであるか、以上についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） 御質問にお答えします。

初めに、野焼きによる悪臭や煙害に対する効果でございますが、平成 22 年 4 月から寄せられた苦情件数を見ますと、市内全域では平成 21 年度の野焼きや煙害の苦情件数は 47 件で、平成 22 年度といたしましては 2 月末で 38 件と、約 2 割ほど減少しております。クリーンセンターの稼働による効果があったものと考えます。

しかしながら、山間地域を中心に依然として苦情が寄せられております。野焼きは周辺にお住まいの方にとって大変に迷惑であるため、今後も自治会等を通じ、市民の方へ野外焼却の禁止を呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、クリーンセンターの運営管理委託事業におけるコストの変動要因となる項目についてでございますが、ごみの搬入量に対する変動費と、物価変動に基づく変動率による見直しの対象としては、人件費相当額、水道・電気料金、灯油代、そして、その他として設備整備、補修、点検など5項目でございます。

ごみの搬入量に対する変動費は、毎月の計画搬入量に対する実績の増減量に対し、エネルギー回収推進施設は、1トン当たり6,786円乗じて得た金額、マテリアルリサイクル推進施設は、1トン当たり3,932円を乗じて得た金額が毎月の委託料に加算、もしくは控除されます。

また、見直しに係る評価指標、いわゆるインデックスにつきましては、人件費相当額は岐阜県毎月勤労統計調査実質賃金指数、水道料金については市の水道料金の基本料金及び従量料金、電気料金については中部電力の基本料金及び従量料金、灯油は『月刊建設物価』の岐阜市灯油価格を燃料単価として、その他については日銀調査統計局による企業サービス指数によるものでございます。

なお、前年度と比べ、物価変動の許容範囲がプラスマイナス1%であれば、見直しは行わない契約となっております。

続きまして、1点目の可燃ごみと不燃ごみの量の推移でございますが、平成20年度からの3年間を見てもみますと、可燃ごみにつきましては平成20年度が5,592トン、21年度は5,572トン、22年度は3月分を見込みまして6,294トンでございます。不燃ごみにつきましては、平成20年度が208トン、21年度は228トン、22年度は3月分を見込みまして216トン、また、粗大ごみにつきましては、平成20年度が194トン、21年度は198トン、22年度は3月分を見込みまして201トンでございます。

2点目の当初の職員数と現在の職員数の比較でございますが、運営管理委託当時の当初より、職員数29人で維持管理を行っていただいております。内訳といたしまして、所長1名、次長1名、機械、電気、計測のメンテナンス要員4名、そして、マテリアルリサイクル推進施設運転要員、プラットホーム監視要員、ごみ計量管理員、直接搬入ごみ受け付け要員、最終処分場埋立作業員、浸出水処理施設運転要員、事務員の日勤を合わせて7名、さらに、エネルギー回収推進施設、灰溶融炉の運転管理要員として、2直4班編成の16名で構成され、運転管理を行っております。

3点目の当初予測の灯油の価格と使用電力料金などの比較でございますが、灯油の価

格については、契約当時、『月刊建設物価』の岐阜市灯油価格の単価が1リットル当たり52円でしたので、この金額が基準単価となり、毎月の『月刊建設物価』の単価から基準単価を比較し、毎年度4月から3月までを集計し、年度末の3月分委託料に加算、もしくは控除して精算を行います。

当初に予定しておりました灯油代の変動費分は3,008万2,000円ですが、平成22年度の灯油使用量は、2月末で23万8,000リッター、3月分の見込みを合わせて25万2,000リッターとなり、月ごとに燃料費精算額を算出したしましても、それほど増減にはならない見込みでございます。

次に、使用電力料については、基本料金と従量料金に分かれておりまして、契約当時の基本料金は、1カ月当たり1,780円・パー・キロワットアワー、従量料金は10.253円・パー・キロワットアワーでしたので、この金額を基準単価として前年度の10月から今年度の9月までの年平均ごとに算出し、精算を行います。

したがって、見直しの対象とする電気料金の従量料金の平均値が9.619・パー・キロワットアワー、変動率がマイナス6.184%であることから、当初の電気料金、これは従量料金といいますけど、2,365万6,000円に対し146万3,000円が減額され、2,219万3,000円となります。また、22年度の電力使用量は、2月末の282万6,000キロワットアワーに、3月分を見込みますと年度使用量は300万キロワットアワーとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 杉山正樹君。

○3番（杉山正樹君） そうしますと、おおむね当初の事業計画どおりに進んでいるということになるかと思えます。

そこで、ただいまの回答ですと、委託料の変動費分のごみの搬入量ですが、これは平成20年度からのごみの量の推移ですが、可燃ごみにつきましては5,592トン、そして21年度に5,572トン、22年度6,294トン、また、不燃ごみにつきましても、そして粗大ごみにつきましても、量が毎年ふえてきておるわけですが、これについてどのように分析をしておられるか、お尋ねをいたします。

そして、すべての面におきまして、ごみの減量化というものは必要条件でございますが、可燃ごみではあのレジ袋の有料化以来、最近は余りごみの減量化について積極的な活動がなされていないように思われますが、将来の活動方針につきまして、お聞かせをいただきたいと思えます。

また、ただいまの答弁の中で、運営管理委託料のその他としての設備整備、そして補修、点検費とは一体何を指しておられるのか。たしか設備の機会のメンテは日立造船持

ちではなかったかと思いますが、この管理委託料、15年間で約60億円、年間約4億円であったというようなことで稼働開始をしたと認識しておりますが、それでよかったのかどうか、もう一度確認と御質問をさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） 再質問にお答えします。

1点目の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの量が毎年ふえてきているが、どう感じてもらえるかということにつきましては、可燃ごみの量の推移につきましては、平成21年度に前年度より20トンほど減少しましたが、平成22年度に前年度より868トンの増加を見込みましたのは、岐北衛生施設組合で焼却処理していましたが尿汚泥を、平成22年4月からクリーンセンターで行っております。その搬入量を含めまして6,294トンといたしました。したがって、家庭系、事業系から搬出される可燃ごみの量としては、減少していると思っております。

また、不燃ごみ、粗大ごみにつきましても、マテリアルリサイクル推進施設における計画搬入量は、平成22年で不燃ごみが205トン、粗大ごみが234トンと、合わせて439トンとしております。平成25年で429トン、平成30年で441トンとしておりますので、不燃ごみと粗大ごみを合わせた搬入量で見えていきますと、平成20年度実績で402トン、平成21年度実績で426トン、平成22年度の見込みで417トンと、3年間では6%内の増減であるものの、今後におけるごみ量は減少していくと思っております。

2点目のレジ袋の有料化後、ごみ減量化への活動がなされていないのではという御質問でございますが、レジ袋の有料化につきましては、平成20年9月に市内6事業とレジ袋の有料化に関する協定を結び、市内8施設において地球温暖化防止及びごみ減量化を推進し、ごみ減量化に取り組んでいただいております。

また、昨年10月には、伊自良地域のてんこもり農産物直売所と、美山地域のふれあいバザール生産直売所とレジ袋の有料化の協定をいたしました。現在、8事業所、10施設において、ごみ減量化に取り組んでおられます。今後におきましても、ごみ減量化に取り組んでいくよう広報等で御紹介していきます。

続きまして、3点目の運営管理その他についての設備整備、補修、点検は何を指しているかについてでございますが、設備整備といたしましては、エネルギー回収推進設備、灰溶融炉、マテリアルリサイクル推進施設及び最終処分場、浸出水処理施設の設備整備に対する整備費でございます。また、保守点検には、共通の建設設備の定期的に行う法定点検費、定期点検費、設備補修でございます。

続きまして、設備のメンテナンスは日立造船が負担するのではないかという御質問で

ございますが、平成22年及び平成23年の建設工事の瑕疵担保期間については、設備機械類の各種点検費用及び設備補修費などのメンテナンス料金については発生しません。ただし、灰溶融炉については、瑕疵担保期間が平成24年度でございます。

また、最終処分場、浸出水処理施設は今回建設されたものでないので、運営当初からメンテナンスは発生しません。よって、平成24年度は灰溶融炉を除いたメンテナンス料金、平成25年度からはすべてのメンテナンス料金が業務委託契約額に含まれておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上で答弁といたします。

○3番（杉山正樹君） 質問を終わります。

○議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

以上で杉山正樹君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位8番 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） 発言のお許しをいただきましたので、通告書に添いながら大きく3点、お尋ねをいたします。

最初に、戸別所得補償制度の実施状況について産業建設部長にお尋ねをいたします。

正式には、農業者戸別所得補償制度というのだそうでございますが、これが実施をされまして間もなく1年が経過しようとしております。農業の担い手の高齢、あるいは耕作放棄地の増加等、農業を取り巻く課題というものは大変山積をしておるわけですが、この制度は農業再生の息吹だというふうに言われて登場した制度でございます。

皆さん御案内のとおり、生産費に対して販売額が少なくなった場合の補てん、つまり赤字補てんということで、日本全国的には180万戸の米農家を対象にして実施をされているというふうに伺っております。農業経営の安定と、それから国内の自給率と申しますか、生産額の確保ということが大きな目的になっているというふうに認識をしております。現在、食料自給率は41%と言われておりますが、これが目標として2020年度には50%と。この50%を達成していくためには、この制度は不可欠だというふうにも報道をされております。

そこで、山口市の実施状況について、以下の5点についてお伺いをいたします。

1点目は、申請をした農家数はどれだけでしょうか。

2点目は、交付対象になっております対象作物の作付面積。

3点目は、支給した農家数。まだ支給が完了していないかもしれませんが、その数。

それから、対象別の支給額。

そして、短い期間でございますけれども、課題が何か浮き彫りになっておれば、それについてお伺いをいたします。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） 御質問にお答えします。

戸別所得補償制度そのものは国が直接実施する事務事業のため、所管しております東海農政局岐阜農政事務所へ問い合わせた結果を踏まえ、答弁させていただきます。

なお、この制度の中で本市が行う事務は、加入申請・交付申請書の取りまとめ、米の生産数量目標の配分事務、調整水田等不作付地の改善計画等の認定、地域水田農業推進協議会の指導、助言などでございます。

本制度は、議員御発言のとおり、平成22年度からの新規施策で、恒常的に農産物の販売価格が生産費を下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより農業経営の安定と農業生産力の確保を図り、食料自給率の向上、農業の多面的機能の維持を目的とした制度でございます。

この制度では3つの交付金がありまして、1つ目に、水田で麦、大豆、飼料用稲等の戦略作物を生産する農家に交付される水田活用の所得補償交付金、2つ目に、米の生産数量目標に従って生産する農家に対して、生産費と販売価格の差額を交付する米の所得補償交付金、3つ目に、米の所得補償交付金と合わせて当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に差額を補てんする米価変動補てん交付金でございます。

本市といたしましても、この制度を積極的に活用していただくため、岐阜農政事務所と共同で各地区農事改良組合長会において説明会を開催し、事業を推進いたしているところでございます。

それでは、第1点目の本市の交付申請件数につきましては、対象農家が1,285件ございまして、そのうち1,113件で86.6%の農家が申請されております。

次に、2点目の交付対象の作付面積でございますが、水田活用の所得補償交付金の対象となる主要な作物の作付面積は、麦が10ヘクタール、大豆10ヘクタール、飼料用作物が29ヘクタール、飼料用の米で0.5ヘクタールとなっております。また、米の所得補償交付金の対象となる水稻作付面積は267ヘクタールで、総作付面積が440ヘクタールの60.7%となっております。

3点目の支給農家数につきましては、対象農家1,113件中1,091件でございます。

4点目の対象別の支給額でございますが、水田活用の所得補償交付金につきましては、麦150万円、大豆355万円、飼料作物1,024万円、飼料用の米が424万円となっております。また、米の所得補償交付金の対象となる水稻作付に対する交付金は4,013万円でございます。

す。

ただいま申し上げました面積、金額につきましては、制度の実施主体であります東海農政局岐阜農政事務所の資料に基づいた本年2月28日現在の数値でありますことを御理解願います。

5点目の現段階でとらえる課題についてでございますが、本市の農地は湿田が多く、戦略作物の麦、大豆等の栽培拡大については圃場条件が悪いため、大変困難な状況にあります。また、農業の後継者、担い手農家に関しましても高齢化が進んでおりますし、近年鳥獣の被害も拡大しており、耕作放棄地もさらに増加するのではないかと考えております。今後、岐阜県並びにぎふ農協と連携し、地域振興作物等の導入を進め、活力ある農業を推進してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、2年目を迎える平成23年度からは、制度名も農業者戸別所得補償制度に変更され、新たに畑作物の所得補償も含め本格実施となります。

今後も、新たな農業者戸別所得補償制度の周知を図るとともに、制度活用を促進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で答弁いたします。

○議長（久保田 均君） 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） 農家によっては、この制度が始まって米の価格をたたく業者がいるとか、あるいは野菜を今までつくっていたんだけど、ほかのものに変えたいが、対象になるかというような、いろんなそれぞれの農家によって相談したい内容もあるようでございますので、ぜひ何か相談窓口のようなものを設けていただきまして、対応していただければありがたいと思います。

お願いをして、次の質問に移らせていただきます。

2点目は、介護保険の現状と課題についてお伺いをいたします。

介護保険制度は2000年にスタートをしまして、来年度に入って12年目でございますか、そういう時代を迎えております。ちょっと古いデータでございますけど、スタートして8年目の資料がございました。それを見ますと、ヘルパー派遣の介護保険が2.2倍になっております。また、デイサービスなどの通所介護が2.4倍、さらに居宅サービスが2.3倍、特養などの入居、これが1.5倍というようなことで、非常に介護を必要とする人数が増加をしてきているということがよくわかると思います。

特にその中で、施設等へ入所をしたいがなかなか入れないという方の人数が、待ちの数といますか、そういった人数が、大体入居している人42万人に対して同数の、42万人ほどの人が待機をしていると。しかも、待つ時間といますか、期間というのが長く

なっているということが報告をされております。

また、あわせて、今後の動向として、団塊の世代といえますか、これは2007年で退職した人の年齢が60歳で計算しますと、今後ますます団塊の世代の方が高齢化するに従って、この介護給付の財政が非常に難しくなるのではないかという危機感を持っている人がかなりいるということも報道をされております。

一方で、介護従事者のほうでございますけれども、たしか1989年にゴールドプランが発表されましたが、それから従事者がどんどんどんどんと数がふえてきたというデータが出ております。

しかし、介護従事者が増加したことによって、質の問題が大変クローズアップされてきたということが出ておりました。特に、2004年には社会保障審議会というのが開かれておまして、その介護保険部会で、専門性の確立ということで、特に資格について介護福祉士を基本とするということが提言をされております。

しかし、この提言後、人数が鈍化してまいりまして、また再び量の確保と、それから処遇の改善ということが問題になってまいりました。その中で、2009年には量の確保、それから処遇の改善という視点で、介護報酬が初めてプラスに改定されたというふうに報道をされております。介護に携わる人の変化といえますか、そういうものがうかがい知れるところでございます。しかし、現在では、介護サービスの質の評価と、それから人材の質、それから人数の確保ということが大きな課題になってきているというふうにとらえております。

政府はどうかといえますと、最近発表しておりますけれども、今後は在宅介護を軸足にするということで、要介護者の度数の高い方でも暮らしやすい生活ができるような環境を整えていくということで、2011年には全国60の自治体に対してどのくらいの24時間の介護を、需要があるかということを探っていくというようなことが報道をされております。

現行制度の介護サービスシステムによりますと、訪問介護等、特に利用者がたくさんいるわけでございますけど、利用者の利用回数によって自己負担がふえていくというシステムになっているわけでございますけど、これを来年度あたりから定額制を導入して、24時間、何度利用しても自己負担がふえていないようにするというシステム変更を検討しているというふうに報道されております。その裏には、介護の給付がふえないようにというような思いもあるように報道をされております。

そこで、国の動向を踏まえながら山県市もいろいろ対応を考えていただくということになりますけれども、介護の必要な人の数とか、あるいは従事者とか、あるいは今後の

動向に対する考え方について、6点ばかりお尋ねをいたします。

第1点は、介護が必要と認められた人の人数と傾向。傾向といいますのは、重度化してきているという報道がされておりますので、そのあたりの傾向についてお伺いをいたします。

それから、第2点は、施設待ち、入居待ちの数。4つの種類がありますけれども、1つなくなっていくますので、3つ、特養と、それから老保と介護型についてお尋ねをいたします。

それから、3点目は、在宅サービスを受ける人の数。訪問、通所、それから短期入所につきましてお尋ねをいたします。

第4点目は、介護従事者についての概要でございますけど、これは非常に難しいということは伺っておりますけれども、例えば介護福祉士の数等がわかりましたら、待遇も含めてわかる範囲でお尋ねをいたします。

5点目は、24時間体制の確立ということになりますと、現在はたしか、難しい地域包括支援センターですか、これが市のほうでできているわけでございますけど、こういったものを拡充していくのか、あるいは民間の参入によってこういったものが拠点づくりになっていくのか、その辺の参入の見通しについてお伺いをいたします。

第6点目は、質の高いサービスということがこれからますます重要視されてくるようになりますけれども、その適切な評価についてお伺いをいたします。よろしくお願ひします。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

まず、1点目の介護を必要とする人の概数と傾向についての御質問ですが、介護保険がスタートした平成12年度末と平成21年度末で、9年間を比較してみます。

平成12年度末現在で、第1号保険者数6,169人のうち要介護認定者数は595名で、認定率は9.6%であり、平成21年度末現在では、1号保険者数7,520人のうち要介護認定者数は952名で、認定率は12.7%となっております。この認定率は、上昇しているものの県下の平均15.1%を下回り、県下の中でも低い状況でございます。

また、重軽度につきましては、要介護度別で見えますと、平成12年度では、軽度区分である要支援者は75人で12.6%、中度区分である要介護1、2、3は332名で55.8%、重度区分である要介護度4、5は188人で31.6%でございます。平成21年度においては、軽度者数は161名で16.9%、中度者は531人で55.8%、重度者は260人で27.3%となっております。重度者数は増加しているものの、その割合は高くなっている状況ではございません。

2点目の施設入居の待ち状況につきましては、介護老人保健施設や介護療養型医療施設については待機状況を把握しておりませんので、介護老人福祉施設、俗に言われます特別養護老人ホームについて、その待機状況についてお答えさせていただきたいと思っております。

平成22年6月の特別養護老人ホームの入所需要調査によりますと、本市の待機者は161名となっております。この待機者の内訳を見ると、要介護度の軽度・中度区分の方が110名、一般的に施設系サービスが対象としている重度区分の方が54名となっております。

3点目の在宅サービスを受ける人の数につきましては、平成21年度末現在の要介護認定者数は952名で、そのうち居宅サービス利用者は640名となっております。その内訳は、訪問系サービス利用件数は293件、通所系サービス利用件数は467件、ショートステイの利用件数は118件であり、福祉用具、住宅改修サービス等を含めた居宅サービス利用者数は1,786件でございます。

4点目の介護従事者の状況についての御質問ですが、本市の市民の方々は、市内外の多くの施設を御利用になっていらっしゃると思います。その内訳といたしましては、特別養護老人ホーム等の入所施設は35施設、居宅サービス事業所は161事業所、グループホームは13施設となっております。

各事業所とも従事者数、福祉士数等は、各事業規模により法令基準に基づいて配置されておりますので、介護従事者の人数、資格等の把握はしておりません。また、介護職員の待遇面につきましては、全国的に離職率が高く、人材確保が難しい等の状況であると報道されており、本市におきましても同じような状況ではないかというふうに思っております。これは、労働条件に比べて賃金が低い等の処遇の問題が一因であると考えられます。

5点目の24時間サービス体制の確立と民間のインフラの参入見通しにつきましては、介護が必要になっても在宅で介護サービス等を利用して生活したいという希望者が多い中、24時間体制は喫緊の課題と認識しております。

本市においては、現在、在宅における24時間サービス体制は確立しておりません。今後、山県市施策検討委員会の御意見を伺いながら、サービス事業者等との調整や連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

6点目の質の高いサービスを提供する事業所の適切な評価についてでございますが、認知症対応型の市内の3つのグループホームにつきましては、自己評価や外部評価を行っており、その結果をインターネット等で公表しております。また、介護保険給付適正化システム等を活用して利用者を抽出し、事業者による自己評価表やケアプラン表など

各種の書類の提出を求めた上で、介護保険担当者が利用者、家族を訪問して聞き取り調査を実施しています。

この結果をもとに事業者の結果報告を行い、関係者の会議等にも情報提供することで、同様の事案の発生を防止するとともに、地域全体の質の向上につなげております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） 数字を挙げて大変わかりやすく説明していただきましたので、市内の実情がよくわかりました。そこで、2点ばかり再質問をさせていただきます。

介護の質の問題でございますけど、質の問題というのは、質が高いか低いかというのは人によって非常に見方が変わってまいりますので、そのあたりが非常に課題になるというふうに言われております。そこで、専門の方が言っていらっしゃることをちょっと紹介しますと、生活の基準となるものをやはり具体的に明示していく必要があると。それで、例えば1日3食楽しく食事ができるとか、あるいは週に2回は浴槽につかって入浴ができるとか、あるいは1日に2回は着がえをさせてもらえるとか、あるいは1週間に1回は外気に当ててもらえるとか、そういった具体的な目標をやっぱり準備しないと、質が高いとか低いとか言えないということでございますので、そういったものが準備されているのか、今後準備されていくのかということについてまずお伺いをいたします。

それから、2点目は、政府が言っている在宅介護というものが拡充していきますと、拠点づくりというのは非常に大事で、そこへ連絡をすればどんな対応でも可能ですよということになってくるわけでございますので、現在あるそういう地域包括介護センターの拡充を目指していかれるのか、あるいは民間に委託してそういったものを考えていかれるのかというような今後の方向性と、あわせて、連絡した場合に医療機関との連絡というのは非常に重要視されてくることとなりますけれども、現在の医療機関との対応状況はどのような状況か。

合わせて2点、お尋ねをいたします。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 再質問にお答えします。

議員のおっしゃられるとおり、介護という仕事は、介護する人の人間性によって質が左右されてしまうといった特性があると感じております。そのため、どの事業所も職員の専門研修に力を入れていらっしゃる場所だと思っております。

1点目の御質問についてですが、各事業所におきましては、御本人の生活歴やニーズを本人、家族からお聞きし、援助課題を明確にした上で個別支援計画を作成して、サー

ビス利用者の方に適切なケアが提供できるよう努めていただいているところでございます。また、サービス提供を早急に対応しなければならない場合や、レベルの著しい変更があった場合には、臨時で対応していただいております。また、事業所においては、自己評価などによるサービス評価が出されており、これを公表してみえます。

また、多くの施設が、先ほどお話ししましたように、グループホーム以外は自己評価といった形での評価になっておりますが、こうした評価項目の中に人権の尊重、人材育成、家庭的な雰囲気への配慮、言葉遣いや態度、それから食事を楽しめるような取り組み、それから排せつや入浴時のプライバシーの配慮など、人間の尊厳やプライドに視点を置いた評価内容となっており、これらの中から評価することができるというふうに思います。すなわち、そこでサービスの質を見ることができるかというふうに感じております。

2点目につきましては、在宅介護では、それぞれ御本人や家族の方のニーズをお聞きしながら、介護支援専門員が各種のサービスをコーディネートしていくこととなります。

今後、こういった拠点は、介護支援専門員が仕事をしている介護支援事業所が拠点になっていくと思われませんが、この事業所のスタッフ間での情報共有、連絡体制、それに伴う書類等の設備が必要になっていくのではないかとこのように考えております。

また、在宅介護の拡大、拡充にいたしましては、23年度、ことしの10月より認知症対応型の通所介護、小規模多機能型施設が開設され、在宅の介護サービスが充実されると思います。議員御発言のとおり、医療機関と介護支援専門員との相互の連携はとて大切な部分になってきます。保健者として、今後さらなる連携の強化が図られるよう努力してまいりたいと思います。

これをもちまして、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） 実は、私もほかごとでなくて、介護について少し勉強していかないと色々な質問を受けたときに対応できないと思って、3カ月前に本屋さんへ行きました。そうしましたら、大型の本屋でしたからここからここまでぐらいで3つの戸棚にぎっしりと本が詰まっております、驚いたわけでございます。

しかも、横文字が多いんですね。ここに1冊持ってきましたが、訪問介護サービスのグレーゾーン何とかガイドラインとあって、こういうふうに横文字が非常に並んでいました。私はそれを見ながら、介護に携わっていただいている市の職員の皆さん、笠原部長を中心にした担当職員の皆さんの御苦勞というのは、まじまじと思い起こされてきました。また、介護に携わる皆さん方の御苦勞というのも、本当に敬意を表しなければい

けないなというふうに思いました。

これからますます高齢化が進んでいく中で、このお仕事というのは、本当に大事な内容になっていきます。いろいろな面で大変御尽力いただかなければならないことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

失礼しました。もう一つ大事な質問を落としました。

〔「介護が必要じゃないのか」と呼ぶ者あり〕

○1番（上野欣也君） 介護が必要だという声が上がっておりますが。

次に、3つ目の大きな質問へ移らせていただきます。

ちょっと政府が4Kで揺れておまして、そこへ大きな地震が参りまして、子ども手当について質問するほうがちょっと大丈夫かなというふうに思うような状況になってきております。その点、ちょっとお許しをいただきながら御質問をしたいと思えます。

子ども手当から給食費等の天引きする問題についてお伺いを教育長にいたします。

現行といいますか、ことしの子ども手当では給食費等は天引きできないというようなことをごさいますけれども、来年度からは子ども手当から給食費が天引きできるというようなことが通知されているというふうに思っております。

できなかったのは、保護者を除いた第三者に対して天引きをするようなことのないような受給権が保護されているということをごさいますけれども、文科省も2009年度の全国の調査結果によって26億円余りの滞納があるということで、これにかんがみて検討した結果、天引きができるというようなことで対応するというを言っております。

対応の方針としては、それぞれが、市町村が条例を作成して、強制的に引けるという場合と、それから条例をつくって保護者に示して、そうして納得していただいて差し引くという二通りの方法がありますよということが示されているかと思えますけれども、山田市の場合、天引きが可能ということになってきますと、条例制定ということを考えていらっしゃるかどうかというのが1点目。それから、2点目は、給食費だけではなくて、例えば旅行費、修学旅行を中心にした旅行費とか、あるいは教材費、これも差し引けるというようなことを言っておりますけれども、そのあたりについてのお考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（久保田 均君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 御質問にお答えをいたします。

子ども手当からの給食費等の天引きにつきましては、議員の御指摘のとおり、また、今もおっしゃいましたように、国会で審議され、さらにそれが現在のよう状況になっているということをごさいますけれども、それ以前の審議されているという状況から、

現在の状況、そして復興ということになったときの次の考え方として、私ども、お答えのほうをさせていただきたいというふうに思っております。

子ども手当に関しては、平成22年5月14日付の文部科学省からの通知の中で、子ども手当の趣旨や受給者の責務を踏まえると、子供たちの育ちに係る費用である学校給食費や保育料に優先的に使うよう配慮すべきであると明記されております。子ども手当の支給が行われる口座と学校給食費の引き落としを行う口座とを同一のものとするよう保護者に協力を求めることが方策の1つとしてまた述べられております。

そこで、御質問の1点目でございますけれども、平成23年度に条例を定める考えについてはということでございますが、23年度以降についてでもございますけれども、今後の子ども手当法、どのように動くかわかりませんが、の動向を見定めて、必要があれば本市においても条例化等について研究し、検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、御質問の2点目の教材費や修学旅行費などの取り扱いにつきましても、子ども手当法の動向を見ながら、厚生労働省が定める優先的に使うよう配慮すべきというこの内容や方法、そのことが明確に示されましたら、近隣市町村の動向もその上で踏まえて検討してまいりたいと、こんなふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） 大変揺れている中で条例を制定していくということについては、また検討していただく必要があるかと思えます。

ただ、私は、質問した背後に、お金を引き落とせばそれで落着くという問題ではないというふうに思っております。大体、私の経験上申し上げますと、3年生ぐらいになりますと、小学校の、うちのお父さん、お母さんが給食費を納めていないなということは感じ取れるようになります。それから、5、6年生になりますと、もう完全に自分の精神的な不安の材料の1つになっていきますので、笑顔も消えていきます。

そういった教育的な視点からいっても、やっぱり納めるべきは納めている親が子供をきちんと育てていける1つの大事な見方になるのではないかと思いますので、対応を早くしていただきまして、そういった子供が山口市から1人でもないような配慮をお願いして、本当に質問を終わります。

○議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

以上をもちまして、上野欣也君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。2時25分に始めます。

午後 2 時 03 分休憩

午後 2 時 25 分再開

○議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

通告順位 9 番 寺町知正君。

○1 2 番（寺町知正君） それでは、通告に従って質問させていただきます。

まず最初に、指定管理の費用を債務負担行為設定しないことは違法ということで、市長に通告しております。

現在、全国で自治体の施設の運営を指定管理で外部にゆだねることが流行しています。しかし、この問題もいろいろと指摘されています。私は指定管理のすべてを否定するつもりはありませんが、他方で、自治体は慎重でなければならないと主張してきました。

山口市は前回の12月議会で、管理期間をことしの4月から向こう3年ないし5年とする4件の指定管理案件を提案し、多数決で可決されています。ところで、私は、昨日、通告の日、2月28日に正式に提案された新年度予算の議案の内容を見て、指定管理に関して違法であると認識しますので、質問をいたします。

まず、1つ目ですが、昨年12月の4件を含めて、現在の市の指定管理案件はどのようでしょうか。それぞれについて、各施設の名称、議決した指定期間、協定・契約した指定期間、新年度予算に計上されている支出予定額、次年度以降の年度ごとの支出の見込み額、指定期間の総合計額はどのようでしょうか。

2番、期間や金額、業務内容等を説明して議会の議決を経たのだから、この金額は自治体が債務を負担することを約束している場合に該当するのは明らかです。市の見解はどのようでしょうか。

3つ目ですが、自治体は複数年にわたる債務が明確になっている場合、地方自治法第214条、債務負担行為が適用されます。この例外は、自治法の第234条の3、長期継続契約の場合だけです。しかし、新年度の予算案において、議決事項そのものである予算書の2ページから7ページ、第1表歳入歳出予算の款と項、予算の額の次、8ページ目、ここの第2表債務負担行為に指定管理関係の計上はなく、当然ながら、附帯する予算書179ページから182ページの債務負担行為、当該年度以降の支出予定額等に関する調書には、指定管理関係が明記されていません。つまり、市は、指定管理関係についての債務負担行為の議決を議会に求めています。

結局、この予算案は、地方自治法第214条違反、行政の職員に許された裁量を著しく逸脱した違法なものであると私は判断しますが、山口市はどう釈明するのでしょうか。

4つ目ですけど、債務負担行為は款項に続く議決事項ですから、この違法を是正するためには、提案した議案、予算書を一たん撤回し、修正して再提出すべきではないでしょうか。

以上、質問します。

○議長（久保田 均君） 岡田総務部次長。

○総務部次長（岡田知也君） 御質問にお答えします。

まず、1点目についてでございますが、平成23年4月1日時点を基準として指定管理者の対象となる施設につきましては、山口市香り会館、山口市美山山村開発センター、山口市伊自良老人福祉センター、山口市美山老人福祉センター、山口市青波福祉プラザ及び市内全域の体育施設として山口市総合運動場、山口市伊自良総合運動公園等13箇所で、合計18箇所というふうになっております。

香り会館につきましては、議決いただいた指定期間は平成23年4月1日から28年3月31日までの5年間でございまして、管理に関する基本的事項を定める基本協定における指定期間につきましても、同じく5年間でございます。また、平成23年度に指定管理料として予算計上している額は1,092万5,000円でございます。平成24年度以降の支出見込み額については、それぞれの年度において支出額を決定するものであり、現時点では確定しておりませんが、平成23年度予算額の5年分という金額では5,462万5,000円となります。

次に、美山山村開発センターについてでございますが、香り会館と同様に議決の指定期間が5年間で、基本協定の指定期間も同じく5年間でございます。また、この施設は、指定管理料は無料とする予定でございますので、平成23年度予算において指定管理料は計上しておらず、平成24年度以降の支出見込み額についても現時点では確定しておりませんが、平成23年度と同様ということであればゼロというふうになります。

次に、伊自良及び美山の老人福祉センターについてでございますが、こちらも議決の指定期間は5年間で、基本協定の指定期間についても同じく5年間でございます。また、平成23年度に指定管理料として予算計上している額は1,123万7,000円でございます。平成24年度以降の支出見込み額については現時点では確定しておりませんが、平成23年度予算額の5年分という金額では5,618万5,000円というふうになります。

次に、青波福祉プラザについてでございますが、議決の指定期間は平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間で、基本協定の指定期間も同じく3年間でございま

す。また、平成23年度に指定管理料として予算計上している額は167万円でございます。

なお、青波福祉プラザにつきましては、平成23年度をもって指定期間が満了となりますので、平成24年度以降、どのような管理形態とするのかということも含めまして未確定でございます。このため、支出見込み額は未定でございますが、平成21年度及び平成22年度の実績、並びに平成23年度の予算額の合計は501万円ということになります。

次に、13カ所の体育施設につきましては、議決の指定期間は平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間で、基本協定の指定期間につきましても同じく3年間でございます。また、平成23年度に指定管理料として予算計上している額は3,970万円でございます。平成24年度以降の支出見込み額につきましては、現時点では確定しておりませんが、平成23年度予算額の3年分という金額では1億1,910万円ということになります。

次に、2点目以降の債務負担行為についてでございます。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を経なければならないというふうにされております。このため、今年の第4回定例会におきまして、指定管理者の指定についてということで4件の議案を提案させていただきまして、議員の皆様にご慎重に御審議を賜りまして、議決をいただいております。

これらの議案につきましては、施設の名称、指定する団体、それから指定の期間についてを規定しております。この議案に期間内の指定管理料が規定されておれば、当然債務負担行為の設定が必要となります。

ただし、金額につきましては、指定管理者の指定の議案について御審議いただくために、初年度に見込まれる事業収支や指定管理料をベースに参考までにお示ししたというものでございまして、議決をいただいたものではございません。

こうしたことから、2点目のこの金額は自治体が債務を負担することを約束している場合に該当すること、これにつきまして、当てはまらないものというふうに考えております。

それから、議員も御承知かと存じますが、指定管理につきましては、平成15年の総務省の通知により、市と、それから指定管理者の間で協定等を締結することが適当であるというふうにされておりますので、本市におきましても、これまで基本協定と、それから各年度における年度協定の2本立てによって協定を結んでおるということでございます。

この基本協定に指定管理期間内の指定管理料が規定されておれば、債務負担行為の設定が当然必要となります。しかしながら、基本協定書には指定管理料を支払うことと、

それから、指定管理料の詳細は別途契約する年度協定によること、それから、指定管理料の請求に関する手続、こういったものなどを規定しておりますが、指定管理料そのものについての金額は規定しておりません。具体的な指定管理料の額は、各年度の年度協定において当該年度分の金額を規定しており、各年度協定においてそれぞれの指定管理料の額を決定していることから、債務負担行為を設定する必要はないというふうに考えております。

基本協定と年度協定の2本立てとすることにつきましては、指定期間内の指定管理料をあらかじめ固定するのは必ずしも合理的でないということによるものでございます。例えば、指定管理の成果などによりまして、当初の指定管理料よりも低額で十分に運営できるというようなことも可能となるような場合も想定されます。こういった場合に、翌年度からの指定管理料の減額を可能にするために、年度協定を締結しているというふうなものでございます。

なお、同様な協定を締結している他の市が県に対して債務負担行為を設定するかどうかを質問しておりますが、その回答の中では、指定管理料について毎年度の年度協定で定めていく場合、後年度の負担は確定していないため、後年度分の債務負担行為を設定する必要はないものと考えるところでございました。それから、県内の他の市町村でも同様の形態で指定管理を行っておりますが、債務負担行為を設定している自治体というのは把握していないということでございます。

以上のようなことから、3点目につきまして、本市として地方自治法第214条に違反しているというふうには考えておりません。

また、4点目につきましても、議案、それから予算書などを一たん撤回し、修正して再提出する必要もないというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 今の答弁、岐阜県に確認したような趣旨、あるいは岐阜県内ではないということでしたけど、私は全国の議員たちと勉強会をやっています。それで、この件について聞いた。債務負担を設定していないところはなかった。

そこで、市長、副市長、今の次長に聞きたいけど、昨年12月28日に総務省の自治行政局長が全国の都道府県知事、あるいは議長に出した通知があります。これは、自治法の252条の17の5に基づく助言です。この法律の条文は助言と勧告という規定です。すなわち、国が自治体に対してこうしなさいよと自主的に命令できる規定です。

これに従って、こう書いてある。貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知につい

て周知よろしくと書いてある。その中の1つに、指定管理について、指定期間が複数年度にわたり、かつ地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定することとある。これを知っていましたか。

副市長に答弁を求めますよ。今のことを知っていましたか。知っていて債務負担を組まなかったら非常に問題でしょう。あるいは、知らずにいたら職務怠慢は甚だしいということですよ。岐阜県内はやっていないとしても、全国、多くのところはやっています。やっていないところがあるから、国はこういうのを出した。それが12月でしょう、昨年の。

もう一つ聞きますけど、今、指定管理のことで聞きましたが、債務負担行為はないことの問題点をもともと聞いています。もう一点、この議会の中で、総務委員会が出てきた議論、公共下水が広がっていったとき、高富地区の公園のトイレを下水につなげないという執行者からの説明がありました。その関係で、総務課長が、それはグランドルールというのがあってと。だけど、グランドルールのことは副市長しかわからないから聞いてくださいという答弁が委員会でありました。それで副市長に聞くわけですけど、旧高富のころ私は議員をやっていて、鷺見町長の時代に環境関係の業界とのグランドルールを結んだ。その協定に従って向こう28年間、たしか28年間、2億4,000万円ほどの仕事をその業界の人にちゃんと出しますと。下水が広がっていくと仕事が減るから、例えば公園の管理とか草刈りでもいいから、何か仕事を行政が出しますと、そういう約束ですということで、高富町時代は毎年予算書に債務負担行為は計上されていました、金額、年数ね。

今回、私はこの問題に気がついて、合併した山県市の16年度の予算書を見ました、15年かな。債務負担にないんですよ。高富からあったものが突然消えている。自治体の債権、債務は合併したときにすべて継承するということですから、なぜ消えたのか。当然考えられるのは、もう協定を破棄したということですよ。だから載らない、それはわかります。でも、破棄しているならなぜいまだに行政が拘束されて、仕事がおかしくなるのか、そこをきちっと説明をしていただきたい。破棄をしたのか、していないのか。していないのなら、なぜ債務負担から消したのか。違法なことをやったわけですよ、合併したときにということについて答えをいただきたい。

○議長（久保田 均君） 嶋井副市長。

○副市長（嶋井 勉君） 再質問にお答えいたします。

まず、1点目の知っていたか知らないかという問題でございますが、申しわけございません、知りませんでした。私もそういう通達があることは知りませんでしたけれども、

担当のほうから県のほうの担当のほうにお聞きしたところでございまして、その辺、返答がただいま次長が申し上げましたとおりでございましたので、そのようにさせていただきました。

ただ、数字で確定されていないものをどういうふうに債務負担をかけるかという問題がございまして、それは文言である程度指定することもできますので、今のところは債務負担行為を第2号であらわすということはしておりませんが、その点を今後さらに検討をしてみたいというふうに考えております。

2点目のグランドルールの件でございます。

議員がおっしゃるとおりに、確かに高富町時代は債務負担行為として設定をいたしました。しかし、合併したときに、合併協議の中にもございましたように、3町村が合併したわけでございますので、高富の方針は打ち消しまして、山県市の考えということでその債務負担行為はとらなくてもいいと。ほかの市町村も、岐阜県のグランドルールでございますので、このルールにつきましては、他市町村で行っていないということでございましたので、山県市として判断させていただきました。

グランドルールにつきましては、協定を結んでいる市町村、いない市町村ございますけれども、山県市では今のところそのルールにのっとりまして、相手の団体と話しながら、山県市の公共下水道、あるいは浄化槽の設置についていろいろと協議を進めて現在に至っているわけでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） じゃ、市長にお聞きしますけど、まず、指定管理について、先ほど次長の答弁した、1年目は金額がありますと、2年目以降は基本協定だけあって金額がないと。だから、減額もいいんだと。もともと債務負担があっても減額はできるんですが。じゃ、指定管理の幾つかの案件について23年度予算に上がっていますが、じゃ、24年度、100万円にしましょうかということでもいいですね、それもありですね。どうでしょうか。

それから、もう一点、グランドルールの説明でしたけれども、債務負担を組んでいないということは、自主的に協定を双方か山県が一方的に破棄したということですので、もう8年たっています。時効ですから、ないと考えて、今後下水道を公園につないでいかんという話は関係ないですね。その点、2点お答えください。

○議長（久保田 均君） 平野市長。

○市長（平野 元君） お答えします。

今の債務負担の件でございますが、担当部次長からも御説明しましたように、県のいろいろ指導もありますし、他市町村もそういうことで、県下の問題は全部そういう形で処理されておるということでございますし、私も指定管理について、5年とか3年の議決は先回の議会で議決をいただいておりますので、そういった面で、その中での基本協定で年度ごとの協定をしていくのなら、従って予算を計上していくのであれば、その間、いろんな面に変更していく可能性もありますので、そういうことで他市町村、あるいは県の指導に基づいてやるんだなということで、そういうことで進めてきたということでございます。

それから、2点目のグランドルール……。

〔「100万円でもいいんですね、来年は」と呼ぶ者あり〕

○市長（平野 元君） 何ですか。

〔「100万円でもいいんですね、債務負担行為を組んでいないから」と呼ぶ者あり〕

○市長（平野 元君） いや、そんなことは言っておりません。

〔「いや、それを質問したんです。100万円でもいいんですねって」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） ちょっと、やみ取引はやめてください。

〔「質問したんですよ、僕がそうやって。答えを言ってください」と呼ぶ者あり〕

○市長（平野 元君） 100万円ってどういうことですか。

〔「債務負担がないから、24年度は100万円でもいいですねと質問したんです」と呼ぶ者あり〕

○市長（平野 元君） いや、それは基本協定によって来年度よう検討して、それに見合う金額を、予算を計上していくということでございます。

以上でございます。

それから、グランドルールにつきましては、私もよく理解しておりませんが、その点につきましては、ただいま副市長が答弁したようなことだというふうに思っております。いろいろ問題があるようには聞いておりますけれども、そういう形で進めておるということでございます。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 今の答弁、3人の答弁を総合すれば、24年度の指定管理は別に100万円でもいいですよということになりますし、グランドルールはないから、もう業界にはこだわらなくていいですよということになりますね。

次の質問ですけど、2番目、市役所の機構改革と骨格予算の真意についてということ

で、副市長に通告しています。

市役所の機構改革について質問します。

当面は部という制度は残すとしても、行財政改革の一環、あるいは速やかな意思決定、それから職員を育てる、これらの目的を持って部長はもう置かないと、そういう市役所の体制にシステムを変更してはどうかと考えます。

そもそも、人口3万人のまちに部長が大勢いるのはふつり合い、不合理で不経済です。この春、2010年度に部長2人退職、来年は3人、24年度は2人と部長級が大勢定年退職します。課長級の退職も多い状況です。ですから、部長を置かない体制に移行するにはちょうどいいタイミングだと考えます。

2つ目ですが、そうはいつでも、市長一本では不都合も起きる可能性もあります。そこで、副市長を2人、社会も男女同数ですから、男女1人ずつ置くのが合理的な市役所の体制だと考えます。その際は、市長、副市長の給与を下げるのは当然です。そこで、給与の削減と副市長を2人にすることについてどのようなお考えでしょうか。

3つ目ですけど、来る4月17日告示、24日投票で、全国の多くの自治体で市長の選挙が行われます。こういうときは、骨格予算というどうしても必要な部分だけの予算を組むというのが通例です。そのときの市長が継続して選挙に出るならともかく、引退して新人になる場合は、道理上も、そして選挙民の立場から見ても、極めて不適切だからとされています。実際にインターネットで見ると、ことし選挙がある多くの自治体が骨格予算にしていると受け取れます。

山県市長は昨年12月に引退表明をしました。にもかかわらず、この3月議会に提出された予算は通常の前年予算で、しかも昨年を上回る額です。他の多くの自治体と異なって、山県市があえて骨格予算にしなかったその理由は何でしょうか。

4つ目ですけど、山県市長の引退表明の数日後、総務部長が辞職し、翌日の新聞に市長選挙出馬の意をあらわしたと出ています。議決予算は、おいそれと撤回や修正をする性質のものではありません。ですから、今回の予算は平野市長が選挙に出る場合と同様に、元総務部長が現在の山県市政の方向をそのまま引き継ぐということの暗黙の合意があった、そういうことを意味していると受け取るのが常識的かつ当然の解釈です。そのような受けとめでよいのでしょうか。それとも、引き継ぐかどうか不明というなら、そもそも骨格予算にすべきではなかったのではないのでしょうか。

5つ目ですが、具体的に新市長の方針次第で6月に大幅な予算の組み替えがあり得るということは、その場合は市政の混乱は避けられませんが、そのデメリットをどう乗り越えられると考えたのでしょうか。

6つ目、1番の質問と深く関連しますが、この年度末の段階では、新年度にいない市長らが人事権を行使して多数の職員を異動させるのではなく、異動は必要最小限にすること、結果的にそれが山県市としての無駄を最小限にするという消極的な行財政改革につながると私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（久保田 均君） 嶋井副市長。

○副市長（嶋井 勉君） それでは、御質問にお答えいたします。

1点目の市役所の機構改革についてでございます。

議員は、部制度は残して部長を置かない体制に移行してはどうかという御質問でございます。まず、部長を置かないということは、部制度を残す必要がないと申しますか、残す意味がないものと考えられます。考え方が矛盾をしているのではないかと思っております。

また、部の設置数につきましては、合併した平成15年には、合併による住民サービスの低下を招くことのないようにと7部19課の体制によりスタートいたしました。その後、随時組織の機構改革を行いまして、現在は4部15課の体制とし、スリム化を図ってまいりました。他市におきましても、美濃市は4部、本巣市は7部、飛騨市は7部などとなっております。本市の部の設置数はその規模に見合ったものであると考えております。

また、部長職の必要性につきましては、住民ニーズや住民サービスが多様化しておりまして、各部長がそれぞれの部門を統括しまして、また、各部門と連携しながら、責任を持って施策を遂行する体制を維持していくことが適当ではないかと考えております。議員も部制度は残すと言われたことは、その必要性を御認識されているからだと思っております。

2点目の、副市長2人制についてでございます。

議員御発言のとおり、市長1人では大変不都合であることは明白でございます。しかしながら、県内でも副市長の2人体制をとっているところは岐阜市と関市のみでございます。行政のスリム化の観点からも、山県市が新たに2人体制とすることは、果たして理解が得られるのかどうかと考えるものでございます。

一方、仮に副市長を2人体制といたしましても、副市長の職務と部長の職務を兼ねることは、現在、私も臨時的に総務部長を兼ねておりますが、速やかな意思決定と迅速な対応という点では、大変調整が難しい現状があると感じております。

また、市民環境や保健福祉などは、その事務事業が複雑多岐でございます。また、かつ市民生活に直結する部門でございます。現在、各部長がその責任において判断し、決

定し、迅速な対応を行っていることに比較いたしますと、支障を来すこととなるのではないかと考えております。

なお、御質問の特別職の給料は、特別職報酬審議会の答申を得て議会で決定されるものでございますので、その点、御理解をお願いしたいと思います。

また、3点目でございます。

まず、骨格予算という概念は慣例的なものでございまして、議員の発言のとおり、市長選挙等があるため新規の施策を見送り、または政策的経費を極力抑え、義務的経費を中心に編成される予算でございますが、これは法令に定められたものではございません。また、必ずしも首長選挙を控えたすべての自治体が骨格予算を編成するわけではございません。

本市の本年度の当初予算につきましては、骨格予算か、あるいは通常予算かの定義づけにこだわるのではなく、厳しい経済情勢が続く現状の中で、市民の皆様が安心して暮らしていただくための必要不可欠な予算を編成したものでございます。具体的には、市単独子ども医療助成費、重度心身障害者医療助成費、子ども手当給付費、生活保護費等の扶助費、子宮頸がん等予防接種委託料、放課後児童クラブ事業費、後期高齢者医療費、国民健康保険特別会計への法定外繰り出しなど、子育てや福祉を中心とし、市民生活に密着した予算であると考えております。

また、土木費につきましては、自治会からの強い要望を踏まえまして、必要な工事箇所を選定しているところでございまして、この財源は、来年度限りの地域活性化・公共投資基金を活用するものでございます。

このほかにも、ぎふ清流国体関連の事業につきましては、平成24年の開催に向けて計画的に進めていくものであります。また、小学校の耐震工事や公共下水道整備事業のように、これまでも計画的に行ってきた事業の継続分や、クリーンセンター運営管理委託、ごみ収集運搬委託、防災対策事業などのように、継続が不可欠な事業などが計上されております。

新年度の当初予算につきましては、結果といたしまして、全会計トータルで対前年度比約2.8%の増額となったところでございますが、このように多くの事業が市民生活に密接に関連し、また、欠かすことのできない事業でございます。市政をあずかる私どもといたしましては、市の現状を冷静に分析しまして、粛々と予算編成を行ったものでございます。

4点目でございますが、新年度の予算編成の考え方につきましてはただいま申し上げたとおりでございますが、元総務部長と暗黙の合意があったことを意味しているとの御

発言でございますが、そのような事実は全くございません。議員の独断的な憶測であり、そのような御発言はいかがなものかと思っております。

5点目でございますが、何度も申し上げておりますように、市民生活に必要な予算編成と考えております。仮に新しい市長がいろいろな政策を打ち出されるにいたしましても、それは新しい市長が本市の財政状況等を勘案し、市政が混乱しないよう市長、市議会が慎重に進められるものと考えております。

議員が発行されております何とかニュースでいろいろ御提案しておいででございますが、御提案されることは御自由でございますが、時折拝見しますと、事実と異なることが記載されていることがございます。例えば、238号にて、新たな借金は28億円との記載がございましたが、正確には18億6,478万8,000円でございます。などなどございますが、市民の皆様の間違った情報、あるいは根拠、内容を示さない情報、あるいは可能性のない理想論を伝えることのほうが無用の混乱を起こすものとなるかと思っておりますので、御配慮いただきたいと存じます。

6点目の人事権の御質問でございます。

職員の異動につきましては、退職によりポストの空席が生じることのほか、職員が異動によりさまざまなポストを経験することは、職員の資質向上に寄与するものでございまして、例年人事異動を行っております。ことしも異動が必要であると判断した職員につきましては、異動を実施することとしております。首長の人事権は、その後の去就にかかわるものではございませんし、議員が言われます異動は無駄であり、最小限にすれば行財政改革につながるという考え方は、私は理解に苦しむところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 今、私の出しているニュースのことで借金の額が10億違うのではないかという趣旨でした。私はそうじゃないと。市の全部の会計、二百何億の中で見て言っていますので。もし違っていれば後で訂正しますが、逆にそうじゃなかったらまたお願いしたい、訂正をね。

私が暗黙の了解があったのではないかと言うことを批判されましたが、あなたたちこそ傲慢なんですよ。トップがかわるときに全部の予算をつくってしまうこと自体は、もう傲慢でしかないわけですよ。ということを申し上げておきますが、先ほどの部は残すというのは、私は当面と申し上げました。部長はすぐなくせます。でも、組織をあしたから変えることはできないので、当面はと申し上げました。それは常に連動していくことだと、それは当たり前のことです。

この議論はここでやっても切りがない、見解の相違ですからということで、次に行きます。

3番目ですけれども、保健福祉部長と教育長に通告しています。テーマは、子供・丸ごとサポートセンターの設置をということです。

人は、生まれてから、多くの子が保育園や幼稚園を経て、義務教育の小中学校へ進みます。日本の自治体の場合、システム上、乳幼児期は役所の市長部局の機構の中でフォローされて、学校教育は教育委員会が担っています。言葉をかえれば、就学前、学校に行く前の子供のことは厚生労働省、小中学校のことは文部科学省というように、国や法令、予算や仕組みのすみ分けがあり、生まれてから成人していく1人の子を担当しています。

しかし、これは役所の事務分掌上の都合によるもので、1人ずつ育つ子供を中心に見たときには、現状は極めて断片的で、子供をサポートするには不十分な体制と言うしかありません。

法令や予算は上手に使うとしても、ゼロ歳から18歳ないし20歳までを一貫してフォローする体制が、住民と直結した仕事を責務とする基礎自治体である市町村が取り組むべきことだと考えます。こういう要請は、少子高齢化の時代、多様化する価値観や生き方を認める社会になったがゆえに、なお重要だと考えます。

しかも、いろいろな学問分野や研究、実地実証の進展で明らかになってきたことは、個々の困難さの予測される子について、より早期に発見して適切に対処することがその後大きな違いをもたらす、そんな事例もたくさん報告されています。つまり、人が生きることの周辺について、より適切なサポートが可能になってきています。

私は、ゼロ歳から20歳まで、1人ずつ個性を持って、それぞれのその子を中心に見て対応することができる体制、つまり子供総合支援センターが必要で、それを仮に子供・丸ごとサポートセンターと呼ぶとして、そのシステムづくりが急務だと考えます。そのためには、役所内の組織横断的な屋台骨、これを1本立てることが不可欠と考えます。

そこで質問です。

まず、保健福祉部長にお聞きしますが、1つ目、乳幼児の心身の健診やチェックなど確認体制及び個別事案に対応できる体制について、山県市の現状は先進的にできていると言えますか、それとも平均的か後進的か、部長はどのように受けとめていますか。

2番目ですけど、子育てに関しては、現在、山県市は子育て支援センターを軸に、ファミリー・サポート・センター、NPOと連携した支援拠点事業なども行っています。これらは、屋台骨を構成する大事な要素として重要ですが、これで十分という性質の事

業ではありません。

家庭にある乳幼児の時期、保育園や幼稚園の時期、学校の時期、この期間を通じて1人ずつの子供がみずからの個性や特性を前提に、保護者や行政、社会からしっかりサポートを受けるには、現状で何が欠けているのでしょうか。足りないところはどんなところだと考えますか。

次に、教育長にお尋ねしますが、ゼロ歳から義務教育の終了、あるいは18歳とか20歳まで、子供を丸ごとサポートするための組織横断的な屋台骨を1本通したシステム、これを持つ自治体は県内にあるかないか。全国ではどうでしょうか。もしあるなら、その特徴はどのようでしょうか。私はほとんど例がないと受けとめていますが、なぜこの種のものが難しいのでしょうか。

次にお尋ねしますが、教育委員会という組織は、制約上、子供総合支援センターを立ち上げることは難しいと考えます。一方で、組織上の問題が解決すれば、最も中心的な役割を担うのは教育関係者であることもまた間違いありません。つまり、自治体の長が教育委員会と連携し、組織を挙げてこのようなシステムをスタートすれば可能であると考えますが、いかがでしょうか。

続いて、そのようなシステムを構築する場合に、部屋など物理的なことは二の次でよく、まず乳幼児期から学校教育過程までのスタッフ体制がなければスタートしません。その際の予算は、山口市程度であれば、当初およそ3,000万円あれば十分スタートできると私は考えますが、どのように想像するのでしょうか。

そして、最後ですが、山口市の現状を離れて、岐阜県内や県庁などで教育にかかわってきた教育のトッププロとしての森田教育長個人としては、子供総合支援センターの意義や設置についてどのようにお考えでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目でございますが、現在、乳幼児の健診として3、4カ月児健診、10、11カ月児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診の集団健診を実施しております。健診内容は、小児科医や歯科医による診察や精神発達のチェックなど、いずれの受診率も100%に近い数字を維持しております。また、未受診者には家庭や保育園を訪問し、発達や保育環境など子供の状況を把握しており、対象者については、ほぼ100%確認している状況であります。

健診後のフォローといたしましても、発達支援のすこやか相談やあそびの教室などを

実施しており、必要に応じて療育機関や医療機関へとつないでおります。また、母子保健事業を進める上で保育園との連携もスムーズにできており、健診後のフォローや集団生活で気になる子供への対応は充実してきております。市内の幼稚園との連携もできており、就学前の子供たちの確認体制や、個別案件に対応する体制は充実してきていると考えております。こうした現状を踏まえて評価するならば、健診内容、フォローアップ体制や個別案件に対する体制としましては、先進的に行っているのではないかと考えております。

御質問の2点目でございますが、子育て支援につきましては、ゼロ歳児から18歳までの子供を対象とした次世代育成支援行動計画に基づき、3つの目指す姿、1つとして、優しく思いやりのある子供に育つ、2番目、親と子が共に育ち合い、健康で豊かな人生を送る、3つ目に、子供を地域の宝として大切にみんなで育てるを実現するため、各種の事業を推進しているところでございます。

また、各年代のそれぞれの特徴を踏まえ、家庭や地域、学校など関係機関との取り組みを進めております。具体的には、地域における子供の見守り活動や地域での世代間交流事業、園児、小学生、中学生との交流事業、保育士や学校教諭による学校訪問や保育園訪問、保育士や子ども家庭課の職員を含めた学校保健安全委員会や、中学校区の保育園・小学校・中学校連絡会などが活発に行われるようになってきております。

また、平成22年度から支援の必要な子に対してサポートファイルを活用し、乳幼児から成人になるまで、情報がだれにでも一目でわかるようにし、一貫したサポートができるよう取り組みを始めております。

このように、本市といたしましては、総合的に子供支援に努めていると考えております。今後も課題や取り組みについての情報の共有、連携を深めていけるよう努力してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 御質問の3、4、5、6の4点についてお答えをいたします。

初めに、3点目の組織横断的システムを持つ自治体はあるかについてですが、福祉と教育が協力し合って行う子供支援センターの例は聞いたことはございますが、屋台骨という仕組みについては、県内及び全国でも例がないと認識をしております。この組織横断的な仕組みは、国や県の組織構成上や法律上の問題も多くあり、難しいのだと思われまます。

次に、4点目の組織を挙げてスタートすれば可能であると考えがどうかについてで

すが、子供たちの教育や育成に市長部局と教育委員会が連携することはとても重要なことであり、現在もそうした連携には努力をしているところでございます。現在、連携しながら子供たちをサポートしていることを組織として単に統合することは、形の上ではできると思いますが、支援、サポートの内容や仕方が福祉サイドの法令であったり教育サイドの法令であったりすること、また、法に基づいた国や県、市町村の組織、機構になっているので、システムをスタートさせるには多くの研究をしなければならないというふうに考えております。

次に、5点目の予算をどのように想像するかについてでございますが、ゼロ歳からの子供の成長の発達特性に合わせて幼児期、学齢前期、後期、高等学校、例えばでございますが、などに区切り、その発達段階に合わせた専門的相談員がサポートする相談活動的な機能の仕組みならば可能であるというふうに想像をしております。

次に、6点目の子供総合支援センターについての考えはどうかと。私、教育長としての考えということでございますので述べさせていただきたいというふうに思います。

子供たちは、発達段階やその子の抱える問題に応じて、大人が責任を持って用意した今最高と考える教育内容を幼稚園や学校が指導することをもとに、みずから学び、仲間と学び合って知識や技能を身につけ、それを活用しながら自己の中で総合化したり、統合したりしながら、思考力や判断力、そして表現力を培っております。子供たちの成長や発達、そして、学習に合わせてのサポートをするということについては、大切なことだと私も思っております。

しかし、国では、子ども手当や高等学校の授業料無償化などを第1のフェーズといたしまして、第3のフェーズでは教育委員会のあり方を変えていく方向があります。この第3のフェーズでは、教育委員会の機能を自治体の長にゆだね、教育のチェック機能を教育委員会がするという案でございますが、これから議論が始まるというふうに聞いております。子供たちをサポートすることも大事ですが、それ以前にまず教育の中立性を守り、責任ある教育ができることを考えなければならないというのが今の強い思いでございます。

また、ことし5月には、岐阜市で全国都市教育長会が開催されます。まだわかりませんが、こうした現状でございますので。この災害によってこの全国大会があるかどうかはわかりませんが、一応予定がしてございます。その折には、これも初めて試みられることですが、大会テーマをもとに600人、出席者600人、会員800人でございますが、に近い全国からの参加者で、少子化・人口減少社会の教育のあり方というのをテーマに今度は掲げながら議論される予定になっております。全国の他市の状況、こういったも

のから、そのときに私も学びたいというふうに考えております。

私は、こうした全国的、全県的な動きの中で、子供総合支援センターの構想について、次の点について研究していきたいというふうに現在思っております。

1つ目には、教育委員会内に子供支援の事業等を統合する、教育委員会内で統合するということにかかわってですが、例えば、健康、発達障がい、不適應に関すること、また、就学支援援助、留守家庭、子供プランの事業、家庭教育に関すること、また、子供支援課の新設と予算の確保に関すること等、まずもって教育委員会内でも考えなければならないというのが研究の1つ目でございます。

2つ目には、福祉部及びその他の部局での子供支援事業を統合するということにかかわってでございますが、3歳から5歳までの幼児、保育児、ちょっと言葉がおかしいですね、幼稚園児、保育園児でございますが、に対する教育委員会と同様の仕組みの統合ということに関するところが1つ。また、ゼロ歳から3歳児までの乳幼児への子供支援の仕組みや制度を統合することなどを研究しなければならんというふうに思っております。

3つ目に、屋台骨とするための新しい組織づくりをすることにかかわって、市長部局における体制づくり、これも大きな大きな問題だと思います。

それから、教育委員会の積極的な参加の仕方はどうしていったらいいのかと。要するに子供支援でございますので。それから、法令の問題及び予算の問題、これもまた大きな問題だと思います。それから、教育支援を軸とする姿勢と他の施策との関連等々、こういったことが今考えてもございますので、こういったことを研究の内容ではないかと現在思っております。

私は、教育に関し現在も多くの課題がございます。そうした中で、こうした構想は幾つかの課題を解決していく、そういった方向に向かうものであると思っておりますし、子供側に立つ教育の推進という意味からも意義あることだというふうには今考えております。

ただし、これは、先ほど申しましたように、たくさんの研究内容があって、その研究を一つ一つ研究しながら進めていくべきことだなど、こんなことを思って現在おるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

以上をもちまして、寺町知正君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位10番 横山哲夫君。

○5番（横山哲夫君） 議長からお許しをいただきましたので、今後の山県市政について

平野市長にお伺いをしたいと思います。

質問の前に、3月11日に発生しました東日本大震災で亡くなりました方の御冥福をお祈りするとともに、被災されました方々へ衷心よりお見舞いを申し上げます。また、復興に向けて頑張っていかれることを心から願うものでございます。

さて、平野市長は、昨年12月の定例会におきまして、多くの方が市長職の続投を望まれる中で引退を表明されました。平野市長が就任されてからの2期8年間の業績につきましては、大いに評価されるべきものと考えております。

私が平野市長の業績をここで申し上げるとするのはまことに僭越でございますが、山口市が発足してから8年がたとうとしている今、平野市長の業績を私なりに整理し、その足跡を申し上げたいというふうに思います。

まず初めに、健やかで安らかなまちづくりとして、子育て支援としての子供の医療費の助成を県の制度を上回る制度で運用されてきました。また、合併以降、各種福祉・教育団体等は着実に成長してきているものと感じております。新しい団体も幾つか設立されてきております。まち美化パートナーシップ制度など、市民や事業者と協働によるまちづくりも推進され、民間団体による福祉施設も整備されてまいりました。そして、小中学校や保育所等の耐震化工事等もほぼ完了を見ることとなりました。防災体制の強化策として、戸別受信機設置等の防災無線の整備、消防本部の耐震化と指令センターの整備も完了いたしました。

次に、便利で快適なまちづくりとしまして、インフラ整備においては、美山統合簡易水道が着実に整備され、市道や林道、かんがい排水等も整備され、伊自良地域と美山地域をつなぐ岐阜・美山線が開通しました。東海環状自動車道、国道整備、岐阜・美山線、鳥羽川改修、武儀川改修等は、その功績は目に映りにくいところではありますが、長年、県職員で培われた経験等もフルに活かされてきたことにより、着実に進歩してきたものと感じております。また、ケーブルテレビを活用したインターネットを整備され、また、地域住民の要望に添った自主運行バスの拡張もされてきました。

次に、豊かで美しい自然を守るまちづくりとして、懸案でありましたごみ処理問題につきましては、大変な苦労の中クリーンセンターが立派に完成し、今年の4月から供用を開始されました。公共下水道も一部供用開始となり、各地区の林道の整備や森林保全も確実に推進されてきました。

次に、活力あふれる産業のまちづくりとして、てんこもり農産物直売所の開設、ふれあいバザールの開設、ふれあいバザールの活性化の推進などにより農産物の販売促進がなされ、また、観光振興にも御尽力されました。各地域におかれては、かんがい排水や

林道整備も推進されてきました。

次に、豊かな心と文化をはぐくむまちづくりとして、高富中学校と美山中学校の改築整備が完了し、教育センターの充実や学校でのパソコン環境の拡充等により、子供本意とした教育の充実が図られてきました。鳥羽川サイクリングロードや花咲きホールも整備され、平成24年度に開催されるぎふ清流国体・ぎふ清流大会も順調に整備が進められてきております。

次に、新しい未来をつくるまちづくりとして、総合計画を初め、地域防災計画、都市計画マスタープラン、男女共同参画プラン、健康増進計画、次世代育成支援行動計画、高齢者福祉計画、障がい者計画、地域福祉推進計画、人権施策推進指針、行政改革大綱などなど、各分野にわたって計画、指針等を策定され、各種事務事業につきましては目標をしっかりと定めた上で、計画的かつ着実に推進してこられました。

今まで申し上げてきましたことは、私が主観的にかいつまんだものだけですが、ここ8年間で平野市長のもとに推進されてきました事業を挙げれば切りがないほどであります。もちろん、こうした事業が推進されてきた功績は、そのすべてが平野市長のみの功績であるとは言えないかもしれませんが、少なくとも各種委員会、各種団体や市政座談会、また、投函ポスト等を通じ、多くの市民の意見に耳を傾けてこられた、私ども議会とも建設的な論議を真摯になされてこられた自治体の首長としてのリーダーシップを発揮されてこられたことによるものであることに疑いはありません。

ところで、私は、平野市長の最大の功績は別なところにあるものと考えております。思い起こせば、今から8年ほど前、山縣市誕生に向け旧3町村が合併調印を目前にして、当時合併協議会の会長であった高富町長が逮捕されるという事件がありました。それ以前にも旧高富町においては、町長を初め議員や助役など政治家による不祥事が幾度も報道され、住民の行政に対する信頼は甚だしく低下しておりました。

私自身も、自然に恵まれた、この美しい地域に根を置く住民の1人として、心曇らせ、悲しい思いをしたことが今でも思い起こされます。私は、この山縣市を愛する1人として、こうした思いが現在のような議員になろうという決意をさせた要因でもあるのであります。

平野市長は、こうした中で旧高富町の町長に就任され、山口市の最初の市長に就任されました。平野市長の市政に対する厳格さはよく知られているところであります。山口市という新しい自治体が船出を切るに当たって、私どもが存じないような御苦勞も多々あったこととお察し申し上げます。そうした中で、高い志と、やり遂げるという強い信念と、的確な判断力をお持ちになり、公平公正、クリーンで信頼される姿勢を貫いてこ

られました。こうした政治的信念がさまざまな懸案事項に対応してこられたのだと感じております。

ところで、市町村合併に当たり、新市の名称で足踏みされた地域は全国的に幾つもありました。当市の合併協議において新市の名称を検討する委員会が設けられましたが、そのときの委員長を務められたのも、実は平野市長だったのでございます。

平野市長の政治的姿勢は政治的安定感を培ってきて、行政に対する市民からの不信感も着実に払拭されてきたものと私は感じているところでございます。具体的に手がけられたこととしましては、入札案件に係る予定価格を、工事請負契約のみにとどまらず、物品の購入等すべての契約について事前に公開されてこられました。そのため、かつて起きたような業者との癒着というものが生み出されるという要素はなくなったのであります。市長交際費につきましても、いち早く公開をされ、一時は県内の情報公開度ランキングで山縣市がトップであると報道されたこともあります。

このように、やっと市政が安定してきて、市民から信頼も得つつあり、よりよい地域を培っていくのはこれからだという中、平野市長が引退を表明されたことは、個人的にはまことに残念に思います。

そこで、御勇退されるに当たりまして、次に就任される新しい市長に対しまして、どのような市政の運営、政治姿勢を期待されるのか、平野市長御自身の思いをお聞かせ願いたいと存じます。

○議長（久保田 均君） 平野市長。

○市長（平野 元君） 横山議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、横山議員の御質問を拝聴させていただいております中で、それぞれの事業におけるその時々のお思いが、私の頭の中に走馬灯のように流れてまいりました。横山議員には過分なる御評価をいただきまして、大変恐縮に存じておる次第でございませう。こうした各種事業が着実に進めてこられましたのも、議会を初め市民の皆様、関係者の皆様方の御理解と御協力のたまものであったと心から感じ、厚く感謝をいたしているところでございませう。

2期8年はあっという間であったような気もしますが、それぞれのことを思い返しますと、とても長かったような感じにもとられるというのが実感でもございませう。この間、お世話になりました皆様方に、この場をおかりしまして心から御礼を申し上げる次第でございませう。私の在任期間はあと1カ月ほどでございませうが、この間、微力ではございませうが、最後まで最善を尽くしてまいりたいと考えております。

さて、去ろうとする者が余り多くを口にするにはいかなものかと思ひますが、お

尋ねのありました件につきまして、新しい市長への期待するところにつきまして、思うところを少々申し述べさせていただきたいと思えます。

私の政治姿勢について若干述べさせていただきますと、私は、市政を担当するに当たりまして、一貫して職員は公僕精神にのっとり常に公明正大に職務を担当するよう、折に触れ強く要請してきたところでございます。瓜田にくつを入れず、李下に冠を正さずのことわざにありますごとく、常々この精神で職務に当たるよう職員に訓示をしてきたところでございます。

さて、御案内のように、地方分権化は着実に進んでまいります。すなわち、地域の問題はみずから解決していかなければならないという自己選択と自己責任の原理が求められていくものと感じております。そのため、これからは住民と行政とが一体となって、その地域の住みやすさを決めていくことになるものと感じております。つまり、住民と行政とが連携していけば、おのずと住みやすい地域が創設されていくだろうというふうに思えます。

山口市が住みよい地域であり続けるためには、市役所は市民の不信を買うことなく、特に信用され、信頼されていくということが必要だと考えております。そのためには、まずは市長はみずから正しい姿勢を貫き、清潔で公正公平でクリーンな市政を運営していくことが必要不可欠なことだと信じております。

また、各種事業につきましては、大型の事業等もおおむね完了してきましたが、駅のない本市としましては、道路整備は欠かすことができません。地域活性を図るためにも、東海環状自動車道の早期整備は最も重要な事業であると感じております。これに関連した基幹道路の整備も計画的に進めていくことが重要な問題であると考えております。

最後になりますが、本市が目指すべきことは、市民憲章にもあると思えますが、すなわち、美しいまち、明るいまち、元気なまち、温かいまち、豊かなまちをつくっていくことだと思います。こうしたことを実現していくには、全市民が一体となって取り組んでいかなければならないことだということでございます。

市長に求められているのは、そうした一体感を造成していくことに尽きると思えます。先ほど申し上げましたが、そのためには、市民から信頼される行政をつくっていくことが不可欠なものであり、議員御発言のように、私の就任前ではございましたが、過去にあったような不祥事を決して二度と繰り返してはならないということを強く感じているところでございます。

いろいろ申し上げましたが、公正公平でクリーンな政治を確実に実行でき、さらに、市の発展について積極的な御尽力をいただける方に、市民の皆様の共感を得て、市民の

皆様と一丸となって、住みよい地域づくりを実践していただける方を私は切望する者でございます。

甚だ簡単でございますが、以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（久保田 均君） 横山哲夫君。

○5番（横山哲夫君） 平野市長から、これまでの山県市長としてのいろんな事業を思い浮かべながらの答弁をいただきました。公平公正でクリーンな政治を確実に実行できる方の就任をと御答弁をいただきました。私も市長の考えに同感であります。そんな方が新市長になられることを願っております。

市長におかれましては、4月末日の任期満了までにはまだまだ日にちがございりますが、お体を無理されず、健康に十分御留意いただきまして、最後まで市政運営に御尽力いただきたいというふうに思っております。

高富町長として、また、初代の山県市長として走りづめの人生ではなかったかと御推察をいたします。勇退されました後も、山県市政に対しお力添えを願うとともに、お体には十分気をつけられまして、これからの人生を、ごゆっくりとした余生を送っていただきますこと御祈念申し上げると同時に、平野市長に最後に質問できたことについて、私の今後の政治活動の糧として進めていく考えであります。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（久保田 均君） 以上で横山哲夫君の一般質問を終わります。

○議長（久保田 均君） これで、本日予定しております一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。17日に予定しておりました一般質問は本日ですべて終了いたしましたので、17日は休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。したがって、17日は休会とすることに決定をいたしました。

18日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦勞さまでした。ありがとうございました。

午後3時33分散会

平成23年3月18日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

山口市議会定例会会議録

第4号 3月18日（金曜日）

○議事日程 第4号 平成23年3月18日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第3号 山口市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山口市基金条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第10号）
- 議第11号 平成22年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第12号 平成22年度山口市老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 議第13号 平成22年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第14号 平成23年度山口市一般会計予算
- 議第15号 平成23年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第16号 平成23年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第17号 平成23年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第18号 平成23年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第19号 平成23年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第20号 平成23年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第21号 平成23年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第22号 平成23年度山口市水道事業会計予算
- 議第23号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 発議第1号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第3号 山口市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山口市基金条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第10号）
- 議第11号 平成22年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第12号 平成22年度山口市老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 議第13号 平成22年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第14号 平成23年度山口市一般会計予算
- 議第15号 平成23年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第16号 平成23年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第17号 平成23年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第18号 平成23年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第19号 平成23年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第20号 平成23年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第21号 平成23年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第22号 平成23年度山口市水道事業会計予算
- 議第23号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 発議第1号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第3 討 論

- 議第3号 山口市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例について

- 議第 6 号 山口市基金条例の一部を改正する条例について
- 議第 7 号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 8 号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第 9 号 山口市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第10号）
- 議第11号 平成22年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第12号 平成22年度山口市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第13号 平成22年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第14号 平成23年度山口市一般会計予算
- 議第15号 平成23年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第16号 平成23年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第17号 平成23年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第18号 平成23年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第19号 平成23年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第20号 平成23年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第21号 平成23年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第22号 平成23年度山口市水道事業会計予算
- 議第23号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 発議第 1 号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 4 採 決

- 議第 3 号 山口市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議第 4 号 山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 5 号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 6 号 山口市基金条例の一部を改正する条例について
- 議第 7 号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 8 号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について

- 議第9号 山口市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について
- 議第10号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第10号）
- 議第11号 平成22年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第12号 平成22年度山口市老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 議第13号 平成22年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第14号 平成23年度山口市一般会計予算
- 議第15号 平成23年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第16号 平成23年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第17号 平成23年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第18号 平成23年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第19号 平成23年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第20号 平成23年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第21号 平成23年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第22号 平成23年度山口市水道事業会計予算
- 議第23号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 発議第1号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について

- 日程第5 特別委員会の中間報告について
行財政改革推進特別委員会
東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会

- 日程第6 質 疑
特別委員会の中間報告について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員会委員長報告
- 議第3号 山口市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について
- 議第5号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について
- 議第6号 山口市基金条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

- 議第 8 号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第 9 号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第10号）
- 議第11号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第12号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第13号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第14号 平成23年度山県市一般会計予算
- 議第15号 平成23年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第16号 平成23年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第17号 平成23年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第18号 平成23年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第19号 平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第20号 平成23年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第21号 平成23年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第22号 平成23年度山県市水道事業会計予算
- 議第23号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 発議第 1 号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 2 委員長報告に対する質疑

- 議第 3 号 山県市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議第 4 号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 5 号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 6 号 山県市基金条例の一部を改正する条例について
- 議第 7 号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 8 号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第 9 号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第10号）

- 議第11号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第12号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 議第13号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第14号 平成23年度山県市一般会計予算
- 議第15号 平成23年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第16号 平成23年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第17号 平成23年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第18号 平成23年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第19号 平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第20号 平成23年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第21号 平成23年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第22号 平成23年度山県市水道事業会計予算
- 議第23号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第3 討 論

- 議第3号 山県市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市基金条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第10号）
- 議第11号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第12号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 議第13号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第14号 平成23年度山県市一般会計予算
- 議第15号 平成23年度山県市国民健康保険特別会計予算

- 議第16号 平成23年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第17号 平成23年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第18号 平成23年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第19号 平成23年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第20号 平成23年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第21号 平成23年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第22号 平成23年度山口市水道事業会計予算
- 議第23号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 発議第1号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第4 採 決

- 議第3号 山口市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山口市基金条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第10号）
- 議第11号 平成22年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第12号 平成22年度山口市老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 議第13号 平成22年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第14号 平成23年度山口市一般会計予算
- 議第15号 平成23年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第16号 平成23年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第17号 平成23年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第18号 平成23年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第19号 平成23年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第20号 平成23年度山口市公共下水道事業特別会計予算

議第21号 平成23年度山口市高富財産区特別会計予算

議第22号 平成23年度山口市水道事業会計予算

議第23号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について

発議第1号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第5 特別委員会の中間報告について

行財政改革推進特別委員会

東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会

日程第6 質 疑

特別委員会の中間報告について

○出席議員（16名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利環君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	市民環境部長	松影康司君
保健福祉部長	笠原秀美君	産業建設部長	船戸時夫君
教育委員会事務局長	恩田健君	会計管理者	服部正己君
消防長	土井誠司君	総務部次長	岡田知也君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅田修一	書記	梅田敏弘
------	------	----	------

午前10時03分開会

○議長（久保田 均君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（久保田 均君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とし、委員長の報告を求めます。

最初に、総務文教委員長 藤根圓六君。

○総務文教常任委員会委員長（藤根圓六君） ただいま議長の指名をいただきましたので、総務文教委員長報告をいたします。

本委員会は、3月11日午前10時から委員会を開催し、審査を付託されました所管に属する議第3号から議第6号までの条例案件4件、議第10号、議第14号及び議第21号の予算案件3件、議第23号及び発議第1号のその他案件2件の9議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第10号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第10号）（総務文教関係）では、過疎債のソフト事業の内容、教育費、公民館費、工事請負費の減額にかかわる工事の落札率について、議第14号 平成23年度山県市一般会計予算（総務文教関係）で、総務費では、有線テレビ局事業について、4月から自主放送を取りやめることによって減額となる経費の内訳及びシーシーエヌ番組購入による自主放送の取り扱い、市ホームページリニューアル委託料について委託する理由、自主運行バス補助金について、利用が低迷する中で、運営方法の見直し検討の有無、庁舎浄化槽保守点検委託料について、下水道に接続した場合との経費の比較及び下水道に接続できない理由、総合賠償補償保険料の内容、美山支所受変電設備更新工事の内容、市国体実行委員会補助金について、一番大きなもの内容及び県補助金の有無、消防費では空調機整備工事の内容、教育費では総合体育館各種工事について、観覧席の数、体育施設指定管理について、施設数、事業内容、増額となった理由、指定管理をすることによって職員削減の有無、古田紹欽記念館各種工事の内容などの質疑応答がございました。

採決の結果、全議案全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

以上、総務文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 続きまして、産業建設委員長 小森英明君。

○産業建設常任委員会委員長（小森英明君） 産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月14日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第9号の条例案件1件、議第10号、議第14号の予算案件2件を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第14号 平成23年度山県市一般会計予算（産業建設関係）について、公園維持管理費、香り会館の管理費、農業中山間地域の直接支払い事業の増額した理由について、緊急雇用創出事業の新規事業内容について、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金を減額した理由及び導入が多くなったときの補正予算対応は、国体が開催されていないのに跡地利用で公園整備設計委託料を予算計上した理由はなどの質疑応答がございました。

なお、国体跡地公園整備設計委託については、急がないで新市長とよく検討するようにとの意見がございました。

採決の結果、3議案とも全会一致で原案のとおり可決すべきと決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 続きまして、厚生委員長 横山哲夫君。

○厚生常任委員会委員長（横山哲夫君） お許しをいただきましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月15日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第7号、議第8号の条例案件2件、議第10号から議第20号及び議第22号の予算案件12件の14議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第10号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第10号）（厚生関係）では、合併浄化槽設置補助金が減額になった理由について、議第14号 平成23年度山県市一般会計予算（厚生関係）では、全体予算では、骨格予算とした場合、市民環境部及び保健福祉部の必要額の割合について、民生費では、高齢者福祉施設等整備費補助金の内容及び関連業者の実績等について、地域子育て支援事業委託料の内容について、衛生費では、新生児聴覚検査補助金の内容及び検査項目について、し尿処理費で負担金の減額になった理由について、自殺対策事業県補助金の財源及び事業についての市の考え方について、各予防接種に対する国の施策と市の対応について、一般廃棄物処理基本計画策定業務の内容及び計画について、合併浄化槽設置補助金46基とした根拠及び内容、下水道との関連についての質疑応答がありました。

また、議第7号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、助成内容が不十分である旨の意見がありました。

討論では、議第14号から議第20号及び議第22号について、骨格予算を組むべきとの反対討論がありました。

採決の結果、議第7号、議第8号、議第10号から議第13号については全会一致で、議第14号から議第20号及び議第22号は賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 各常任委員長さん、御苦労さまでございます。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（久保田 均君） 日程第2、質疑。

ただいまより、各常任委員長に対する質疑を行います。

発言をどうぞ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 質疑なしと認めます。よって、これをもちまして第3号議案から議第23号及び発議第1号の質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（久保田 均君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第3号から議第23号及び発議第1号の討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 議第10号及び議第14号から議第23号までに反対するという立場で討論いたします。

まず、議第10号です。

これは、資料の4の今年度の補正予算ですね。この中で、まず6ページですけど、第3表地方債補正ということで、過疎対策事業、これについて補正がされています。3,500万円補正ということです。これについて私なりに検討した結果として、このうち1,060万円を除いて、それ以外は記載の趣旨を定めた地方財政法等法律に違反した違法なものであるというふうに考えますので、反対します。

具体的には、歳出予定のところの、13ページからの支出ですけれども、まず原則として、地方債を起すことができるというふうに法律が認めているのは、ある事業費について当該年度の予算、住民たちだけで負担することが適切ではない、例えば、橋をつくる、道路をつくる、みんなが将来も使う学校をつくる、そういった将来の世代も等しく負担することが望ましい事業については記載を認めますというのが大原則で

す。これはだれしも承知しています。という観点から見たときに、今回補正される具体的な事業のうち、多くが趣旨に逸脱した違法だというふうに考えます。

もちろん、議会の答弁では、県がいいと言ったというようなものもあつたらしいんですけども、国や県がいいと言おうと言うまいと、それは借金をつくらせるだけのことであって、法律に違反したことをやってはいけないというのは、自治体の自主性であります。

まず、どこがいけないか。13ページからですけど、企画費の祭り補助金、祭りは単年度の事業です。仮に毎年やっていたとしても、事業としては単年度。ですから、記載にはなじまない。今、これ、120万円ですね。

それから、次の14ページですけども、老人福祉費のヘルパー派遣事業、これも単年度に行う事業である。次のいきいき高齢者推進事業についても、その恩恵は当年度の人ですから、これは記載には全くなじまない。

15ページですけども、出産祝金、これもその出産をした家族のことですから、子供も将来何か負担しましょうというのならともかく、家族に対するものですからなじまない。

それから、15ページの下のほうの、健康診断事業費、事業委託、これも当然なじまないですね、当年度の受診者ですから。

それから、「花の都ぎふ」推進協議会、単なる協議会の負担金、単なる会費について、これを認めることはできない。

次の16ページですけど、資源回収事業の補助金、これも、資源回収も当該年度の当事者の関係者たちが当該年度の資源ごみを回収するだけですから、これは記載にはなじまない。

それから、そのページの下のほうに林業関係、森林整備がありますけれども、これは正確には次のページ、17ページの間伐関係、育林関係、これについては山というのは将来もずっと残るという意味で、その整備については記載がなじまないとは言えないと私も考えますので、ここは適正だろうというふうに判断しています。

それから、次の太陽光、これについてはやはり、この恩恵を受けるのは当面の設置者だけという原則になりますので、これはなじまない。

その下の企業立地奨励金については、これは企業が誘致されれば自治体に将来も恩恵があるという意味では適性であろうと判断します。

それから、次の、19ページ、学習支援員、これは中、小で出てきますけど、学習支援員についても当年度のある人件費ということを超えることはできないので、やはり

地方債にはなじまない。

20ページも同じ観点から、公民館の活動振興補助金、これもやっぱり当年度の限りのものである。それから、フェスタの実行委員会も同様である。花咲きホールの自主事業も、やはり当年で見えてくるものであるということですね。それから、一番下の体育振興会についてもそうですね。当年度の補助金であるということで、仮に、国や県がどうぞと言う、国や県がそういうふう言うのには理由がありますが、結果として法律を超えたものになってしまい、超えてもいいですよと言われたから、はい、超えました、市町村はそんなことは絶対やってはいけないと私は考えますので、この補正は認めることはできません。

次に、新年度の予算ですけど、資料5、予算書でいいますと、まず基本的なことですが、これは一般質問でも考え方の基本はお伝えしましたけれども、骨格予算ではないということがまずそもそもだめであるというふうに考えます。平野市長は12月から引退を表明されているという状況の中で、4月に行われる市長選で新しい市長が生まれる、こういう場合はいわゆる骨格予算にするというのは自治体の常識である。それは、そうしないと自治体の混乱が起きるし、いろんな意味で不都合が起きる。ですから、そこはどうしても必要な部分にしようという経験則なんですね。委員会で、例えば市民環境部にお聞きしたところ、どうしても必要な経常的な経費はどこなのかと、いわば骨格的なものです、それは大体6割から7割であろうと。大まかな意味では、そういう答えがありました。それから、保健福祉部では、いろんなことがあるから、大体8割ぐらいかなというような趣旨の答弁がありました。こういうふうに考えますと、やはり満額、しかも前年度よりちょっと多い予算というのは骨格ではないと、とても行き過ぎたものであるというふうに考えます。

そもそも、一般に、いろんな学者とか通説でも、大体、自治体のトップの個性で新しい事業に振りかえることができるのは20%台であろうと、2割台であろうと言われていています。そういった意味でも、今の六、七割から8割が骨格であろうという現場の部長の答弁もわかりますが、やはり今回の予算はその程度の額にすべきであったということで、個々に何がということは申しませんが、骨格を超えている部分は認めることはできないというふうに考えます。

それから、次の理由ですけど、まず債務負担行為の関係ですけど、これは一般質問でも私の考えは申し上げましたけれども、予算書の8ページに債務負担行為、第2表というのがあります。ここに、本来、当該年度に新たに発生する債務負担行為は計上して議会に説明がされて議決を経なければならない、これが法律の定めです。さ

らに、179ページ、ここから債務負担の個々の調書というのがあって、ここにも当然計上して、毎年度終了するまで残されて議決されていくものなわけですね。ところが、指定管理について、今回、12月議会で何件かこの議会で議決しました。それから、従前から続いている指定管理案件もあります。そういったものが1つも計上されていない、債務負担行為が設定されないということは違法であるというふうに私は考えます。

この議場で、一般質問の答弁で、県がいいと言った、岐阜県には債務負担を組んでいるところはないという話でした。しかし、私がいろんな知り合いに聞いた、あちこちの岐阜県以外の自治体の議員たちは、みんなうちは組んでいますと言われた。それは、ひょっとしたら山縣市が悪いよりは県が悪いのかもしれないよ。でも、去年の12月28日に総務省の自治省行政局長が各道府県知事、あるいは指定都市の市長、議長あてに出した通知があります。指定管理制度の運用についてと。ここには、貴都道府県内、つまり岐阜県の市区町村に対しても、この通知について周知をよろしくと書いてある。その中に、2ページの書類ですけど、指定管理が複数年度にわたり、かつ地方公共団体から指定管理に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には債務負担行為を設定することということですね。これは多くの自治体がやっているけど、やっていない自治体があるからですよ。この文書の根拠を国は書いています。自治法の252条の17の5に基づき助言ですね。この条項は、助言及び勧告という定めなんです。だから、自治体にはこうしなさいよという一種の国からの命令に近いものですよ。そういったものなのに、どうもそれも見えていないととれるような感じを受けました。

○議長（久保田 均君） 寺町議員、もう少し簡明に的確によろしく。

○12番（寺町知正君） 違法理由を述べています。

○議長（久保田 均君） 従ってください。

○12番（寺町知正君） それに対する答弁を聞きますと、では、債務負担がないから、来年は、じゃ、100万円にしてもいいねということになるという、これは請け負う業者が担保がないから困るから、指定管理でもそうです、他の契約でもそうなんです。債務負担を組んでくれと、長期契約の場合は。今までそれがあったから、業者から頼まれてやってきたんです。法律もそれでやったんです。それをしないと、来年は、じゃ、勝手にどんと減らしましょうということができてしまうんです。それでいいならいいんですよ、山縣市が。

見ていてやらなかったらもっと悪いわけですが、もう一点、債務負担の関係で、いわばこれは水の処理関係ですけど、グランドルールという旧高富町が結んだ業界との協定

書があります。これは、高富町議会は毎年債務負担を組んできた。当初、28年、たしか2億4,000万という協定でしたから、毎年やってきたんです。ところが、山口市になっずずっと調べたら、1つもない。この議場の答弁を聞くと、合併のときに、協議でそれはもういいということになったという趣旨でした。ということは、協定を破棄したわけですね。山口市がいまだにことしの予算でもそう、下水道区域内の公園を下水につながるのはやめてくれと業界から言われているという答弁があった。それは、本当はここにグラウンドルールがもとであろうとだれもが思っているんですが、これはもうないわけだから、きちっと行政は、通常の本来の事業として下水を広げるところは広げるということで、業界に負担をする必要はないわけですね。そういう趣旨の答弁がありました。そこを明確に伝えられていなかった議会もうかつだとは思いましたけれども、とにかくそれがわかった今、私は反対します。

もう一点、具体的に言いますと、126ページの国体跡地利用のことですね。これについて、2,000万円の設計委託費が出るということで、これについても極めて無計画であると。国体がまだ開かれてもいないのに跡地の設計をしようという、極めて強引なものであると。それから、将来、ここに企業立地という声は強く出ていました。特に、この議会でも何度もそういったことが議論されてきたわけですけど、そういったことの可能性もなくしてしまうわけですね。執行者の理由は、特例債の中の説明として、公園にしますという趣旨で起債を認めてもらったということなので、公園を逸脱、こういうことはできないという趣旨の答弁がありました。もし仮にどうしてもだめだと国が言うなら、もちろん、最初は交渉すべきですけど、どうしてもだめだと言うなら、一部なり全部なり、繰り上げ償還などをして、でも将来の土地利用の融通性を残す、それが有効な土地利用であろうということは明らかなんです。じゃ、返すというときに、残念ですが、今年度、この新年度で64億の基金が約70億までいく見込みですというふうに財政が言っていますので、この土地の取得のために8から9億だったと思いますが、それは十分に財源的にあるだろうと。あるいは、合併特例債、130億ちょっと借りている中で、1割を基金として積んでいる山口市ですから、合併特例債の中の融通という広い考え方をすれば、約十数億の中の10億弱を使えば繰り上げ償還は可能。そういう意味で、財源的にはあるわけですね。そうすることによって、多くの人々が期待している企業誘致の場所がそこに残るわけだから、そこに努力をすべきであろうと。そういった観点で、私は公園の跡地利用の委託費は反対いたします。

もう一点、補足ですけれども、議案の7号の福祉医療費については、私は高校生、18歳まで無料にすべきであるということを12月議会で申し上げました。そういった観点で

は不十分であると思いますが、とはいえ、中学生まで上げるということはその過程の1つですので、反対はいたしませんけど、できれば18歳まで見てほしかったと思っております。

以上、討論といたします。

○議長（久保田 均君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、議第3号から議第23号及び発議第1号の討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（久保田 均君） 日程第4、採決。

ただいまから、第3号議案から第23号及び発議第1号の採決を行います。

最初に、議第3号 山県市部設置条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議第4号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第5号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

議第6号 山口市基金条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第7号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第8号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第9号 山口市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第10号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第10号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第11号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第12号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第13号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第14号 平成23年度山県市一般会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第15号 平成23年度山県市国民健康保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第16号 平成23年度山県市介護保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第17号 平成23年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第18号 平成23年度山県市簡易水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第19号 平成23年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第20号 平成23年度山県市公共下水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第21号 平成23年度山県市高富財産区特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案の

とおりの可決されました。

議第22号 平成23年度山口市水道事業会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第23号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第1号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 特別委員会の中間報告について

○議長（久保田 均君） 日程第5、特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

行財政改革推進特別委員会、東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会から中間報告をしたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、特別委員会から申し出のとおり、中間報告を受けることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの特別委員会から中間報告を受けることに決定いたしました。

初めに、行財政改革推進特別委員会委員長 杉山正樹君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（杉山正樹君） 行財政改革推進特別委員会中間報告をさせていただきます。

総合計画は、地域づくりの最上位に位置づけられた行政運営の総合的な指針となる計画であります。

本委員会は、行財政改革の一環として、将来目標や基本的施策を実現するための必要な手段、施策を体系的に明らかにすることを目標に、分野別基本計画の内容について、序論、各論における調査、検証を行いました。

調査、検証の内容については、5月28日、総務部消防本部所管事業では、第1次山県市総合計画（後期基本計画）の序論について説明を求め、計画を作成するに当たり、アンケートの内容は前回と同様か、現時点の課題を調査すべきではないか、総人口が減少傾向にあるにもかかわらず、将来の推計総人口が当初の総合計画の数値でよいのか、財政計画では市債償還分を計算し数年くらいを公表すべきではないか等の質疑及び回答がありました。

また、各論につきましては、経費削減の文言が各所に出てくるが、基本的な具体策は、中でも指定管理者制度をどう推進するのか、自主運行バスとディマンド方式の考え方をどうするのか、人事評価制度、行政評価制度について今後の取り組み及び職員定数適正化の計画は、各種審議会や委員会に市民公募をどう促進するのか等の質疑及び回答がありました。

次に、7月9日、市民環境部所管事業では、国民健康保険の給付額を少なくするための自己健康管理の啓発活動は、水道事業のあり方について市民に水道ビジョンを示すべきではないか、公共下水道の加入率向上に向けた促進計画は、クリーンセンターのごみ処理体制、ごみステーションの見直しは、住宅環境問題では草刈り、不法投棄、畜産公害、悪臭問題などの環境面への対応は等の質疑及び回答がありました。

次に、8月24日、9月17日に保健福祉部所管事業では、地域保健活動の地域リーダー養成の具体的プロセスは、若年及び高齢者障がい者対策について成果と今後の課題は、介護保険料、介護施設、介護士等の今後の見通しは、保育サービスの充実への具体的な

計画と現状、指定管理者、民営化の導入に対する状況は、地域医療体制の強化について今後積極的な具体策は、就学前の教育推進体制づくりにおける地域性の考え方は、配偶者等の暴力防止及び被害者保護に対する対応は等の質疑及び回答がありました。

次に、10月13日、産業建設部所管事業では、山地災害の未然防止について不在地主分の土地管理責任は、市営住宅の建てかえの実施計画は、地積調査の推進実施計画は、都市計画道路の見直し、東海環状インター周辺のマスタープランの内容は、市民参加による市街地活性化対策の内容と進め方は、企業誘致、民間開発による誘導策等は、山地、河川、道路等の危険箇所の整備計画と問題点を市民に明示する考えは、耕作放棄地管理や担い手不足問題の今後の対策は等の質疑及び回答がありました。

次に、11月16日、教育委員会所管事業では、希少動植物の種類及び調査体制は、学校施設の耐震強度調査で調査結果と今後の整備状況は、不登校対策とか軽度発達障がい者等の対応は、中央公民館の統一化は、青少年の海外派遣の現状と今後の方向性は、総合計画での小学校、中学校の適正規模の基本方針概念は、教育センターの機能と方向性は、特色ある教育内容の充実等は等の質疑及び回答がありました。

また、議員派遣による視察研修では、8月5日から8月6日、亀山市、南伊勢町、10月26日には多治見市の視察研修を実施しました。

8月5日から8月6日、亀山市、南伊勢町の視察研修での共通特定調査事項では、税等徴収率の向上対策、地域自治組織への事業移管、外部委託による事務事業の効率化、地方公営企業の経営健全化。個別特定調査事項では、亀山市において、第1次行政改革大綱における反省点は何か、そのことを第2次行政改革大綱に反映させる観点、論点はどのようなであったか、第2次行政改革大綱策定における基本方針や市政、目標などはどのようなか、第1次及び第2次行政改革大綱策定における市長と職員の関係、つまり第1次、第2次それぞれにおいて、市長が求めたところはどこか、職員が積極的に提案したところはどこか等の調査研究を行いました。

次に、南伊勢町では、南伊勢町予算説明書『もっと知りたいみんなの予算』の市民や職員の評価はどのようなか、改善したい点はどのようなことか、経費や配布方法はどのようなか、ケーブルテレビにおける南伊勢町の行政チャンネルの概要とその経費、デジタル完全移行に係る対応はどのようなか等の調査研究を行いました。

次に、10月26日、多治見市での特定調査事項では、健全な財政に関する条例の現状、改善点、税等徴収率の向上対策、目標管理システム導入の目標、現状、改善点、希望降格制度の目的、現状、改善点、人材育成基本計画案のねらい、現状、改善点について等の調査研究を行いました。

以上、行財政改革推進特別委員会の中間報告をまとめさせていただきました。

○議長（久保田 均君） 続きまして、東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会委員長 石神 真君。

○東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会委員長（石神 真君） 議長の許可をいただきましたので、東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会の中間報告をいたします。

本委員会は、平成22年度において5月31日に第1回目を開催し、東海環状自動車道西回りルートにおける大垣市綾野地内の工事現場を視察いたしました。現場においては、国土交通省岐阜国道事務所の建設監督官により高架橋鋼上部工事及び今後の計画について説明を受けました。

第2回目は7月13日と14日に小浜市へ視察研修を行い、市役所では建設にかかわる問題事項及びインター周辺整備等についての説明を受け、工事現場においては中日本高速道路株式会社敦賀工事事務所の工務課長より説明を受けました。

第3回目を8月26日に開催し、国道418号つけかえ道路の八百津町地内にある新旅足橋を視察いたしました。

第4回目は11月18日に開催し、東海環状自動車道事業の進捗状況及び植物、哺乳類調査、水利用調査等の内容について説明を受けました。また、国道418号の中洞工区、葛原工区の工事内容についても説明を受けました。

以上、東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会の中間報告といたします。

日程第6 質疑

○議長（久保田 均君） 日程第6、質疑。

ただいまから、特別委員長の中間報告について質疑を行います。

発言をどうぞ。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。これもちまして、質疑を終結いたします。

○議長（久保田 均君） 本日の議事日程はすべて以上で終了いたしました。

これにて会議を閉じます。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成23年第1回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦勞さまでございました。

午前10時49分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 久保田 均

6 番 議 員 宮 田 軍 作

15 番 議 員 村 瀬 伊 織